

# 尾三消防組合消防力整備計画

第 8 次策定 令和元年度～令和 10 年度  
(中間見直し)



尾三消防組合



## はじめに

令和元年度から始まった「尾三消防組合消防力整備計画（第8次）」について、この度、3年間の実績をもとに、現状の効果の検証を行いました。

当組合管内は、都市機能の充実による人口増加と高齢化という社会構造の変化が著しく、消防需要は増加傾向にあります。また、周期的にまん延の波が続いている新型コロナウイルス感染症や、地球環境の変化に伴い激甚化する気象災害への対応など、消防に課せられる役割はますます大きくなっていきます。

このような、社会情勢や管内状況の変化を踏まえ、本計画の進捗状況や成果指標の達成状況について、計画前期の検証・評価を行い、その結果を計画後期に反映させ、消防体制の在り方や取組事項の方向性を、今後の消防需要に適切、かつ効果的に対応するため中間見直しを行いました。

これにより、本計画の基本理念である「安全で安心な暮らしを実感できる地域の実現」のため、計画後期も引き続き、地域の特性に即した災害対応の推進と広域化により得られたメリットを最大限活用するとともに、消防力の充実強化を図ってまいります。

結びに、計画の策定にあたり、多くの貴重な御意見をいただいた皆様に心から感謝申し上げますとともに、引き続き消防行政に対する御理解、御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和5年3月

尾三消防組合 管理者 小 山 祐

## 目次

第1章	計画の趣旨	1
1	計画の背景	3
2	計画の位置付け	3
3	計画の構成	4
4	計画の期間と評価	4
第2章	現状分析と将来予測	7
1	現状と課題	9
(1)	現状	9
(2)	消防広域化による効果	28
(3)	課題	40
2	将来予測	44
(1)	消防需要の推移	44
(2)	求められる消防体制	49
ア	スケールメリットを最大限生かした消防体制（フェーズ1）	49
イ	消防需要に対応する効果的・効率的な消防体制（フェーズ2）	50
第3章	これまでの計画の展開と重点取組事項の評価	53
	基本方針1 住民サービスの更なる向上	58
1-1	消防体制の充実強化	58
1-2	救急体制の充実強化	66
1-3	防火安全対策の推進	74
1-4	大規模災害への対応力強化	84
	基本方針2 消防を支える組織体制の強化	94
2-1	施設・設備の充実強化と効率化	94
2-2	人材育成の推進	102
2-3	関係機関との連携強化	110
	基本方針3 組合運営を支える組織マネジメント	112
3-1	将来を見据えた消防体制の検討	112

3 - 2	消防施設の長寿命化	120
3 - 3	財政基盤の安定化	122
第4章	これからの計画の展開と重点取組事項	125
1	基本理念	127
2	基本方針	127
基本方針1	「住民サービスの更なる向上」	127
基本方針2	「消防を支える組織体制の強化」	127
基本方針3	「組合運営を支える組織マネジメント」	127
3	重点取組事項	128
(1)	取組の体系	128
(2)	消防組合全体の指標	130
(3)	各重点取組事項	133
基本方針1	住民サービスの更なる向上	134
1 - 1	消防体制の充実強化	134
1 - 2	救急体制の充実強化	142
1 - 3	防火安全対策の推進	150
1 - 4	大規模災害への対応力強化	160
基本方針2	消防を支える組織体制の強化	170
2 - 1	施設・設備の充実強化と効率化	170
2 - 2	人材育成の推進	178
2 - 3	関係機関との連携強化	186
基本方針3	組合運営を支える組織マネジメント	188
3 - 1	将来を見据えた消防体制の検討	188
3 - 2	庁舎施設の長寿命化	196
3 - 3	財政基盤の安定化	198
第5章	資料編	201
1	成果指標一覧表	203
2	消防車両等の整備について	207
3	消防職員の定員について	215

4	令和5年度から令和7年度財政計画書（案）	219
5	尾三消防組合消防力整備計画策定要綱	220
6	尾三消防組合・豊明市・長久手市新消防組合基本構想 （消防広域化重点項目に関する協定）	222

# 第1章 計画の趣旨





## 第1章 計画の趣旨

### 1 計画の背景

消防組織は、災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする必要があります。

しかしながら、小規模な消防本部においては、出動体制、保有する消防用車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されることがあるなど、消防の体制としては必ずしも十分でないという課題を抱えていました。

これらを克服するため、「住民サービスの更なる向上」、「消防を支える組織体制の強化」、「組織運営を支える財政基盤の安定」を基本方針とし、尾三消防組合は平成30年4月1日から消防広域化をスタートさせました。

広域化により、それぞれの消防本部が保有していた消防力が統合され、消防基盤の強化が図られましたが、都市機能の充実による人口増と高齢化という社会構造の変化への対応や、地球環境の変化による大規模な気象災害への対応など、消防体制の充実強化を上回るスピードで災害発生リスクが高まっていることから、地域の実情や人口割合等を勘案した消防力の効果的な運用が不可欠です。

そこで、尾三消防組合では、地域住民の安全・安心を守るため、中長期的な視点から署所への人員・車両配置の再編など、広域化により得られた消防力を最大限に活用し、いかなる情勢下においても地域住民の負託に応えることのできる盤石な消防組織を構築するため、今後10年間の本組合が目指すべき姿を明確にし、これを実現するための基本的な政策方針、重要施策、達成目標などを総括した、尾三消防組合消防力整備計画（第8次）を策定しました。

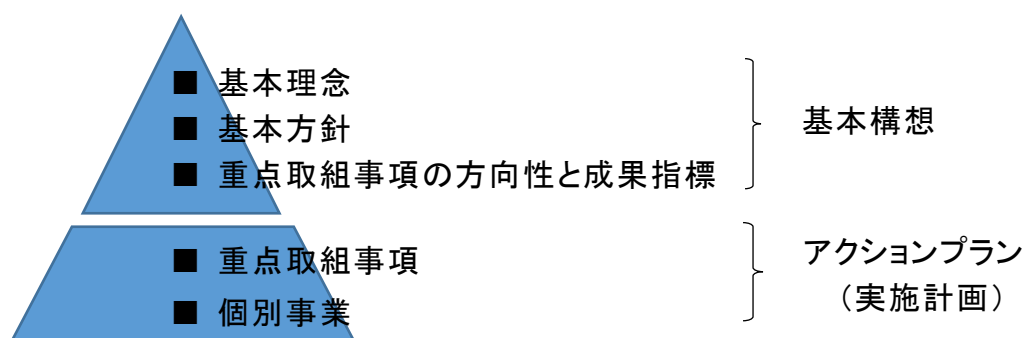
### 2 計画の位置付け

本計画は、本組合の消防行政運営において最上位に位置付く計画であり、消防力整備の指針として「安全で安心な暮らしを実感できる地域の実現」を基本理念に掲げ、本計画を推進していきます。

3 計画の構成

本計画の構成は、「基本構想」と「アクションプラン（実施計画）」による2階層の構成とし、基本構想では、基本理念の実現に向けた3つの基本方針と、方針に基づく重点取組事項の方向性並びに成果指標を示します。

実施計画では、基本構想に基づく重点取組事項を始め、具体的な個別事業を計画します。



4 計画の期間と評価

(1) 計画の期間

計画の期間は、長期的かつ総合的な視点に立った取組が求められることから、令和元年度から令和10年度までの10年間とします。

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
基本構想	基本理念・基本方針									
	重点取組事項の方向性 【フェーズ1】 ..... 【フェーズ2】									
アクションプラン (実施計画)	[Blue arrow]			[Blue arrow]		[Blue arrow]		[Yellow arrow]		
	[Blue arrow]		[Blue arrow]			[Blue arrow]		[Yellow arrow]		
	[Blue arrow]	[Blue arrow]		[Blue arrow]			[Yellow arrow]		[Yellow arrow]	
	[Blue arrow]	[Blue arrow]	[Blue arrow]		[Blue arrow]			[Yellow arrow]		[Yellow arrow]
	[Blue arrow]	[Blue arrow]	[Blue arrow]	[Blue arrow]		[Blue arrow]			[Yellow arrow]	
	[Blue arrow]	[Blue arrow]	[Blue arrow]	[Blue arrow]	[Blue arrow]	[Blue arrow]		[Yellow arrow]		

★ 計画後3か年の実績をもとに「消防広域化効果の検証」と「新たな方向性の検討」

なお、計画の期間を大きく2つに区分し、前期を「フェーズ1」、後期を「フェーズ2」と位置付けます。

(2) 評価・見直し

基本構想における重点取組事項の方向性については、計画中期（令和4年度）の時点で、計画初年度からの3年間の実績をもとに、消防広域化による各種効果を検証・評価のうえ、管内情勢の変化、計画の進捗状況、成果指標の達成状況などを踏まえ、今後の消防需要に対応するための消防体制の在り方・方向性等について検討したうえで、その結果を計画後期に反映させる見直しを行います。

アクションプラン（実施計画）については、計画の進捗をより確かなものとするため、計画期間を3年間とし、毎年度見直しを行います。



## 第2章 現状分析と将来予測



## 第2章 現状分析と将来予測

消防力整備計画の策定に係る取組や課題を把握するため、現在の消防事務の処理状況と、計画期間を含む将来の消防需要について整理しました。

### 1 現状と課題

#### (1) 現状

尾三消防本部は、旧尾三消防本部（日進市、みよし市、東郷町）、旧豊明市消防本部、旧長久手市消防本部が平成30年4月1日に消防広域化してスタートした消防本部です。広域化により管轄人口は約32万人、管内面積約130km<sup>2</sup>、1本部9署所、消防吏員数334名（条例定数352名）という体制となり、地域の消防需要に対応しています。

#### ア 地域の現況と災害の発生状況

過去10年間において管内人口・世帯数は増加傾向にあり、特に日進市、長久手市の増加が顕著です。管内全域の人口増加率は年間1%程度、世帯数は1～2%程度で推移していましたが、直近では横ばいとなっています（表1.1、図1.1）。危険物施設は全国的な傾向と同様に減少傾向にありますが、中高層建物<sup>①</sup>や防火対象物<sup>②</sup>は増加傾向となっています。

火災や救助の発生件数は、減少又は横ばいの傾向にあります。救急件数は令和2年に減少しましたが、これは新型コロナウイルス感染症によるものと推測され、令和3年には増加しています（表1.2、図1.2）。

①中高層建物：高さ15m以上の建築物をいう。

②防火対象物：山林又は舟車、船きょ若しくはふ頭に繋留された船舶、建築物その他の工作物若しくはこれらに属するもの（消防法第2条第2項）。

表 1.1 管内人口の推移（平成 25 年～令和 4 年） (人)

人 口	豊明市		日進市		みよし市		長久手市		東郷町		合計	
平成25年	68,434	-	85,365	-	59,141	-	51,639	-	42,078	-	306,657	-
平成26年	68,448	(0.0%)	86,099	(0.9%)	59,474	(0.6%)	53,173	(2.9%)	42,482	(1.0%)	309,676	(1.0%)
平成27年	68,604	(0.2%)	87,084	(1.1%)	59,885	(0.7%)	54,644	(2.7%)	42,596	(0.3%)	312,813	(1.0%)
平成28年	68,674	(0.1%)	88,256	(1.3%)	60,365	(0.8%)	55,680	(1.9%)	42,878	(0.7%)	315,853	(1.0%)
平成29年	68,802	(0.2%)	89,202	(1.1%)	60,860	(0.8%)	56,627	(1.7%)	43,280	(0.9%)	318,771	(0.9%)
平成30年	68,728	-(0.1%)	90,154	(1.1%)	61,070	(0.3%)	57,466	(1.5%)	43,525	(0.6%)	320,943	(0.7%)
令和元年	68,817	(0.1%)	90,974	(0.9%)	61,153	(0.1%)	58,545	(1.8%)	43,833	(0.7%)	323,322	(0.7%)
令和2年	69,027	(0.3%)	91,652	(0.7%)	61,040	-(0.2%)	59,499	(1.6%)	44,057	(0.5%)	325,275	(0.6%)
令和3年	68,839	-(0.3%)	92,562	(1.0%)	61,236	(0.3%)	60,035	(0.9%)	44,003	-(0.1%)	326,675	(0.4%)
令和4年	68,337	-(0.7%)	93,042	(0.5%)	61,218	(0.0%)	60,352	(0.5%)	43,741	-(0.6%)	326,690	(0.0%)

※各年 4 月 1 日現在の人口。※括弧内の数値は前年からの増減率を表します。

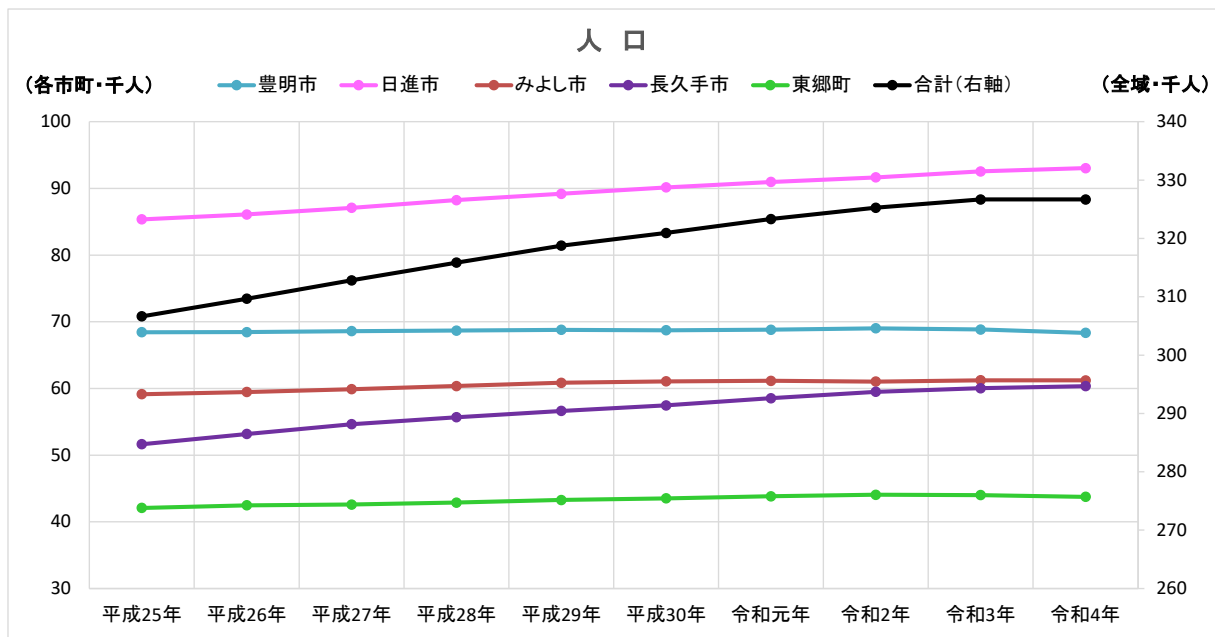


図 1.1 管内人口の推移（平成 25 年～令和 4 年）



表 1.2 救急出動件数の推移（平成24年～令和3年）（件）

救急	豊明市		日進市		みよし市		長久手市		東郷町		合計	
平成24年	2,652	-	2,615	-	1,848	-	1,579	-	1,188	-	9,882	-
平成25年	2,760	(3.9%)	2,659	(1.7%)	1,808	-(2.2%)	1,582	(0.2%)	1,282	(7.3%)	10,091	(2.1%)
平成26年	2,792	(1.1%)	2,677	(0.7%)	1,719	-(5.2%)	1,729	(8.5%)	1,377	(6.9%)	10,294	(2.0%)
平成27年	2,818	(0.9%)	2,818	(5.0%)	1,839	(6.5%)	1,803	(4.1%)	1,450	(5.0%)	10,728	(4.0%)
平成28年	2,898	(2.8%)	2,840	(0.8%)	1,830	-(0.5%)	1,918	(6.0%)	1,377	-(5.3%)	10,863	(1.2%)
平成29年	2,911	(0.4%)	2,987	(4.9%)	1,969	(7.1%)	1,993	(3.8%)	1,535	(10.3%)	11,395	(4.7%)
平成30年	3,127	(6.9%)	3,215	(7.1%)	2,089	(5.7%)	2,094	(4.8%)	1,514	-(1.4%)	12,039	(5.3%)
令和元年	3,059	-(2.2%)	3,214	(0.0%)	2,085	-(0.2%)	1,985	-(5.5%)	1,564	(3.2%)	11,907	-(1.1%)
令和2年	2,639	-(15.9%)	2,817	-(14.1%)	1,853	-(12.5%)	1,742	-(13.9%)	1,445	-(8.2%)	10,496	-(13.4%)
令和3年	2,850	(7.4%)	2,967	(5.1%)	1,989	(6.8%)	1,792	(2.8%)	1,450	(0.3%)	11,048	(5.0%)

※管轄区域外への出動を除きます。※括弧内の数値は前年からの増減率を表します。

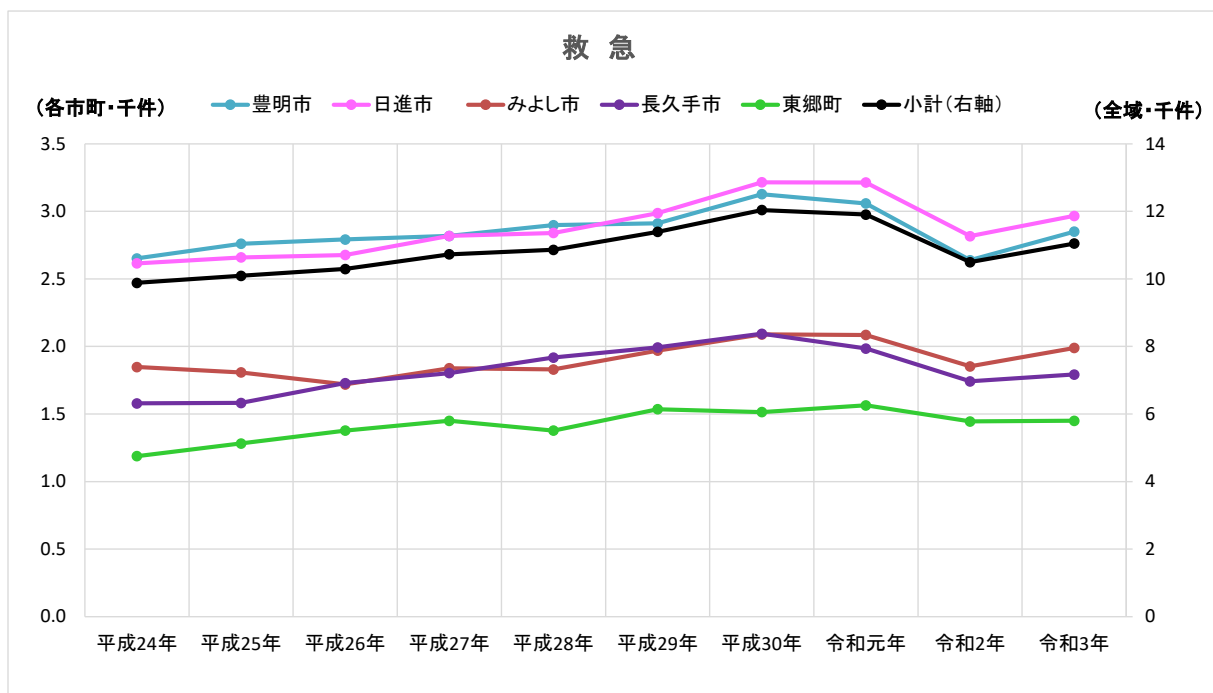


図 1.2 救急出動件数の推移（平成24年～令和3年）

※令和2年の減少は新型コロナウイルス感染症によるものと推測されます。

イ 消防力の配置状況

消防力の配置状況として、災害出動の拠点となる消防署所は、特別消防隊、5消防署、3出張所の9署所体制となっています。これらの署所に、水槽付消防ポンプ自動車等（以下「タンク車」という。）、救急車、救助工作車等の

## 第2章 現状分析と将来予測

消防車両が配置されています（表 1.3、1.4）。

消防力の配置状況については、(ア)『消防力の整備指針』に基づく配置数の妥当性、(イ)消防力の運用効果（消防署所から各地域への到着状況）、(ウ)消防力の適正配置（消防需要に対して最も効率的な配置）の評価を行いました。

表 1.3 消防庁舎の概要（令和4年4月1日現在）

消防庁舎名	所在地	構造	敷地面積 (m <sup>2</sup> )	竣工年月日	経過 年数 (年)
尾三消防本部 特別消防隊	東郷町大字諸輪字曙 18 番地	鉄筋コンクリート造	4,811.24	昭和 48 年 4 月 1 日 ※平成 17 年耐震改修	49
豊明消防署	豊明市沓掛町宿 234 番地	鉄筋コンクリート造	6,619.40	平成 10 年 3 月 1 日	24
日進消防署	日進市本郷町宮下 3 番地	鉄筋コンクリート造	5,033.00	平成 2 年 6 月 1 日	32
みよし消防署	みよし市福谷町才戸 50 番地	鉄筋コンクリート造	5,716.38	平成 6 年 12 月 1 日	27
長久手消防署	長久手市岩作長池 51 番地	鉄筋コンクリート造	5,785.60	昭和 58 年 11 月 1 日	38
東郷消防署	東郷町大字春木字榎池 16 番地	鉄筋コンクリート造	4,878.00	平成 10 年 12 月 1 日	23
豊明消防署 南部出張所	豊明市新栄町 3 丁目 376 番地 2	鉄筋コンクリート造	1,288.60	平成 21 年 4 月 1 日	13
日進消防署 西出張所	日進市浅田町西浦 15 番地	鉄筋コンクリート造	2,108.00	平成 16 年 4 月 1 日	18
みよし消防署 南出張所	みよし市明知町西ノ口 59 番地の 17	鉄筋コンクリート造	2,573.40	昭和 59 年 4 月 1 日	38

表 1.4 各消防署所の消防力配置状況（令和4年4月1日現在）

消防署所	主要な配置車両（台）							配置 人員 (人)
	指揮車	タンク車	水槽車	救急車	はしご車	救助工作車	化学車	
特別消防隊	1	1		1		1		36
豊明消防署		2	1	2	1	1	1	50
日進消防署		2	1	2	1			44
みよし消防署		1	1	1	1		1	35
長久手消防署		2	1	2	1	1		50
東郷消防署		2	1	1				35
豊明消防署 南部出張所		1		1				12
日進消防署 西出張所		1		1				12
みよし消防署 南出張所		1		1				12
計	1	13	5	12	4	3	2	286

(ア) 『消防力の整備指針』に基づく検討

市町村が目標とすべき消防力の整備水準は、『消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）』において示されています。各消防機関は、同指針に基づく目標数を基本とし、地勢や道路事情等の地域特性を勘案して消防力の整備目標を定めています。消防力の整備指針に基づく消防力の目標数と現有数との比較を表1.5に示します。

表 1.5 消防力の整備指針に基づく消防力の目標数と現有数（令和4年4月1日現在）

消防力		消防力の整備指針の 主要な指標	消防力の整備指針 に基づく目標数	現有数
消防署所		市街地人口	10 署所	9 署所
消防車両	指揮車	消防署の数	5 台	1 台
	タンク車	市街地及び準市街地人口	15 台(3)	13 台(0)
	はしご車	中高層建物	5 台	4 台
	化学車	危険物施設 (第4類危険物の5対象施設)	2 台	2 台
	救急車	人口	12 台(3)	12 台(1)
	救助工作車	消防署の数	5 台	3 台
消防職員（車両運用人員） （休暇日数等を考慮）		配置車両数に基づく 搭乗人員数	455 人	309 人

※消防署所の現有数（9署所）には、尾三消防本部特別消防隊を含む。  
括弧内の数値は、予備車を表す。

a 消防署所

消防署所について、消防力の整備指針では、市街地に配置する消防署所の目標数は、市街地人口に応じた数が基本として示されています。

令和4年4月1日現在の管内人口は約32万6千人（うち市街地人口約32万人）であり、消防力の整備指針の別表第一（市街地に配置すべき署所の数）から、9署所という数は妥当と考えられます。

b 消防車両

消防車両について、消防力の整備指針では、消防署所と同様に、車両の種類毎に人口等に応じた配置目標数が示されていますが、現有数と

比較すると、指揮車、タンク車、救助工作車が不足しています。

(a) 指揮車

指揮車について、消防力の整備指針では、消防署と同数を整備することとされています。指揮隊は火災事案など複数部隊が活動する際の消防活動の指揮を執るとともに、情報収集や安全管理などの重要な役割を果たします。特に火災等の初期段階における活動方針の決定は重要であり、そのためにも迅速な現場到着が必要になりますが、広域化により管内面積が拡大していることから、全ての災害現場への迅速な出動や、複数箇所ですべて同時に発生する災害への対応は困難です。将来的には目標数に近づくよう整備していくことが望ましいと言えます。

(b) タンク車

タンク車について、消防力の整備指針では、概ね市街地及び準市街地の人口に基づき配置数が定められています。現有台数は整備指針よりも2台不足していますが、タンク車の機能は化学車により代用が可能であり、現状の消防力で一定の対応は可能と考えられます。ただし、一般の火災と危険物施設火災が同時発災した場合における影響については配慮する必要があります。

また、どのような消防活動を行うことができるかは、車両数だけでなく乗車人員数が重要な要素となります。例えば、建物火災現場へ最先着する消防隊員の数が、3名では人命検索・救助活動の実施が難しくなりますが、5名なら人命検索、救助活動及び援護注水が可能となるなど、消防隊の活動内容が変わってきます（消防力の整備指針では、タンク車に乗車する消防隊の隊員数は5名または4名とされています）。

現状では、タンク車の乗車人員は3名から5名であり、さらに、特別消防隊や3出張所では消防隊と救急隊の兼務となっています。

各署所に配置される消防隊の活動内容を踏まえ、必要に応じて乗車人員数の確保についても検討する必要があると考えられます。

(c) 救助工作車

救助工作車について、消防力の整備指針では、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和61年自治省令第22号）」に基づき、消防署と同数を整備することとされています。現有台数は整備指針よりも2台不足していますが、尾三消防本部では、タンク車に救助資機材を積載した救助タンク車の整備が進められており、救助事案が発生した場合には、救助タンク車が現場到着して初動対応を行い、後着の救助工作車と連携した活動を行うことが可能です。したがって、現状の消防力で一定の対応が可能と考えられます。

ただし、現状の救助隊3隊のうち1隊（5名）は専任ですが、2隊は一部兼任（5名のうち2名は水槽車を乗換運用）としていることから、各署所に配置される消防隊の活動内容や出動頻度を踏まえ、必要に応じて乗車人員数の確保を検討する必要があると考えられます。

(d) 消防職員（消防車両の運用人員）

消防職員について、消防力の整備指針では、消防車両の種類に応じて搭乗人員数が定められていますが、構成市町が広域化協議の際、令和2年度からは消防職員数を332名と合意された経緯もあり、当面の間はこの職員数でスケールメリットを発揮していく必要があります。しかし、現在の消防車両の運用人員数は、全国的な傾向と同様に、消防力の整備指針に基づく数よりも大幅に少なくなっています。

前記したように、現有車両の一部では、車両の乗り換えや消防隊と救急隊の兼務等を行っているため（表1.6参照）、消防活動の内容や出動件数・頻度の多少を踏まえて、消防活動に支障の出ることが無いよう、車両運用人員を整備していく必要があると考えられます。

(イ) 消防力の運用効果の評価

今後10年間の消防力整備計画の検討にあたり、現在の消防需要に対する消防力の運用効果の評価を行いました。前提とした消防署所及び消防車両の配置は、図1.3及び表1.6のとおりです。消防車両については、車両の種類毎に当番人員による第1出動が可能な台数により評価を行いました。

管内全域における運用効果の評価結果を署所、車両ごとに示します。

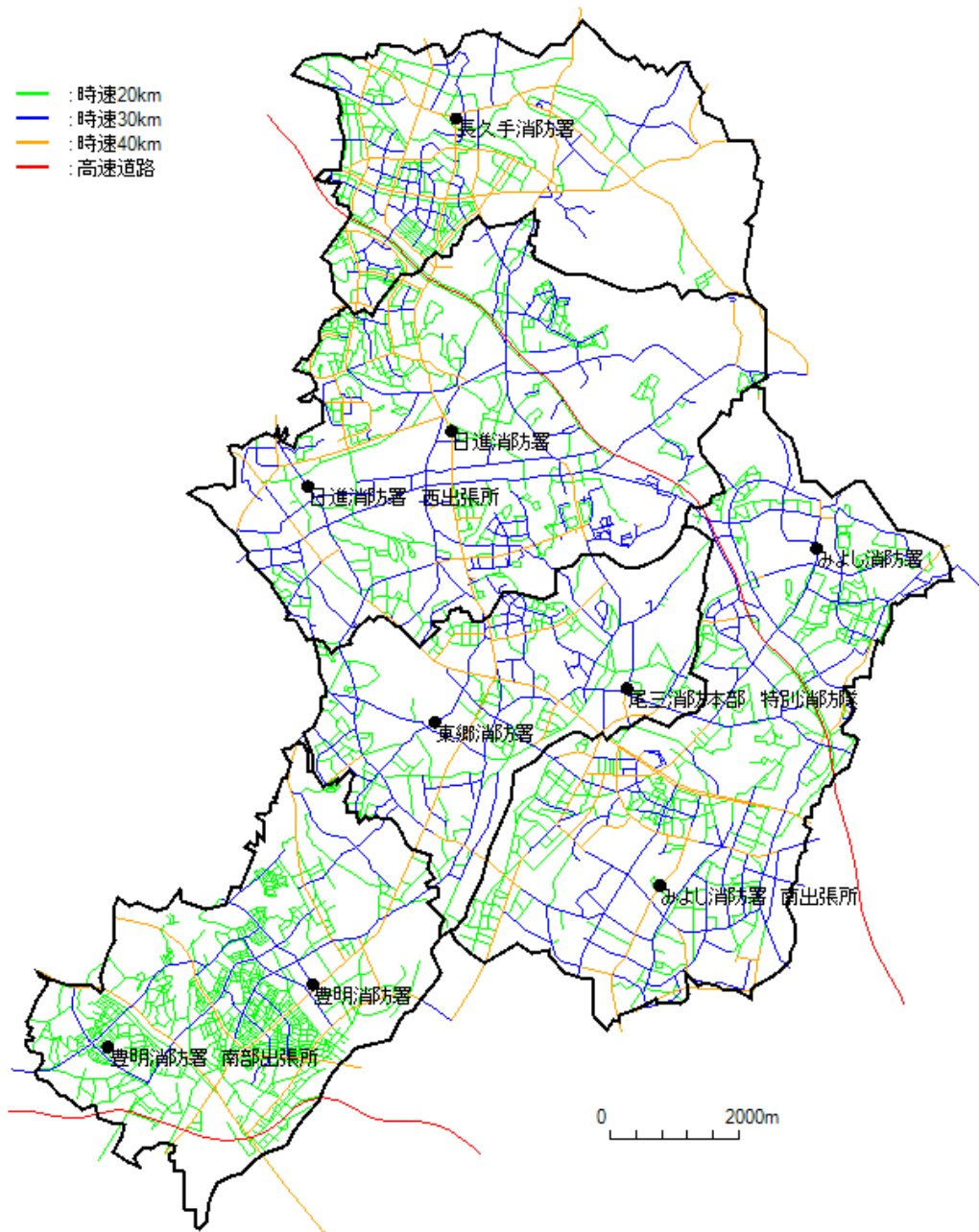


図1.3 現状の消防署所配置（令和4年4月1日現在）

表 1.6 当番人員による第1出動が可能な車両数（令和4年4月1日現在）

消防署所	配置車両（評価対象のみ）					車両運用人員（1当務）	乗換状況
	タンク車	救急車	はしご車	救助工作車	化学車		
特別消防隊	1	1		1		12	タンク/救急
豊明消防署	1	2	1	1	1	15	救急/はしご 救助/水槽
日進消防署	1	2	1			13	救急/はしご
みよし消防署	1	1	1		1	10	救急/はしご
長久手消防署	1	2	1	1		15	救急/はしご 救助/水槽
東郷消防署	1	1				10	救急/はしご
豊明消防署 南部出張所	1	1				4	タンク/救急
日進消防署 西出張所	1	1				4	タンク/救急
みよし消防署 南出張所	1	1				4	タンク/救急
計	9	12	4	3	2	87	

※運用効果の算定にあたって、車両の乗換は考慮していません。

#### a 消防署所

消防署所の運用効果は、消防需要の指標値（火災と救急の双方の需要を考慮し、1対1の割合で指標化したもの）に対する消防車両の到着状況により評価しました。表 1.7 及び図 1.4 のとおり、各署所から管内各地域への平均走行時間は 3.9 分、全域における 4.5 分以内の到着率は 72%です。

地域毎の格差も少なく、良好な到着状況であると言えます。

表 1.7 現状消防力の運用効果（消防署所）

地 域	消防需要 指標値	到着できる消防需要の割合（累積. %）					平均走行 時間（分）
		4.5分以内	6分以内	7.5分以内	10分以内	12分以内	
豊 明 市	22,688	82	97	100	100	100	3.4
日 進 市	27,841	60	87	96	97	99	4.4
み よ し 市	19,662	77	94	99	100	100	3.7
長 久 手 市	15,355	77	94	97	100	100	3.6
東 郷 町	14,454	68	99	100	100	100	3.9
全 域	100,000	72	93	98	99	100	3.9

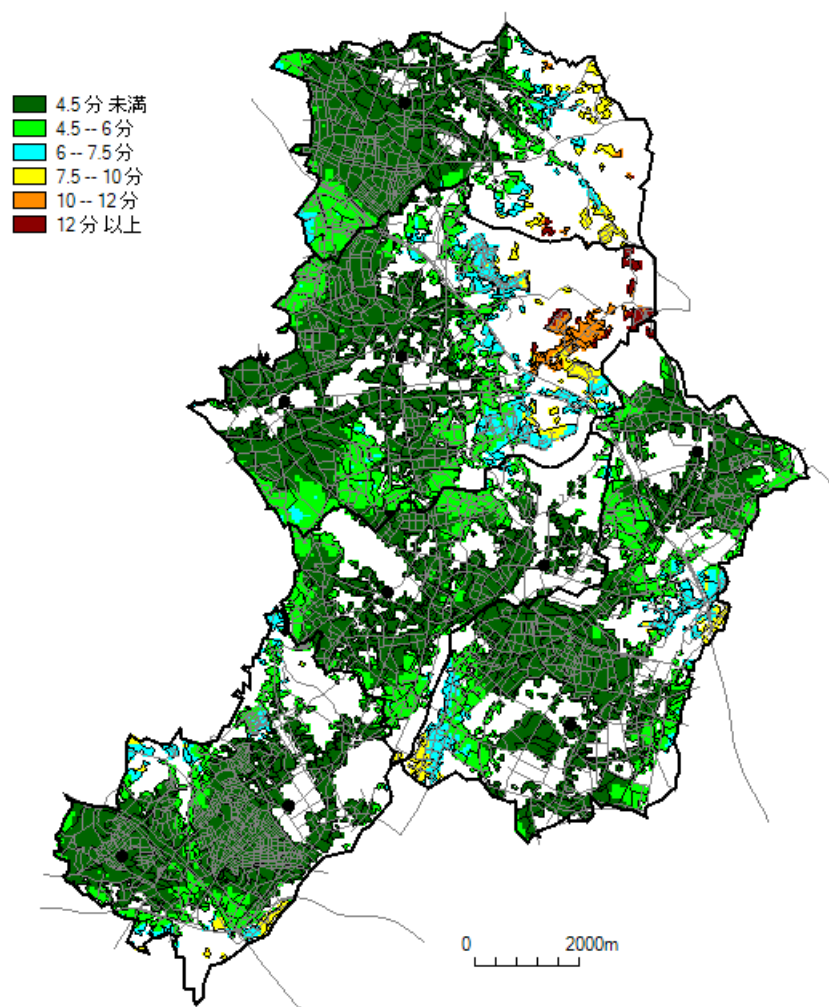


図 1.4 直近署所からの消防車両の走行時間

b タンク車（第1着から第4着）

タンク車の運用効果は、全火災（世帯比例）に対するタンク車の到着状況により評価しました。なお、火災防御活動は通常、何隊かの連携により行われることから、第1着隊から第4着隊までの評価を行いました。表 1.8(1)から(4)及び図 1.5 のとおり、第1着から第4着タンク車の平均走行時間は 3.9、7.2、10.2、13.2 分で、平均 14 分以内に 4 台のタンク車が集結可能です。地域格差は大きくはないものの、後着隊では周辺部の地域（長久手市や豊明市）の平均走行時間がやや長くなりますが、4着隊までの到着時間を見込むことができる現在の体制は、政令指定都市や中核市と同等以上の消防力であると考えられます。



表 1.8(1) 現状消防力の運用効果(第1着タンク車)

地 域	火災件数 (/年)	到着できる消防需要の割合(累積. %)					平均走行 時間(分)
		4.5分以内	6分以内	7.5分以内	10分以内	12分以内	
豊明市	21	84	98	100	100	100	3.3
日進市	31	58	87	96	97	99	4.4
みよし市	23	77	95	99	100	100	3.7
長久手市	15	78	95	98	100	100	3.6
東郷町	17	68	99	100	100	100	4.0
全 域	107	72	94	98	99	100	3.9

表 1.8(2) 現状消防力の運用効果(第2着タンク車)

地 域	火災件数 (/年)	到着できる消防需要の割合(累積. %)					平均走行 時間(分)
		4.5分以内	6分以内	7.5分以内	10分以内	12分以内	
豊明市	21	0	17	50	93	100	7.6
日進市	31	8	41	79	96	97	6.5
みよし市	23	13	38	52	75	94	7.6
長久手市	15	0	14	40	79	95	8.3
東郷町	17	2	43	73	100	100	6.5
全 域	107	6	32	61	89	97	7.2

表 1.8(3) 現状消防力の運用効果(第3着タンク車)

地 域	火災件数 (/年)	到着できる消防需要の割合(累積. %)					平均走行 時間(分)
		6分以内	7.5分以内	9分以内	12分以内	16分以内	
豊明市	21	0	0	0	40	76	13.4
日進市	31	1	23	65	96	100	8.7
みよし市	23	0	13	41	72	100	10.3
長久手市	15	0	4	12	71	96	11.2
東郷町	17	6	43	71	100	100	8.0
全 域	107	1	17	41	77	95	10.2

表 1.8(4) 現状消防力の運用効果(第4着タンク車)

地 域	火災件数 (/年)	到着できる消防需要の割合(累積. %)					平均走行 時間(分)
		8分以内	10分以内	12分以内	14分以内	16分以内	
豊明市	21	0	0	2	11	39	17.4
日進市	31	7	30	65	91	98	11.2
みよし市	23	1	21	50	66	87	12.5
長久手市	15	0	0	0	11	43	16.6
東郷町	17	11	68	100	100	100	9.5
全 域	107	4	24	46	60	77	13.2

## 第2章 現状分析と将来予測

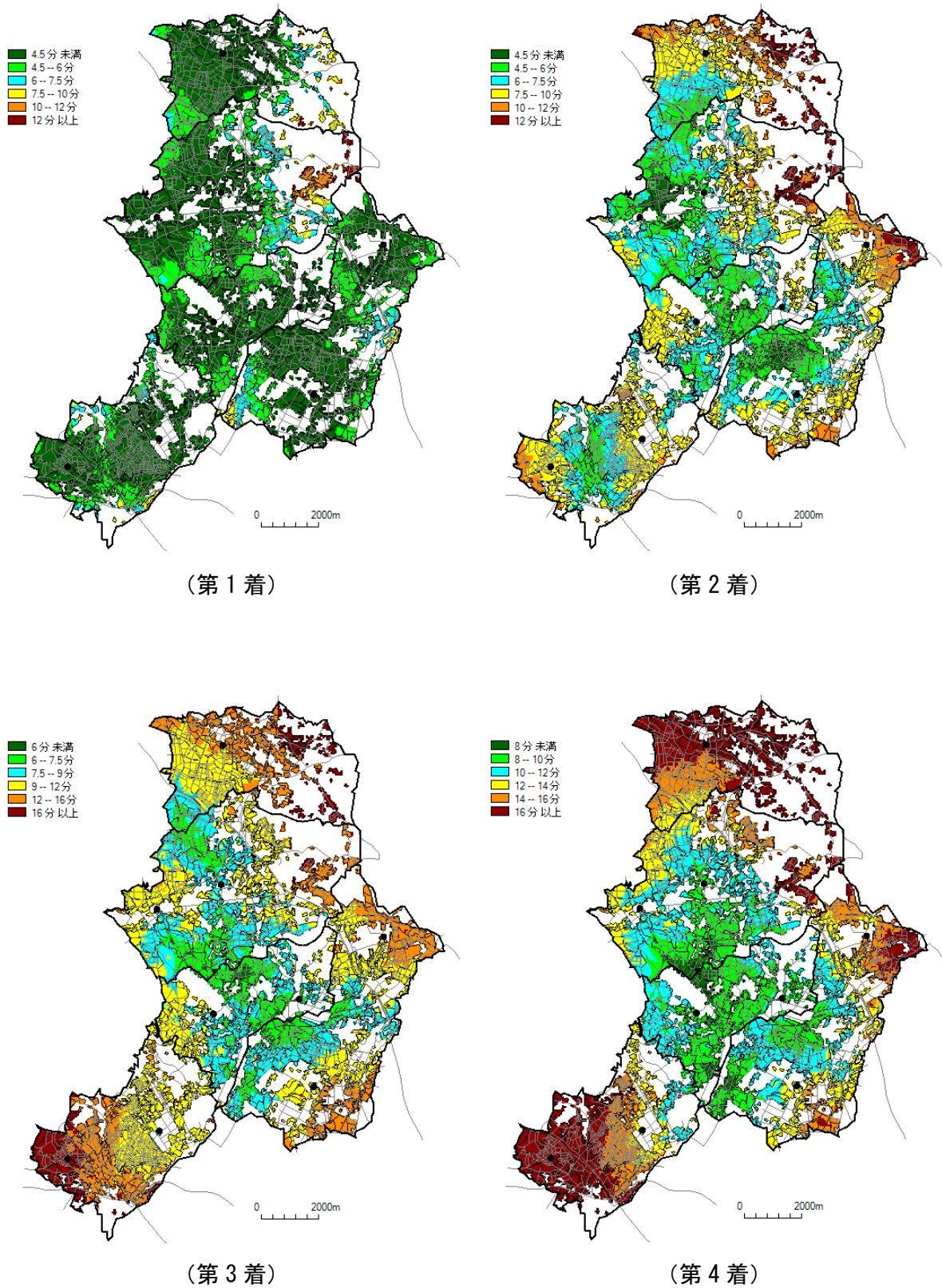


図 1.5 タンク車の走行時間

## c 救急車

救急車の運用効果は、救急事案に対する救急車の到着状況により評価しました。ただし、救急事案の発生件数は非常に多く、常に発生地点の直近の署所から出動できるとは限らないため、直近の署所の救急車が出動中で、2番目あるいは3番目の署所から出動する可能性も考慮しました。

表 1.9 及び図 1.6 のとおり、救急車の平均走行時間は 4.1 分、全域における 7.5 分以内の到着率は 98%です。救急隊 1 隊当たりの出動件数が年平均 1,000 件程度であり、直近あるいは 2 番目に近い救急車が出動中の場合を考慮しても、良好な到着状況と言えます。

表 1.9 現状消防力の運用効果（救急車）

地 域	救急件数 (/年)	到着できる消防需要の割合(累積. %)					平均走行 時間(分)
		4.5分以内	6分以内	7.5分以内	10分以内	12分以内	
豊 明 市	2,904	73	95	99	100	100	3.8
日 進 市	2,981	59	87	95	97	99	4.4
みよし市	1,958	66	92	99	100	100	4.2
長久手市	1,898	77	93	97	100	100	3.7
東 郷 町	1,477	55	98	100	100	100	4.3
全 域	11,218	66	92	98	99	100	4.1

## d はしご車

はしご車の運用効果は、中高層建物に対するはしご車の到着状況により評価しました。表 1.10 及び図 1.7 のとおり、はしご車の平均走行時間は 5.4 分、全域における 10 分以内の到着率は 93%です。消防力の整備指針では、はしご車の出動から現場での活動開始（架梯）までを 30 分以内とすることが目安として示されていますが、これを踏まえると極めて良好な到着状況と言え、もう 1 台減じることも検討できます。

表 1.10 現状消防力の運用効果（はしご車）

地 域	中高層建物棟数	到着できる消防需要の割合(累積. %)					平均走行時間(分)
		4.5分以内	6分以内	7.5分以内	10分以内	12分以内	
豊明市	742	53	68	78	96	100	5.1
日進市	974	35	59	80	95	98	5.7
みよし市	483	31	42	48	72	95	7.2
長久手市	775	81	96	99	100	100	3.6
東郷町	273	0	15	46	97	100	7.7
全 域	3,247	46	64	77	93	99	5.4

e 救助工作車

救助工作車の運用効果は、救助事案に対する救助工作車の到着状況により評価しました。表 1.11 及び図 1.8 のとおり、救助工作車(3台配置)の平均走行時間は 6.2 分、全域における 10 分以内の到着率は 88%で、良好と言えます。

ただし、令和4年4月1日現在、長久手消防署及び豊明消防署の救助隊員5名のうち2名は水槽車を乗り換え運用しており、仮に水槽車が火災出動中に救助事案が発生した場合には、救助工作車は3名で出動することになります。

なお、救助工作車が配置されていない消防署では、前記のとおりタンク車に救助資機材を一部積載した救助タンク車の運用により、先行して現場到着のうえ初動の救助対応を行い、後着の救助工作車と連携した活動を行っています。

表 1.11 現状消防力の運用効果（救助工作車）

地 域	救助件数(／年)	防需要の割合(累積. %)					平均走行時間(分)
		4.5分以内	6分以内	7.5分以内	10分以内	12分以内	
豊明市	26	47	65	81	98	100	5.1
日進市	31	1	4	23	67	89	9.2
みよし市	23	30	53	68	88	97	6.3
長久手市	22	74	89	95	100	100	3.8
東郷町	18	31	63	80	95	100	5.5
全 域	120	35	51	66	88	97	6.2

## f 化学車

化学車の運用効果は、危険物施設（消防力の整備指針に定める第4類危険物の5対象施設）に対する化学車の到着状況により評価しました。

表 1.12 及び図 1.9 のとおり、化学車の平均走行時間は 9.6 分、全域における 10 分以内の到着率は 59%です。化学車はみよし消防署と豊明消防署に各 1 台配置されており、配置署所からやや距離のある長久手市では平均走行時間が約 22 分となります。したがって、地域格差があるものの、危険物施設数の多い地域（みよし市や豊明市）では一定の到着状況を確保していると言えます。

なお、化学車が配置されていない消防署では、タンク車に危険物火災に対応した消火薬剤や資機材を積載し、先行して現場到着のうえ初動の消火活動を行う体制を整備しています。

表 1.12 現状消防力の運用効果（化学車）

地 域	危険物施設数	到着できる消防需要の割合（累積. %）					平均走行時間（分）
		4.5分以内	7.5分以内	10分以内	15分以内	20分以内	
豊明市	107	48	81	95	100	100	5.4
日進市	38	0	6	15	55	100	14.0
みよし市	289	5	41	57	96	100	9.0
長久手市	36	0	0	0	0	16	22.4
東郷町	28	0	41	81	100	100	8.2
全 域	498	13	44	59	87	94	9.6

## 第2章 現状分析と将来予測

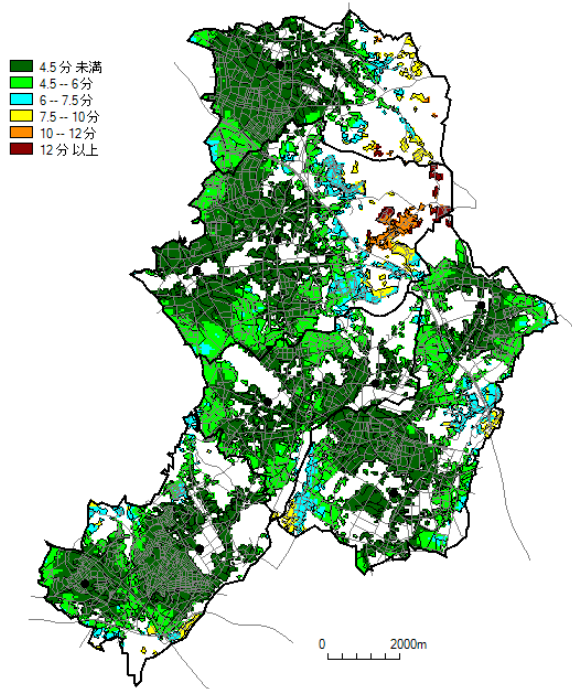


図 1.6 救急車の走行時間

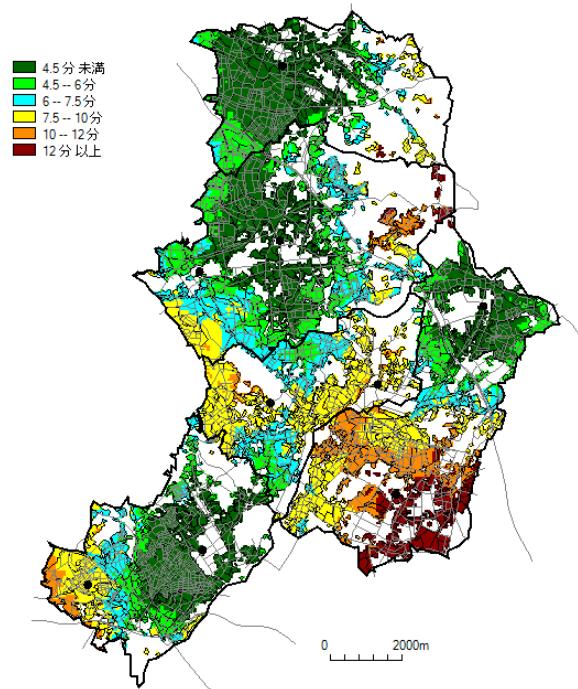


図 1.7 はしご車の走行時間

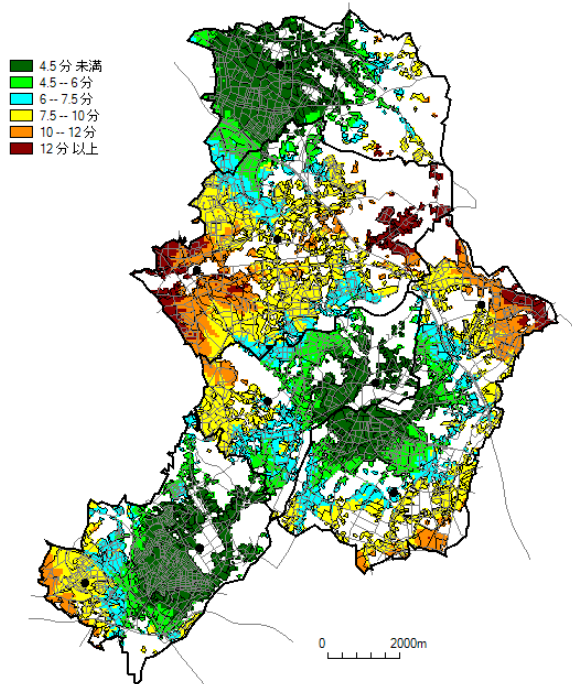


図 1.8 救助工作車の走行時間

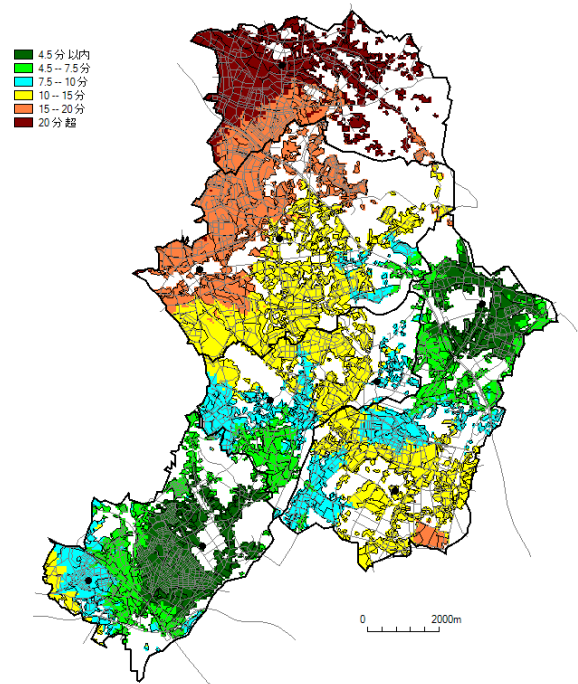


図 1.9 化学車の走行時間

### (ウ) 消防力の適正配置の検討

現在の消防需要、消防署所及び消防車両配置を前提として、消防力の適正配置の検討を行いました。適正配置は、数多くの消防力の配置パターン

について、評価指標とする数値（一定時間内の到着率）を算定し、この値が最も大きくなる配置を求めたものです。

a 署所数の検討

署所数の評価について、運用効果の側面から消防署所の拠点数を検討するため、現状よりも1署所及び2署所少ない8署所及び7署所の適正配置を算定しました。

その結果、8署所体制とした場合には、署所の再配置により現状よりも高い運用効果となり、7署所体制とした場合には、概ね現状と同程度の運用効果となりましたが、現実的には理想的な署所配置とすることは困難であることを踏まえると、現状の9署所体制を維持することが妥当と考えられます。

また、消防力の整備指針における署所数の算定の根拠となっている走行限界時間（4.5分）に基づき、仮に署所を増設していった場合に、何署所あれば4.5分以内の到着が全域で可能となるか検討しました。その結果、現状よりも3署所多い12署所（適正配置）とした場合においても4.5分以内の到着率は90%程度でしたので、拠点数を増やすことで4.5分以内の到着率達成を目指すことは現実的ではないことが分かりました。

b 消防車両の適正配置

消防車両の適正配置の評価として、現状の署所配置を前提として、消防車両の適正配置の算定を行いました。各車両の出動体制や運用体制を考慮せず、それぞれ設定した一定時間内の到着率を条件とし算定した結果は、表1.13のとおりです。

評価結果から、タンク車及び救急車の適正配置は現状配置と等しくなり、はしご車、救助工作車、化学車については、配置を変更することにより、現状よりも運用効果の向上が見込まれる結果となりました。

運用効果の算定結果から、はしご車の適正配置は、全域における7.5分以内の到着率が現状よりも4%向上し、全域における平均走行時間は0.1分短縮して5.3分となります。救助工作車の適正配置は、全域における10分以内の到着率が現状よりも4%向上し、全域における平均走行時間

は 0.2 分短縮して 6 分となります。また、化学車の適正配置は、全域における 10 分以内の到着率が現状よりも 9% 向上し、全域における平均走行時間は 1.9 分短縮して 7.7 分となります。

表 1.13 消防車両の適正配置の算定結果 (台数)

消防署所名	タンク車		救急車		はしご車		救助工作車		化学車	
	現状	最適	現状	最適	現状	最適	現状	最適	現状	最適
適正配置の算定条件(評価指標)※	火災に対する第2着タンク車の4.5分以内の到着率		救急事案に対する救急車の4.5分以内の到着率		中高層建物に対するはしご車の7.5分以内の到着率		救助事案に対する救助工作車の10分以内の到着率		危険物施設に対する化学車の10分以内の到着率	
尾三消防本部特別消防隊	1	1	1	1	0	1	1	1	0	0
豊明消防署	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1
日進消防署	1	1	2	2	1	0	0	1	0	1
みよし消防署	1	1	1	1	1	0	0	0	1	0
長久手消防署	1	1	2	2	1	1	1	0	0	0
東郷消防署	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
日進消防署西出張所	1	1	1	1	0	1	0	0	0	0
みよし消防署南出張所	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
豊明消防署南部出張所	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
計	9	9	12	12	4	4	3	3	2	2

※適正配置の算定条件(評価指標)の設定は、対象地域の広さや密集状況、道路状況、現状の消防力配置(配置数と位置)によって異なり、現状における全域の平均走行時間前後の値を設定すると、良い結果が得られることが多いです。

本調査では、基準時間について試算を行い、適正配置の算定結果とその運用効果を現状と比較し、妥当と考えられる値を最終的に採用しています。

一般的には、基準時間を短くすると災害の発生密度が高い市街地に署所や車両が集中配備され、長くすると1の署所や車両で守備できる領域が広がり、分散配置される傾向があります。

## ウ 通信指令の現況

通信指令の現況として、現在の消防指令システム(尾三消防本部庁舎内)は、広域化前の平成25年4月1日から、尾三消防組合・豊明市・長久手市の共同指令センターとして運用を開始しています。119番受付システムは同時に最大8事案まで対応可能であり、一般電話・IP電話・携帯電話からの通



報受信のほか、聴覚や発語に障害を抱える住民を対象とした FAX119 や NET119（事前登録制）による受信が可能です。

図 1.11 のとおり、近年の 119 番受信件数は、平成 30 年までは増加傾向にありましたが、救急件数と同様に、新型コロナウイルス感染症による影響があった令和 2 年に減少し、令和 3 年には再び増加しています。

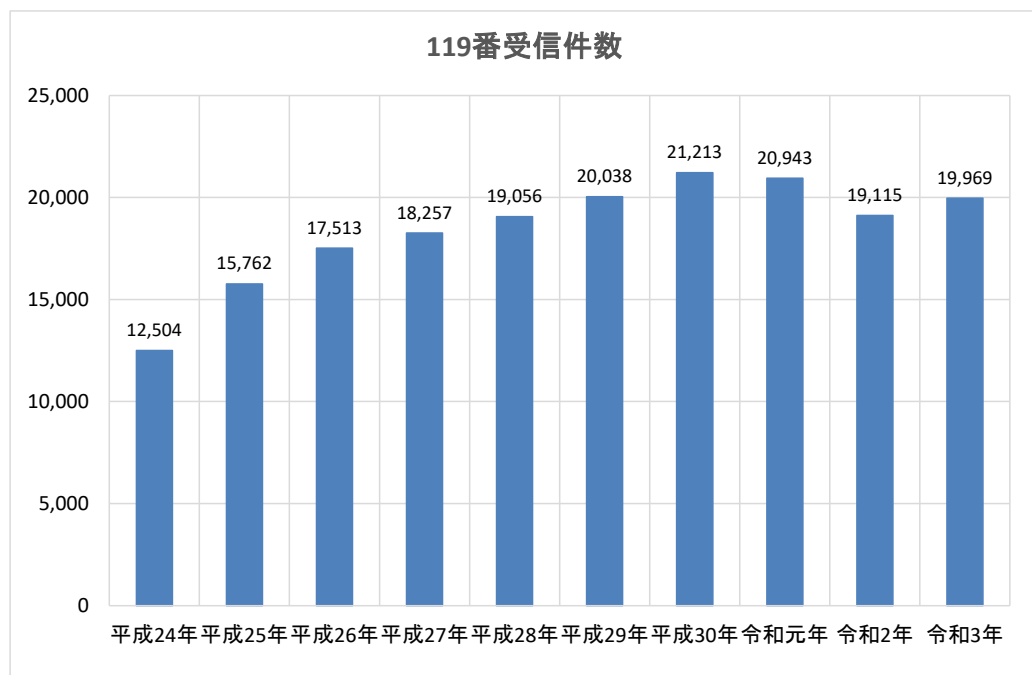


図 1.11 119 番受信件数(平成 24 年～令和 3 年)

一方、消防救急無線は、アナログ方式からデジタル方式への移行に伴う経費節減のため、平成 23、24 年に尾三消防組合・豊明市・長久手町（現長久手市）において共同整備が行われ、デジタル無線の共同運用が行われています。基地局は日進市の御嶽山に整備され、平成 25 年 2 月から運用が開始されています。

(2) 消防広域化による効果

消防広域化に伴う組織・人員体制の変化を整理し、広域化により得られた警防上、人事上、財政上の効果を検証します。

ア 組織・人員体制、災害出動体制の変化

(ア) 組織体制の変化

広域化により尾三消防組合、豊明市及び長久手市の3消防本部が統合され、新たな組織体制となりました（図1.12）。

消防組合には組合事務局及び消防本部が置かれ、いずれも管理者直轄の並立した組織となり、3消防本部の総務課は統合して組合事務局に置かれました。

消防本部は消防課、予防課、指令課及び特別消防隊が置かれ、1本部、5消防署、3出張所となりました。

また、消防組合の運営に関する統制機能を十分に果たすため、構成市町の首長で構成する「協議会」が新たに設置されると共に、協議会の協議事項について検討調整を行うため、構成市町の担当部局の部課長で組織する「担当部課長会」が設置されました。

(イ) 人員体制の変化

消防職員定数は、広域化時の3消防本部の条例定数の合計数352名とし、定員適正化計画を策定して、適正な実配置人員を決定していくこととされました。

新組織における職員配置は、事務部門の統合により効率化された人員を警防部門及び予防部門へ配置することにより、広域化前の消防体制と比較して消防力（警防・予防）が向上するよう充実強化が図られました。

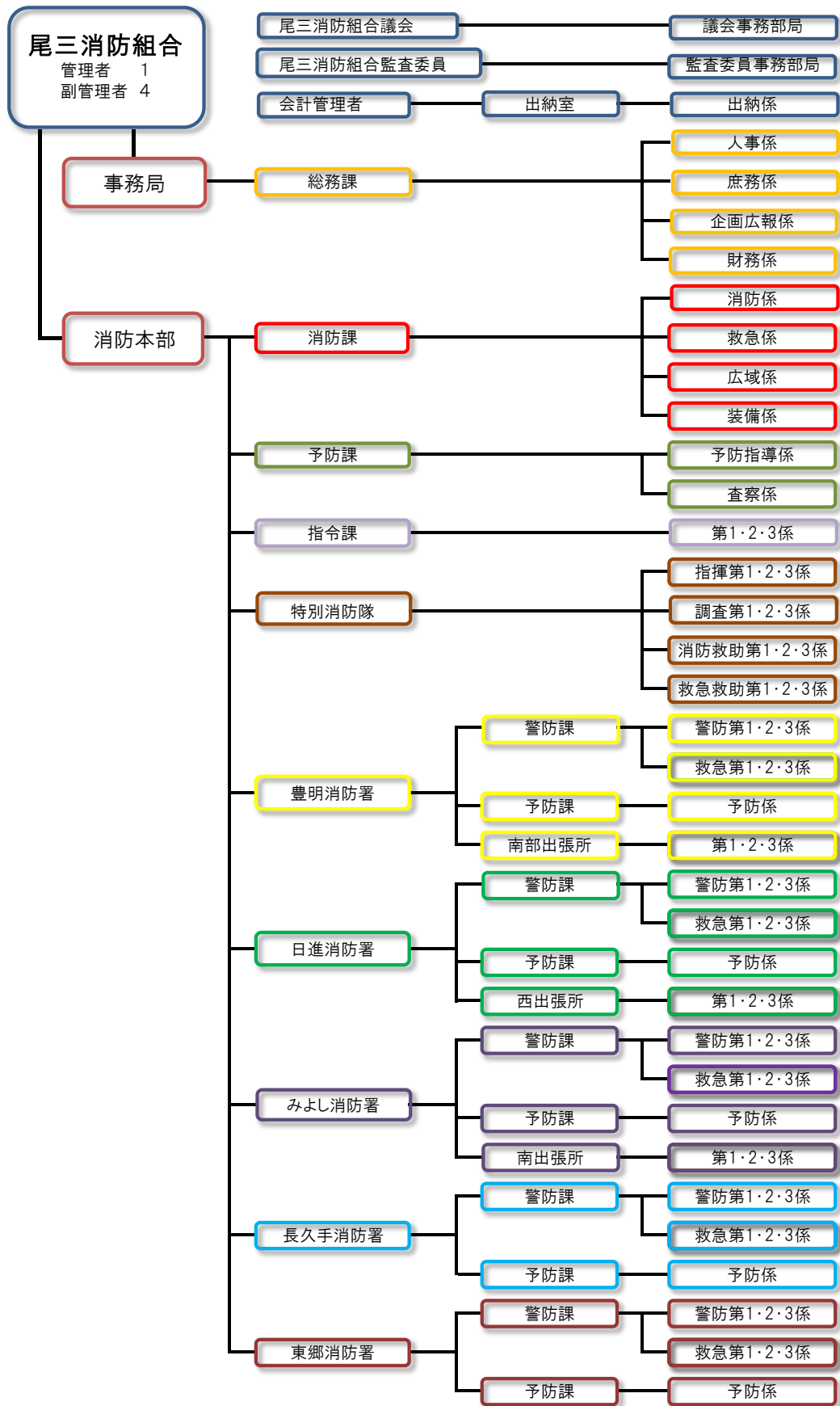


図 1.12 尾三消防本部の組織

(ウ) 災害出動体制の変化

広域化に伴い、災害出動部隊数の見直しを行いました。例えば、豊明市及び長久手市では、建物火災に対する第1次出動車両数は5台でしたが、旧尾三消防組合の構成市町との平準化を図り10台としました。

イ 広域化による効果

(ア) 警防上の効果

a 初動体制の強化

災害活動においては、初期の段階で迅速に多くの消防力(人員・車両)を投入できることが被害の軽減に大きく影響します。

広域化前は、各消防本部における、当務人員による第1次出動が可能な隊数は、尾三消防本部17隊、豊明市消防本部9隊、長久手市消防本部6隊でしたが、広域化後は合計32隊となりました。

特に、豊明市及び長久手市では、広域化前の消防力では対応できない規模の災害に対しては、隣接消防本部への応援要請が必要となり、現場到着時間が大幅に遅れる懸念がありましたが、広域化により直ちに出動できる消防車両が増え、初動体制の強化が図られました。

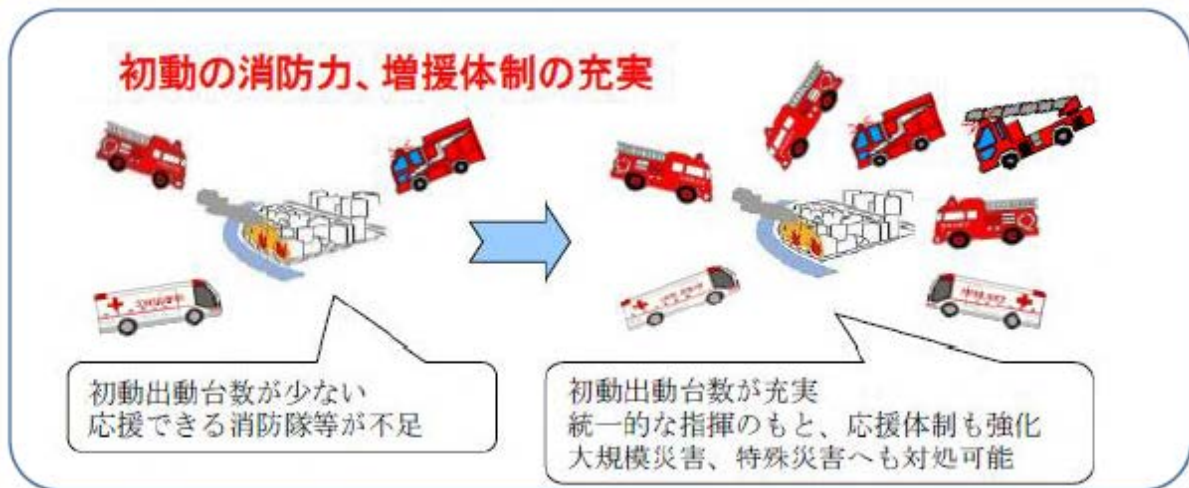
これらの結果、火災の延焼拡大を防ぎ、被害を最小限に抑えられるなどの効果が現れています。

b 増援体制の強化

第1次出動部隊数が増えたことにより、豊明市及び長久手市のみならず、日進市、みよし市、東郷町においても、増援体制が強化されました。

これにより、躊躇することなく第2次・第3次出動に移行することが出来る体制となり、短い時間で活動を終えることが可能となりました。

また、同時に複数の災害に対応することが可能となり、被害の拡大防止に繋がっています。



c 大規模災害対応力の強化

実際の大規模災害事例においても、広域化による部隊数の増加やバックアップ体制等、広域化のスケールメリットとして、総合的な対応力が強化されたことによる効果が現れています。

更には、近い将来の発生が危惧されている、南海トラフ地震等の大規模災害時には、緊急消防援助隊はもとより、広域化によって増大した消防力による、被害の大きいエリアへの迅速かつ的確に対応できる体制が構築されました。

平成30年産業廃棄物火災

広域化後の平成30年8月7日（火）に東郷町地内で発生した、山積みになされた産業廃棄物の火災では、愛知県防災航空隊及び消防相互応援協定に基づく隣接市からの応援を受けながら、長時間の活動となりました。しかし、広域化により消防力が増大したことで、短時間で活動人員のローテーションが可能となり、全署所の当務職員及び非常招集職員、延べ107隊、522人を投入し、猛暑の中、覚知から鎮火まで65時間を超える火災に対応することができました。

表 1.14 平成 30 年産業廃棄物火災の機関別出動状況（確定値）

消防機関名	延隊数 (交替を含む)	延放水台(機)数	延人数 (交替人員含む)
愛知県防災航空隊	1 隊	1 機	6 人
名古屋市消防局	17 隊	10 台	53 人
豊田市・尾張旭市消防本部	2 隊	2 台	5 人
尾三消防本部	107 隊	57 台	522 人
合計	127 隊	69 台 1 機	586 人

平成 30 年台風 21 号

平成 30 年 9 月 4 日（火）の台風 21 号においては、短時間で 21 件の災害（救急出動含む。）がありました。消防災害対策本部と各消防署の連携により、すべての事案に即時対応することができました。

表 1.15 平成 30 年台風 21 号に伴う出動件数

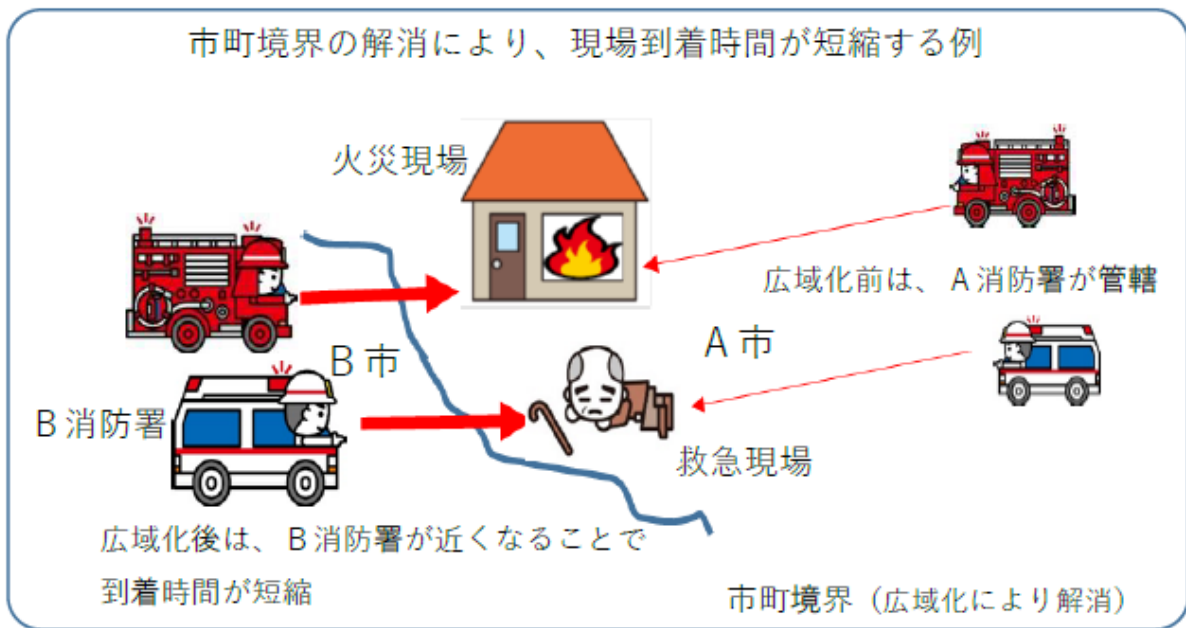
	豊明市	日進市	みよし市	長久手市	東郷町	合計
救急	3	2			1	6
警戒	5	5		4	1	15
合計	8	7		4	2	21

表 1.16 平成 30 年台風 21 号に伴い各市町に処理を依頼した件数(119 番通報)

	豊明市	日進市	みよし市	長久手市	東郷町	合計
依頼件数	10	13	3	3	9	38

d 現場到着時間の短縮

広域化により、これまでの管轄区域にとらわれない、市町を超えた出動が可能となり、現場に最も近い署所から出動する直近編成となったことから、構成市町間の境界付近における現場到着時間が短縮しました。



具体的に効果が見られたのは、長久手市と日進市の境界付近及び豊明市と東郷町、みよし市の境界付近です。

また、長久手市の第3、4着タンク車、豊明市の第4着タンク車など、広域化前には配置されていなかった隊の到着が可能となりました。

なお、救急事案については、発生件数が非常に多いことから、常に発生地点の直近の署所から出動できるとは限りません。近年では、新型コロナウイルス感染症による影響により対応に時間がかかる傾向にあり、直近3年間の救急出動状況では、各署所の救急隊の10～15%が出動中となっています（年平均値）。

直近署所の救急隊が出動中であった場合でも、2番目、3番目…と近い順に救急隊が出動することができるため、広域化により対応可能な救急隊数が増えることにより、救急隊の現場到着時間の短縮が見込まれます。

広域化後1年間の救急出動実績に基づき、現場到着時間の変化について検証した結果、以下のとおり、各市町の境界付近において、現場到着時間の短縮が見られました。

広域化前後の市町境界付近における救急車の現場到着時間の変化

① 豊明市 単位(分)

地区 年度	杏掛町(山新田・ 若王子・豊山)
平成29年度	7.36
平成30年度	6.91
効果	0.45の短縮

② 日進市 単位(分)

地区 年度	岩崎町	竹の山	五色園	北新町
平成29年度	5.53	6.43	8.29	7.95
平成30年度	4.92	5.32	7.28	6.13
効果	0.61の短縮	1.11の短縮	1.01の短縮	1.82の短縮

③ みよし市 単位(分)

地区 年度	福田町一本松
平成29年度	8.50
平成30年度	7.33
効果	1.17の短縮

④ 長久手市 単位(分)

地区 年度	市が洞	丁子田	片平
平成29年度	7.04	7.51	6.97
平成30年度	7.02	6.77	6.89
効果	0.02の短縮	0.74の短縮	0.08の短縮

⑤ 東郷町 単位(分)

地区 年度	四ツ塚	南切山	北切山	西前	清水ヶ根
平成29年度	7.00	6.00	7.00	6.32	5.50
平成30年度	5.50	5.00	6.38	5.52	5.03
比較	1.50の短縮	1.00の短縮	0.62の短縮	0.80の短縮	0.47の短縮



⑥ 広域化により救急車の現場到着時間が短縮したエリア図

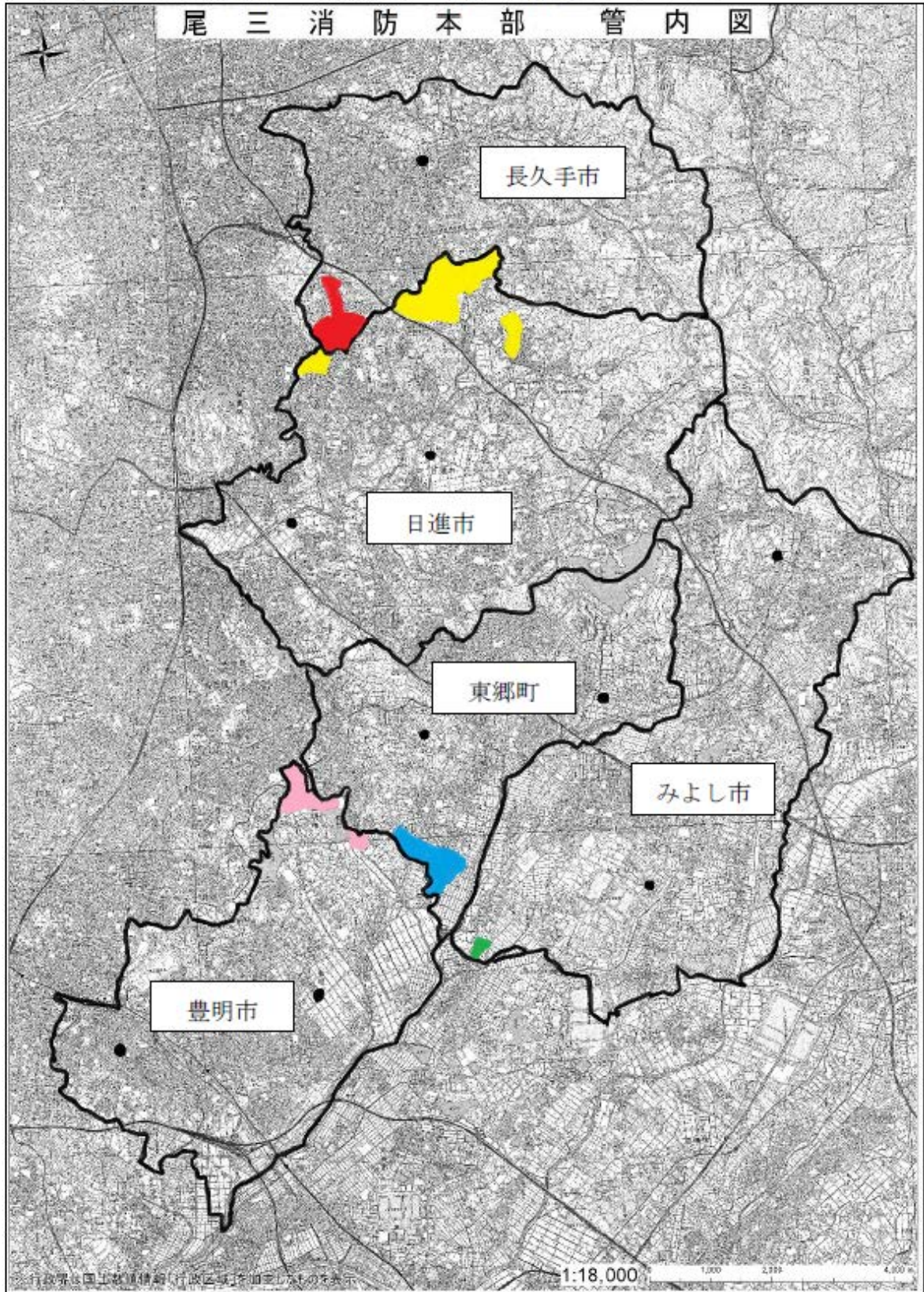


図 1.13 広域化により救急車の現場到着時間が短縮したエリア図

e 救急需要への対応力強化

管内の人口増加や高齢化などによる救急需要の増加に対応するため、広域化後は日進消防署の救急隊を増隊し、日進、豊明及び長久手の各消防署に2隊の救急隊を配置した計12隊で運用を開始しました。

この配置により、災害輻輳時における救急隊の確保が可能となり、救急業務の強化が強化しました。

また、救急現場活動において中心的な役割を担う救急救命士の数が増えたことにより、ペア出動する消防隊との連携訓練及び高度なシミュレーション訓練の実施並びに救急救命士を含む救急隊員の教育を一元化することができ、全救急隊員の技能レベルの均衡を保つことが可能となり、救急サービスが向上しました。

平成30年夏の猛暑による救急出動

平成30年夏の猛暑による熱中症等の救急出動が重なった時期においても、救急隊12隊がすべて同時に活動中となったことはなく、次の救急事案に対応できる救急隊を確保できました。

f 予防業務の強化

消防行政の根幹である予防業務については、本部予防課に査察係を設置し、違反処理事務体制が強化されました。また、予防業務の専従化及び知識の共有が可能となり、防火対象物等に対する指導強化及び危険物施設に対する許認可事務の統一がなされ、予防業務全般の質が向上しました。

(イ) 人事上の効果

a 人員配置の効率化と充実

国が示す消防広域化により期待されるメリットとして、総務部門の統合による「人員配置の効率化と充実」があります。

当組合の消防広域化では、広域化前より9人が減員するなか、現場活動人員を増強配置し、特に専門性が求められる救急業務に係る要員を増員しました。

表 1.17 広域化前後における人件費削減効果(単位：千円)

広域化前（平成 29 年度）	広域化 3 年目（令和 2 年度）	人件費概算削減額
職員数 341 人	職員数 332 人	△72,000

表 1.18 広域化前後における職員配置状況（単位：人）

部門別	広域化前 （平成 29 年度）	広域化 3 年目 （令和 2 年度）	差分
事務部門（総務等要員）	41	26	△15
予防部門（本部・署予防要員）	28	25	△3
指令部門（通信員等要員）	19	15	△4
警防部門（指揮・消火・救急・救助要員）	253	266	13
合計	341	332	△9

#### b 研修派遣の充実

広域化後、高度な研修先である消防大学校や消防学校等に多くの職員を研修派遣することが可能となり、職員の知識・技術とモチベーションが向上しました。

表 1.19 消防大学校研修一覧表（単位：人）

教育科・コース	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
上級幹部科	—	1	—	1	—
幹部科	1（長久手）	1	4	4	2
救助科	1（尾三）	1	2	1	—
予防科	1（長久手）	—	2	1	—
危険物科	1（尾三）	1	—	—	—
火災調査科	—	1	1	1	—
女性活躍推進コース	1（尾三）	2	1	1	1
査察業務マネジメントコース	—	1	—	1	1
消防団活躍推進コース	1（長久手）	—	—	—	—
高度救助・特別高度救助コース	—	—	—	1	—
合計	6	8	10	11	4

注) 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、入校者数が少なくなっています。

c 人事ローテーションによる組織の活性化

職員数が増えたことにより、幅広い人材から適材適所の配置が可能となり、人事ローテーションによる組織の活性化が図れました。

(ウ) 財政上の効果

a 車両更新経費の削減

車両台数の増加及び諸元・性能が同等な車両を効率的に配置できたことにより各消防本部が広域化前に計画していた車両更新を見直し、車両更新経費の削減を図ることができました。

さらに、広域化前に各消防本部の平成 29 年度実施計画（平成 29 年度～平成 31 年度）において計画された更新車両について、広域化によっ

て得られた消防力の強化、運用体制の効率化等の観点から消防車両の更新の必要性を再検討したところ、次表のとおり更新に係る費用を3億9千2百万円削減することができました。

表 1.20 広域化前の実施計画における更新車両に関する経費削減効果（単位：千円）

	車 両	平成 30 年度 ～ 令和 2 年度	備 考
タンク車 ポンプ車	尾三（南 1）	<del>43,000</del>	予備車両を活用したことで廃車が可能 （令和 2 年車検満了廃車）
	豊明（豊明 1）	68,000	令和元年度救助対応タンク車に更新
	豊明（南部 1）	<del>63,000</del>	既存車両の配備替えにより廃車することが可能
	豊明（豊明 3）	<del>36,000</del>	重複配備により廃車することが可能
救 急 車	尾三（救急尾三 1）	32,000	
	尾三（救急東郷 1）	32,000	
化 学 車	豊明（豊明 21）	<del>63,000</del> <del>75,000</del>	仕様、装備を変更したことで減額が可能
はしご車	尾三（日進 31）	<del>238,000</del>	豊明消防署の高所救助車の運用により、 はしご車 1 台を減車
広域化前の更新費用		広域化後の更新費用	抑制額
587,000		195,000	<del>△392,000</del>

(3) 課題

以上のように、広域化により、各消防本部が保有していた消防力を統合して消防基盤の強化が図られたほか、国の示す消防力の整備指針に基づき、管内の地域実情や人口割合等を勘案した、消防力の効率的な見直しを行うことで、持続的な消防力の維持、確保が可能となりました。

しかしながら、現状分析の結果から、以下の事項が課題として残されています。

ア 消防需要の増加への対応

管内における人口は増加傾向にあり、高齢者人口も増加傾向にあることから、特に救急需要の増加が顕著になっています。令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に少なくなっていますが、将来的な人口動向、救急需要の動向を踏まえて対応していくことが必要と考えられます。

イ 指揮体制の強化

現状の指揮体制は特別消防隊の指揮隊1隊のみのため、現在、副大隊長（副署長）を出動件数の多い豊明消防署及び長久手消防署の2署に毎当務配置しています。

今後においては、災害現場への迅速な出動や複数発災時の対応が困難な状況にあることから、指揮隊の増強・整備を進めていくことが必要と考えられます。

ウ 車両運用人員の整備

現有車両の一部では、車両の乗り換えや消防隊と救急隊の兼務を行っているため、消防活動の内容や出動件数・頻度の多少を踏まえて、消防活動に支障の出ることが無いよう整備していくことが必要と考えられます。

現状では、特別消防隊及び3出張所において、消防隊と救急隊が兼務となっています（表1.6）。消防力の整備指針では、消防隊と救急隊が兼務可能な条件として、救急隊の出動中に火災が発生する頻度が概ね2年に1回以下

であることなどを挙げています。

新型コロナウイルス感染症による影響がないと考えられる、令和元年中の救急隊の出動状況に基づき、救急隊の出動頻度、救急出動中の火災発生頻度等を整理したものが表 1.21 です。これによると、救急隊とタンク隊の隊員を兼務させている全ての署所において、2年に1回以上の頻度で救急隊の出動中に火災が発生しており、今後の救急需要の増加を踏まえると、消防隊と救急隊の兼務解消の必要性が考えられます。

表 1.21 救急隊の出動状況

署所名	救急隊の出動状況			兼務の状況	タンク車/はしご車 出動件数(2019～ 2021年中の平均)	救急出動中の 発生頻度
	救急隊数	延べ出動件数 (2019年中)	救急隊が出動 中の確率			
尾三消防本部 特別消防隊	1	1,017	15.1%	タンク車と兼務	33.3	1.0年に1回
豊明消防署	2	2,015	10.8%	はしご車と兼務 (第2救急隊)	0.0	-
日進消防署	2	2,025	13.0%	はしご車と兼務 (第2救急隊)	1.0	7.7年に1回
みよし消防署	1	787	9.8%	はしご車と兼務	0.7	15.1年に1回
長久手消防署	2	1,923	10.6%	はしご車と兼務 (第2救急隊)	3.0	3.5年に1回
東郷消防署	1	1,269	16.8%	高所救助車と兼務	0.3	16.8年に1回
豊明消防署 南部出張所	1	1130	13.3%	タンク車と兼務	8.3	1.4年に1回
日進消防署 西出張所	1	983	12.3%	タンク車と兼務	29.3	1.0年に1回
みよし消防署 南出張所	1	811	11.4%	タンク車と兼務	18.0	1.1年に1回
計/平均	12	11,960	12.6%	-	-	-

注 1) 救急隊の出動状況には、新型コロナウイルス感染症による影響がないと考えられる 2019 年データを使用した。なお、2020 年、2021 年中の救急出動件数は減少しているものの、救急隊の活動時間は長くなっているため、出動中確率には大きな変化はない。

注 2) タンク車出動件数は全火災件数、はしご車出動件数は中高層建物火災及び危険物施設火災件数を表す。

注 3) 豊明消防署の兼務隊(第2救急隊)は、過去3年間においてははしご車への乗換事案はなかった。

## エ 消防署所の配置検討

消防力の適正配置の検討結果から、管内全体で捉えた場合、現状の消防署

## 第2章 現状分析と将来予測

所の配置は、その規模を含めて建替えまで原則変更する必要はないと考えられます。しかし、管内情勢や消防需要の変化等によっては、署所の移転により運用効果の向上が見込まれる場合があることから、今後の建替えの機会を捉えて、最新の消防事務の処理状況等をもとに、庁舎移転について評価、検討することは必要と考えられます。

一般的には、鉄筋コンクリート造の消防庁舎の耐用年数は50年とされ、耐用年数の1/2の期間経過後に大規模改修、耐用年数経過後に建て替えを行うことが考えられます。尾三消防組合の消防庁舎のうち、消防本部・特別消防隊の庁舎が最も古く、建設後49年が経過しています。また、30年以上経過している庁舎が3箇所、25年以上経過している庁舎が1箇所あることから、施設の長寿命化の観点も踏まえて、計画的に更新を進めて行く必要があります。

### オ 消防車両の移設検討

現状の署所配置における消防車両の適正配置の算定結果から、はしご車及び救助工作車の配置変更により、運用効果の向上が見込まれる結果となりました。これらの車両は大型であり、広い駐車スペースが必要になることから、配置可能な庁舎は限られてきます。

したがって、はしご車及び救助工作車についても、今後の消防庁舎の建て替えの機会を捉えて、検討することが必要と考えられます。

### カ 消防指令システムの更新

消防指令システムは24時間365日常時安定稼働が求められることから、適切な頻度で保守・更新を行い、設備・機器の信頼性や安全性を維持する必要があります。また、情報通信技術の進歩への対応を図りシステムの陳腐化を防ぐことや、大規模災害への対応力強化のため設備の多重化を図ることも重要な観点となります。

現行システムは平成25年から運用を開始しており、更新周期は10年が推奨されています。令和元年度、システムの部分更新（オーバーホール）を実施しました。令和6年度には大規模部分更新が決まっており、計画策定を進



めます。フェーズ2では、次期全更新計画を見据え必要な機能検討を進める必要があります。

キ 消防救急無線の運用見直し

消防救急無線のデジタル化にあたり日進市の御嶽山に基地局<sup>③</sup>が整備されましたが、基地局が1局のみであることから、一部無線の不感地域が存在します。

また、「日進市防災対策マップ」によると、御嶽山の一部は急傾斜地崩壊危険箇所、土砂災害特別警戒区域に指定されています。さらに、近年では台風等により想定を上回る雨量の局地的集中豪雨や強風の発生で道路や送電設備が被害を受け、長期間の停電により消防救急無線が使用できなくなる事態も発生しています。

したがって、基地局の設置場所の検討、迂回路の確保、設備の多重化等について、検討を進めることが必要です。

③基地局：陸上移動局と通信（陸上移動中継局の中継によるものを含む。）を行うため陸上に開設する移動しない無線局（総務省令電波法施行規則第4条第1項第6号）

2 将来予測

(1) 消防需要の推移

今後の消防需要の傾向を把握するため、将来推計人口及び救急搬送人員の推計を行いました。

ア 将来推計人口

国土技術政策総合研究所「小地域（町丁・字）を単位とした将来人口・世帯予測ツール（Ver.2.1）」を用いて、平成22年及び平成27年の国勢調査人口をもとに、令和2年から令和27年（5年毎）の年齢階級別の人口推計を行いました。推計には、2種類の推計手法（コーホート変化率法<sup>④</sup>、コーホート要因法<sup>⑤</sup>）を用いています。推計結果は表2.1(1)、2.1(2)及び図2.1、2.2のとおりです。

表 2.1(1) 将来推計人口（コーホート変化率法）

構成市町	推計人口(変化率法)					
	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年
豊明市	68,160	66,620	64,655	62,524	60,501	58,518
日進市	90,967	92,933	94,257	94,781	94,712	94,129
みよし市	62,908	63,116	62,817	62,241	61,540	60,721
長久手市	62,172	65,485	67,916	69,583	70,458	70,693
東郷町	43,376	43,314	42,879	42,238	41,609	40,999
全体	327,583	331,468	332,524	331,367	328,820	325,060

表 2.1(2) 将来推計人口（コーホート要因法）

構成市町	推計人口(要因法)					
	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年
豊明市	68,159	66,613	64,658	62,535	60,491	58,521
日進市	90,955	92,933	94,264	94,791	94,713	94,114
みよし市	62,905	63,111	62,785	62,236	61,559	60,723
長久手市	62,213	65,535	67,974	69,538	70,424	70,662
東郷町	43,383	43,321	42,872	42,257	41,609	40,996
全体	327,615	331,513	332,553	331,357	328,796	325,016

④コーホート変化率法：各コーホート（同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指す。）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

⑤コーホート要因法：各コーホートについて、「自然増減」（出生と死亡）及び「純移動」（転出入）という二つの「人口変動要因」それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法。

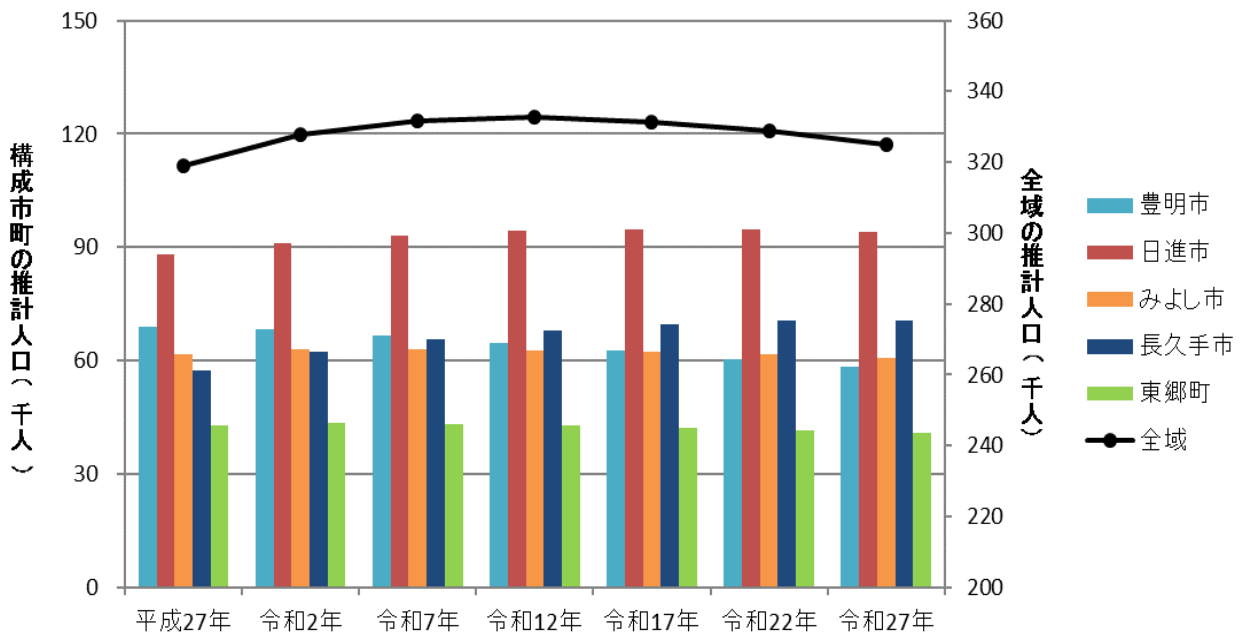


図 2.1 将来推計人口（コーホート要因法）

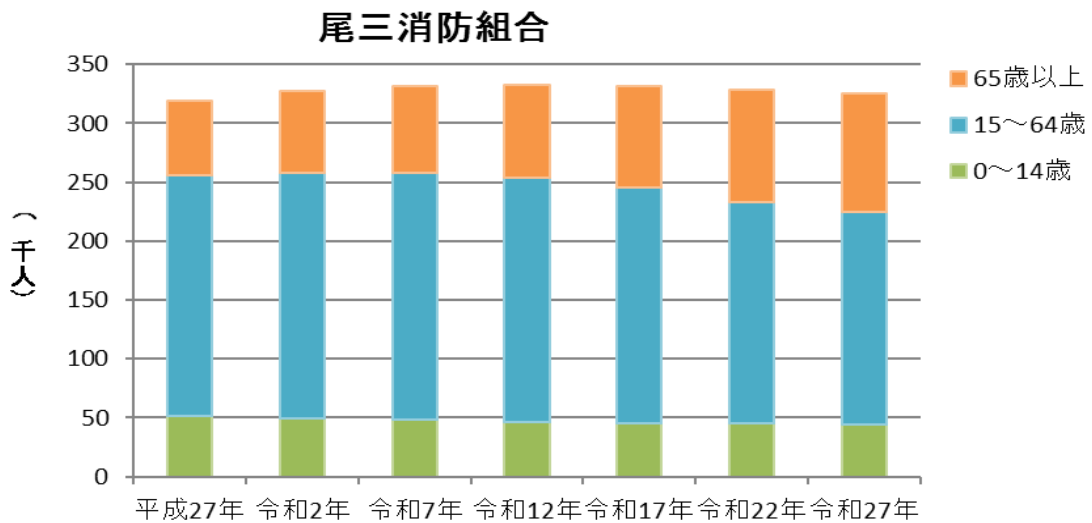


図 2.2 年齢階級（3区分）別の将来推計人口（コーホート要因法）

注) 2種類の推計手法による結果はほぼ同様となったため、図ではコーホート要因法による推計結果を示しています。

なお、図 2.3 は、平成 28 年に行われた各市町の「人口ビジョン」による将来人口の推計結果です。各市町の推計では、各種施策を実施した場合の想定を行っているため、人口の増加傾向が強くなっています。

このように、想定条件によって幅があるものの、令和 12 年時点の人口は 33 万人から 35 万人程度となることが見込まれます。

第2章 現状分析と将来予測

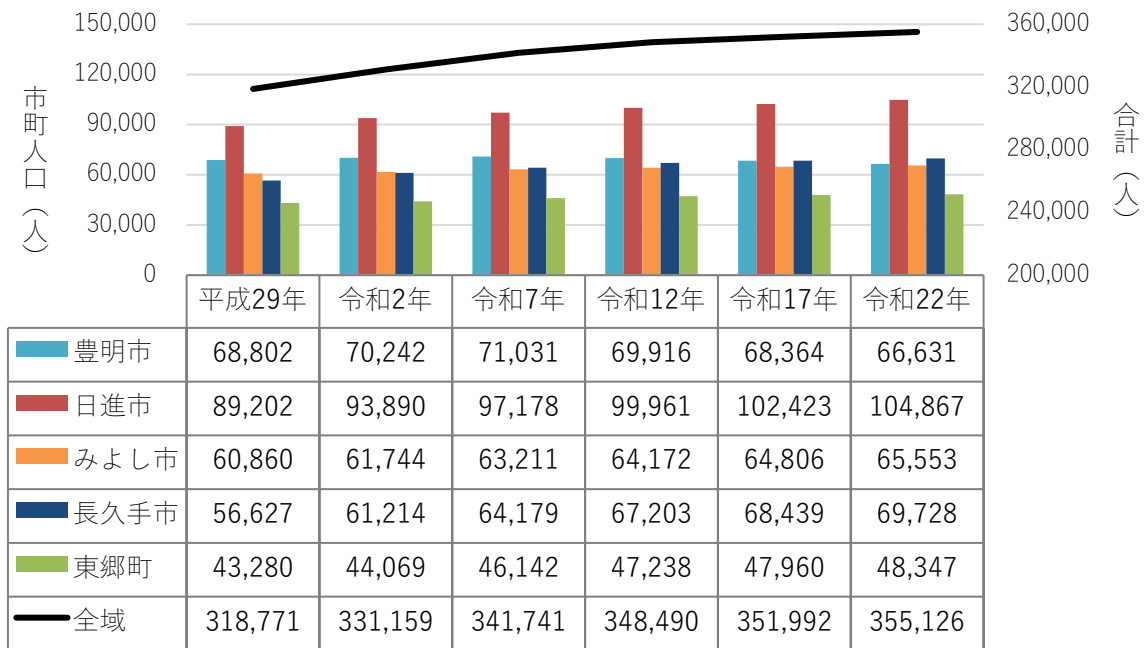


図 2.3 各市町の将来推計人口（人口ビジョン）

イ 救急需要の将来推計

将来人口の推計結果と年齢階級別の救急搬送率に基づき、次式により将来的な救急需要（搬送人員）の推計を行いました。なお、救急搬送率（年齢階級別）には、図 2.4 の過去 6 年間の値の平均値を用います。

$$\text{救急搬送人員(年齢階級別)} = \text{年齢階級別将来推計人口} \times \text{年齢階級別救急搬送率}$$

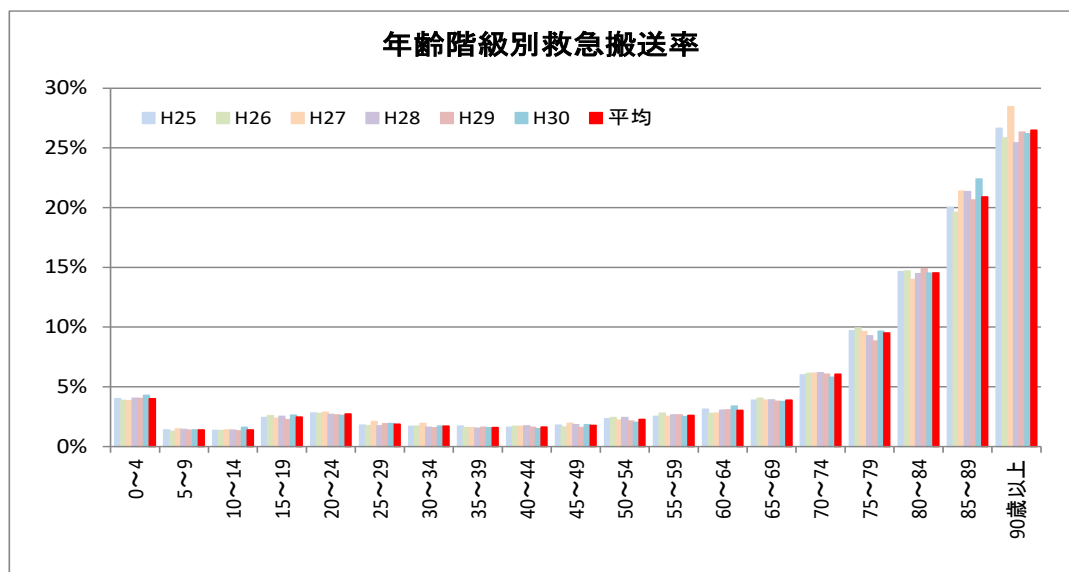


図 2.4 年齢階級別の救急搬送率（平成 25～30 年）

推計結果は表 2.2(1)及び 2.2(2)、図 2.5 と 2.6 のとおりです。

これらの推計結果から、管内全域における人口は令和 12 年にピークを迎えるものの、救急件数は 65 歳以上の高齢者人口が増加することを受けてその後も増加し、令和 12 年には約 1 万 5 千件、令和 27 年には約 1 万 6 千件に達することが予想されます。

表 2.2(1) 救急搬送人員の将来推計（人口推計：コーホート変化率法）

構成市町	救急需要推計(変化率法)					
	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年
豊明市	2,926	3,141	3,268	3,297	3,276	3,255
日進市	3,512	3,859	4,147	4,349	4,505	4,653
みよし市	2,215	2,428	2,602	2,724	2,820	2,934
長久手市	2,140	2,411	2,656	2,855	3,006	3,150
東郷町	1,730	1,899	2,017	2,068	2,081	2,107
全体	12,523	13,739	14,689	15,293	15,689	16,100

表 2.2(2) 救急搬送人員の将来推計（人口推計：コーホート要因法）

構成市町	救急需要推計(要因法)					
	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年
豊明市	2,926	3,139	3,267	3,298	3,275	3,254
日進市	3,512	3,859	4,147	4,351	4,505	4,652
みよし市	2,214	2,428	2,600	2,722	2,821	2,933
長久手市	2,139	2,411	2,658	2,851	3,003	3,146
東郷町	1,730	1,900	2,017	2,070	2,082	2,107
全体	12,521	13,737	14,688	15,293	15,686	16,093

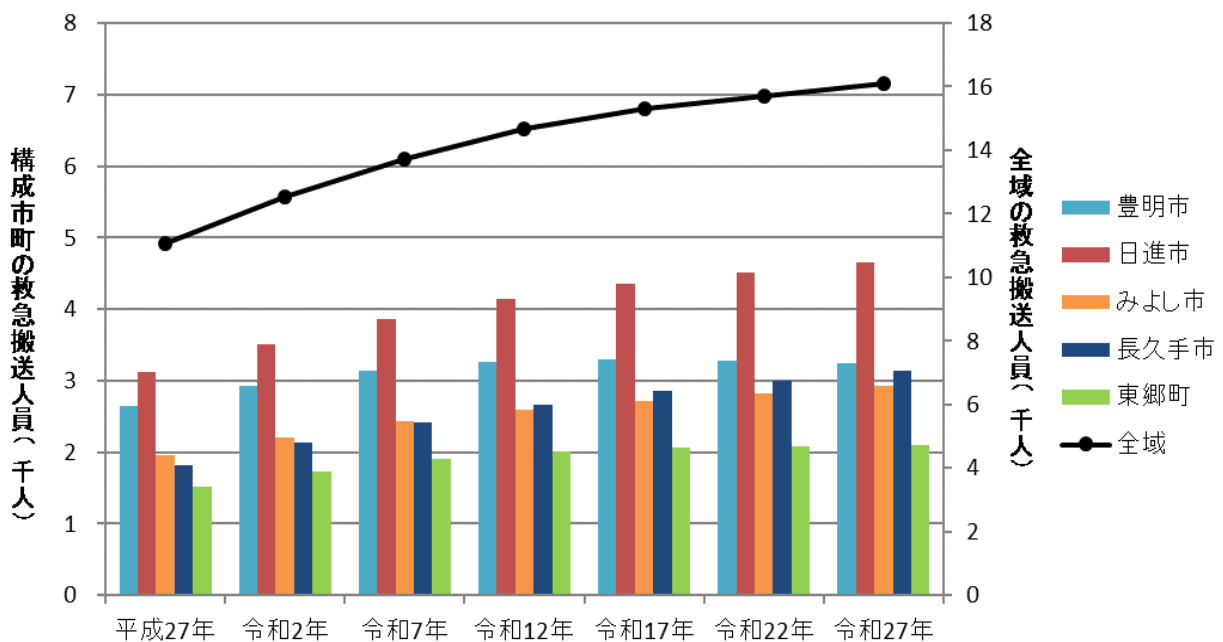


図 2.5 救急搬送人員の将来推計（人口推計：コーホート要因法）

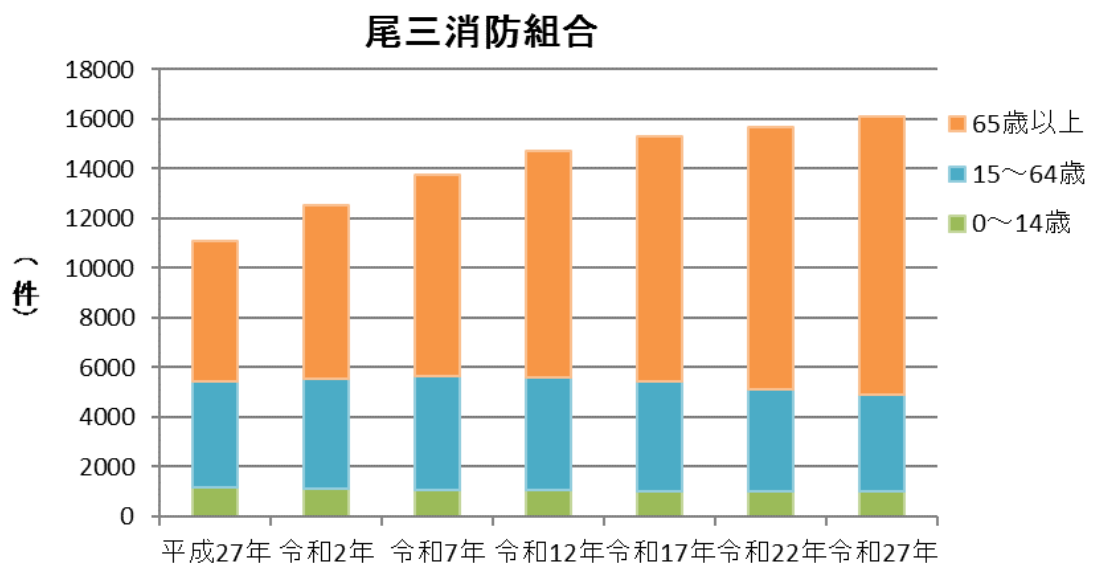


図 2.6 年齢階級（3区分）別の救急搬送人員の将来推計（人口推計：コーホート要因法）

注) 2種類の推計手法による結果はほぼ同様となったため、図ではコーホート要因法による推計結果を示しています。

(2) 求められる消防体制

尾三消防組合は平成30年4月1日に消防広域化を行い、各消防本部が保有する消防力が統合されることにより、消防基盤の強化が図られました。今後の消防力の整備方針としては、まず、広域化によるスケールメリットを最大限に活用した消防体制の構築が必要です。次に、今後10年間で見込まれる消防需要の増加を踏まえ、これに対応する効果的・効率的な消防体制の構築が必要となります。

ア スケールメリットを最大限生かした消防体制（フェーズ1）

消防庁によれば、消防広域化により期待できるメリットとしては、次のような事項があげられます。

- ① 災害発生時における初動体制、増援体制の強化
- ② 現場活動要員の増強
- ③ 救急業務・予防業務の高度化・専門化
- ④ 財政規模の拡大に伴う高度な装備・資機材の整備の充実
- ⑤ 現場到着時間の短縮
- ⑥ 人事異動・研修の充実など組織の活性化

消防広域化により、尾三消防本部では既に次のような効果が得られていますが、更なる取組を進めることが必要です。

(ア) 住民サービスの向上

a 現場到着時間の短縮

消防広域化により構成市町の境界を越えて消防車両が出動できるようになったため、市町境界付近等の地域の現場到着時間が以前よりも短縮されています。

b 出動体制の強化

第1出動可能な部隊数が増えたことにより、初動体制、増援体制が強化され、多くの部隊の出動が必要となる大規模火災への対応や、件数の非常に多い救急事案への対応が強化されています。

## 第2章 現状分析と将来予測

### (イ) 組織体制の強化

#### a 現場活動人員の増強

本部機能を統合したことにより、本部の配置人員を減らし、予防部門や指令部門、警防部門の人員を増強することが可能となりました（平成30年4月1日現在では、救急隊1隊が増隊となっています）。

### (ウ) 財政基盤の安定

#### a 組織運営の安定化、効率化

財政規模の拡大により、安定した組織運営や装備・施設の効率化が可能となりました。

## イ 消防需要に対応する効果的・効率的な消防体制（フェーズ2）

消防需要の将来予測結果から、今後しばらくは消防需要の増加が見込まれることが明らかとなりました。前節で整理した現状の課題への対応として、次に示すような取組が必要となります。

### (ア) 救急体制の充実強化

救急隊の運用体制の見直し（兼務の解消等）や、ICT（情報通信技術）の活用促進、予防救急<sup>⑥</sup>の普及啓発、救急車の適正利用の推進等、総合的な対策を推進する必要があります。

### (イ) 大規模災害への対応力強化

広域化による管内面積の拡大や災害発生件数の増加に加え、近年の災害態様の変化や大規模化を踏まえると、指揮隊の増強や統一的な指揮体制の確立等が必要です。また、大規模災害時における緊急消防援助隊の応援・受援体制の強化も必要です。

⑥予防救急：救急車が必要になるような病気や怪我等を、少しの注意や心がけで防ぐ取組み。



(ウ) 人材育成

救急隊は、救急救命士への応急処置範囲の拡大など、近年求められる知識・技術は高度化してきており、計画的な育成が急務となっています。

一方、迅速な救助活動には特殊な資機材や救助技術が必要とされ、救助隊員にはその為の知識・技術が求められることから、救助隊員についても計画的な育成、訓練により、技術・知識のレベルアップを図っていくことが必要です。

このように、救急や救助といった専門性の高い業務に携わる隊員の能力向上が求められます。

(エ) 消防施設・装備の効率的配置

消防署所や消防車両の統一化・効率化による維持管理費の削減を図り、将来的な消防需要の分布に即した配置の検討など、取組が必要です。

特に、救助工作車、はしご車、化学車等台数が限られる特殊車両については、災害対応事務の処理状況等を踏まえ、最も効率的かつ効果的な配置を検討しなければなりません。

また、これら特殊車両を含む全体の部隊配置及び運用について、同じく検証結果を始め、管内情勢、消防需要の頻度や分布、配置署所の状況等の諸条件を総合的に捉えて、最も効率的かつ効果的な部隊配置や運用を研究する必要があります。

(オ) 通信指令システムの強化

救急件数等の増加する消防需要に対し迅速かつ的確に対応するため、通信指令システムの安定稼働と信頼性強化を図るとともに、システム機能の陳腐化を回避し、適切な頻度で保守・更新を行っていく必要があります。

また、大規模地震や異常気象等による風水害への対応力強化を図るため、設備の設置場所や多重化について検討を進める必要があります。



### 第3章 これまでの計画の展開と重点取組事項の評価



### 第3章 これまでの計画の展開と重点取組事項の評価

計画前期では、目指すべき将来像を実現するための3つの基本方針に基づき、10の重点取組事項とこれに対する27本の取組を掲げ、施策事業を展開しています(表3.1)。

重点取組事項は、3つの基本方針ごとに、消防が処理する事務を、分野別、種類別等に区分し設定したものです。

この取組事項のそれぞれについて、計画策定時から現時点(令和3年度末)までの成果を整理すると共に、計画の達成状況、残存する課題、今後の検討が必要な事項といった観点から、計画の進捗状況について検証を行いました。

検証結果の整理方法及び検証結果は以降に示すとおりです。

#### (基本方針)

基本方針1 「住民サービスの更なる向上」

基本方針2 「消防を支える組織体制の強化」

基本方針3 「組合運営を支える組織マネジメント」

#### (検証結果の整理方法)





表 3.1 基本方針に基づく重点取組事項と取組

基本方針	重点取組事項	取組
基本方針1 住民サービスの 更なる向上	1-1 消防体制の充実強化	指揮体制の強化 消防活動の統一化 救助体制の高度化 消防広報の推進
	1-2 救急体制の充実強化	救急活動体制の強化 (救急救命士育成等/情報通信技術活用) 応急救護体制の推進 安全管理体制の推進
	1-3 防火安全対策の推進	火災予防の推進 (防火啓発・教育/火災原因調査) 住宅防火対策の推進 事業所防火安全の推進 放火防止対策の推進
	1-4 大規模災害への 対応力強化	BCP 策定の推進 緊急消防援助隊活動の強化 震災対応活動の向上 災害対応体制の強化 (情報伝達/構成市町連携)
基本方針2 消防を支える 組織体制の強化	2-1 施設・設備の 充実強化と効率化	車両更新計画の策定 車両装備・資機材の研究 (車両更新・研究/消防装備) 高機能消防通信指令システムの更新
	2-2 人材育成の推進	職員研修の推進 業務専門研修の推進 (火災原因調査/指令員育成) 予防業務の高度化
	2-3 関係機関との連携強化	関係機関との連携
基本方針3 組合運営を支える 組織マネジメント	3-1 将来を見据えた 消防体制の検討	持続可能な組織体制の構築 (定員適正化/組織体制) 将来を見据えた部隊配置の検討 将来を見据えた部隊運用の検討
	3-2 消防施設の長寿命化	庁舎施設の長寿命化
	3-3 財政基盤の安定化	中期財政計画の策定

★ 重点取組事項

基本方針1 住民サービスの更なる向上
重点取組事項 1-1 消防体制の充実強化
取組 指揮体制の強化

★ 現状と課題

<p>(現状)</p> <p>現在は、指揮隊1隊で管内全域を担当しており、指揮隊現場到着までの初動体制強化のため、指揮代行を担う隊長級職員の指揮能力向上が必要です。</p> <p>活動上の情報共有は、デジタル無線を通じた口頭及び文字情報で実施しています。</p> <p>(課題)</p> <p>指揮隊到着までの初動活動及び安全管理体制の整備が必要です。</p> <p>指揮隊からの有効な情報発信及び情報伝達の方法を確立するため、画像及び映像を活用した情報共有ツールの整備が必要です。</p> <p>全隊に共通した災害活動情報等を共有する仕組みが必要です。</p>
---

★ 取組の方針

<p>職員の指揮能力向上（初動指揮及び安全管理）を目指し、各機関への教育派遣（警防科、指揮隊科、受託研修、所属内研修等）を継続します。</p> <p>通信ツールの配備を検討します。（各隊及び各署へのタブレット及びスマートフォン配備、自動操縦式ドローンの配備）</p> <p>上記2項目の取組により、有効かつ安全な消防活動の実施に繋がり、災害の事案収束時間の短縮及び出動時における労働災害件数の減少を目指します。</p>
---

★ 現在までの成果

<ul style="list-style-type: none"><li>・指揮技術向上のため、指揮隊員への研修を行うとともに、消防戦術訓練などを通して各署の中隊長級職員への研修を実施して指揮能力の充実を図りました。</li><li>・消防学校、先進消防本部などへの受託研修を進め、派遣者を講師としたフィードバック研修を実施し、知識と技術の共有化を図りました。</li><li>・ドローンに関わる法令及び運用方法についての教育を実施し、災害活動時の運用について職員の教育を図りました。</li></ul>
---



★ 評価結果

(計画前期の達成状況)

指揮隊は管内に1隊ですが、消防隊が災害現場に到着する初期の段階から、効果的な指揮体制を構築して安全で効率的な消防活動を行うため、各署の中隊長級の職員研修を行って指揮能力の向上を図るなど、計画に基づく取り組みは着実に進められていると考えられます。

(残存する課題)

事案収束時間の短縮は、現状ではほぼ目標を達成していると考えられますが、更に効果的な指揮体制を目指し各種施策を実施していきます。

(今後の検討事項)

事案収束時間短縮の指標として、平成30年中の一般住宅全焼火災における出動から鎮火までの平均時間が取り上げられていますが、一般住宅全焼火災だけではサンプル数が少ないので、統計的に有意な説明ができないおそれがあり検討が必要です。建物火災件数など、サンプル数のより多いものを指標とすることが必要です。

★ 重点取組事項

基本方針1 住民サービスの更なる向上
重点取組事項 1-1 消防体制の充実強化
取組 消防活動の統一化

★ 現状と課題

<p>(現状)</p> <p>これまで、様々な火災に対応するため、消防車両や資機材の変更・更新などハード面の整備と併せて、火災に対する知識・技術の習得を目的とした教育・訓練及び隊員間の経験値の継承などソフト面の体制整備を行ってきました。</p> <p>しかし、近年では火災発生件数が減少する反面、建築様式の変化から新たな火災現象が発生し、全国的にみると、危険予測ができない活動により隊員が受傷する事案が発生しています。また、消火活動経験の少ない隊員が増加したことにより、隊員の安全管理の面から積極的な消防活動が行えず、被害拡大や長時間活動に繋がる恐れがあります。</p> <p>(課題)</p> <p>管内人口の増加に伴い高気密の新築住宅が増えています。火災に対して防火性能が優れる反面、火災発生時には屋内消火活動の機会が増し、隊員が受傷する危険が高まります。また、経験の少ない隊員が増加しているため、突発的な火災現象の発生に対する対応力の強化が急務です。</p>
--

★ 取組の方針

<p>消火戦術指導体制の構築及び指導員養成による指導力向上を図ります。</p> <p>指導員が若年職員教育を行い、積極的な現場活動を実現し、災害終息の早期化を目指します。また、災害時、大隊として連携の取れた活動ができるように「火災対応戦術」を策定します。</p> <p>実災害時、専門的な高い知識・技術による消火活動を行うことのできる、特別消火中隊の発足を検討するなど、各消防署への知識、技術の伝承や最新活動の研究を行います。</p>
---

★ 現在までの成果

<ul style="list-style-type: none"><li>・消防学校または消防大学校で警防科及び救助科を受講させ、指導員及び指導担当者を養成しました。</li><li>・火災対応マニュアルの策定に着手し、策定後、マニュアルに則した訓練の実施を予定しています。</li></ul>
--

★ 評価結果

(計画前期の達成状況)

指導員及び指導担当者を養成し、OJTを実施する体制を強化すると共に、火災対応マニュアルの策定に着手するなど、計画に基づく取り組みは着実に進められていると考えられます。

(残存する課題)

成果指標として設定した目標（専用住宅火災（半焼以上）の現場到着から鎮圧までの早期終息）に向かって、着実に災害活動時間は短縮していますが、目標達成には更なる努力が必要です。早期にマニュアルを完成させ、消防活動の統一化を図っていきます。

(今後の検討事項)

専用住宅火災（半焼以上）件数はサンプル数が少なく、統計的に有意な説明ができないおそれがあるので検討が必要です。半焼以上に限らないなど、サンプル数のより多いものを指標とすることが必要です。

★ 重点取組事項

基本方針1 住民サービスの更なる向上
重点取組事項 1-1 消防体制の充実強化
取組 救助体制の高度化

★ 現状と課題

<p>(現状)</p> <p>当管内は交通網が整備され、鉄道は、名鉄本線・地下鉄・リニモ、道路は、東名高速道路・伊勢湾岸自動車道・名古屋瀬戸道路及び主要幹線道路が管内を横断しています。また、高層マンションの建設や大型商業施設の出店など、都市基盤整備が進行しており、当面の間は、人口の増加が見込まれます。</p> <p>発生が危惧される南海トラフ巨大地震における管内の最大震度予想は6強とされています。</p> <p>全国的な救助隊の配置状況としては、全国711消防本部（H30年度）のうち、約100消防本部が震災対応資機材を備えた高度救助隊を配置しています。</p> <p>(課題)</p> <p>救助体制の整備として、大規模かつ複雑多様化する都市型災害はもとより、テロ災害についても対応する必要があります。</p> <p>震災救助やNBC災害に対応する技術の向上には、計画的な資機材の整備が必須です。</p>
---

★ 取組の方針

<p>地域防災の要として、高度救助隊の設置を検討します。</p> <p>震災救助・NBC災害対応の専門部隊「高度救助隊」の設置及び資機材の配備を検討します。</p> <p>震災救助・NBC災害対応の救助技術マニュアルを作成し、技術の標準化を図ります。</p>
---

★ 現在までの成果

<ul style="list-style-type: none"><li>・震災救助のさらなるレベルアップとして、他市との土砂災害合同訓練を実施し、実災害時の対応や連携を確認しました。</li><li>・NBC対応マニュアルを作成し、各署所とマニュアルに沿った訓練を実施しました。</li><li>・消防大学校に職員を派遣し、NBC災害対応専門教育を受けることにより職員の教育レベルの底上げを実施しました。</li></ul>
--

★ 評価結果

(計画前期の達成状況)

これまで、他市との土砂災害合同訓練を通じて実災害時の対応や連携を確認するとともに、NBC対応マニュアルを作成するなど、計画に基づく取組は着実に進められていると考えられます。

(残存する課題)

高度救助隊の設置は引き続き検討中です。

(今後の検討事項)

救助隊を再編成し、高度救助隊1隊と特別救助隊2隊及び救助係の設置を目標とします。

★ 重点取組事項

基本方針1 住民サービスの更なる向上
重点取組事項 1-1 消防体制の充実強化
取組 消防広報の推進

★ 現状と課題

<p>(現状)</p> <p>年間を通じて各種の訓練を実施していますが、管内住民が、消防・救助訓練等を見学する機会が乏しく、消防への理解と住民への安全・安心アピール等の消防広報を進める必要があります。</p> <p>(課題)</p> <p>地震等大規模災害に備え、住民による自助共助を踏まえた防災力の向上に係る取組が必要です。</p>
---

★ 取組の方針

<p>消防・救助訓練について、ホームページ等を活用した広報に更に努めます。また、訓練実施時に住民に対する災害対応ミニ講座を開催します。</p>
---

★ 現在までの成果

<p>・新型コロナウイルス感染症の影響から訓練の見学機会の設置や災害対応ミニ講座の実施ができなかったものの、各種消防訓練等をホームページにより積極的に広報しました。</p>
--

★ 評価結果

(計画前期の達成状況)

新型コロナウイルス感染症の影響により、計画された事業のうち住民を集めて行うものは実施できませんでしたが、それに代わりホームページの広報を積極的に推進し、住民に自助共助の必要性を訴えました。

(残存する課題)

新型コロナウイルス感染症の終息時期は不明ですので、広報手段としてホームページの活用等新たな取り組みを検討する必要があります。

(今後の検討事項)

ホームページの活用効果の検証を行い、効果が認められれば更に推進していきます。

★ 重点取組事項

基本方針1 住民サービスの更なる向上
重点取組事項 1-2 救急体制の充実強化
取組 救急活動体制の強化（救急救命士育成等）

★ 現状と課題

<p>(現状)</p> <p>現在、救急救命士の乗車した計 12 隊の救急隊を各署所に配備し、年間約 12,000 件の出動に対応しています。</p> <p>救急活動の質的向上を図るため、救急車に救急救命士が常時 2 名乗車（うち 1 名は気管挿管の資格を有する救命士）での活動体制を確保することを方針に救急救命士等を養成していますが、常時 2 名体制は数的に確保しているものの、気管挿管救命士が不足している現状です。</p> <p>(課題)</p> <p>救急救命士には、資格取得後に継続的な実習が総務省消防庁から示されており、その他の研修や福利厚生事業等により、数的には救急救命士が確保されているものの、実際は救急救命士の複数乗車は全体の 7 割程度、気管挿管救命士の乗車率は 5 割を下回っていることから、今後、新規救急救命士及び気管挿管救命士の計画的かつ継続的な養成が必要です。</p> <p>また、救急現場においては、救急救命士を中心に活動しますが、その活動を補佐する他の救急隊員の知識技術の向上が不可欠であり、救急隊員の教育体制の更なる充実を図ることが必要です。</p>
---

★ 取組の方針

<p>全救急隊の複数救命士運用及び気管挿管救命士運用体制の確保並びに指導救命士を中心に救急隊員向け標準的指導体制、救急救命士の技術指導及び検証体制、救急救命士を目指す職員の育成教育体制などターゲットを絞った教育体制を構築することで、それぞれの教育体制が一連となる体制を構築します。</p>
--

★ 現在までの成果

<ul style="list-style-type: none"><li>・ 新規及び気管挿管救急救命士の計画的養成を進めていますが、実質的な乗車率の増強には至っていないのが現状です。</li><li>・ 計画的、効果的かつ効率的な教育内容の企画・推進を図ることを目的に、指導救命士を中心とした指導教育体制を確立しました。</li></ul>
--



・救急業務用資材の計画的配備を進めるとともに、一部前倒しで資材（自動胸骨圧迫装置）を導入しました。

★ 評価結果

（計画前期の達成状況）

複数救急救命士の乗車率、気管挿管救急救命士の乗車率とも改善が低いかむしろ後退しています。今後とも計画の実現に向けた努力が求められます。

（残存する課題）

複数救急救命士の乗車率向上を図る手段の検討が必要です。

（今後の検討事項）

育休期間中の救急救命士資格者による日勤救急隊の創設の検討や、令和5年度から実施される定年延長制度の一環として、救急救命士資格者を日勤救急隊員として活用し、当務救急隊員の労務負担の軽減を図ることなどについて、検討を進めます。

★ 重点取組事項

基本方針1 住民サービスの更なる向上
重点取組事項 1-2 救急体制の充実強化
取組 救急活動体制の強化（情報通信技術活用）

★ 現状と課題

<p>(現状)</p> <p>医療機関との連絡等を目的に携帯電話からスマートフォンへの移行整備を進めています。また、地域別医療機関情報や各種情報等のデータ保存は、救急車内に紙ベースで保存し、必要に応じ活用しています。</p> <p>現場の救急隊から医療機関への傷病者情報の伝達は、携帯電話により口頭報告していますが、心電図波形等の診断に係る医療情報を視覚的に提供することができない状況です。</p> <p>最近では、管内に居住する外国人も年々増加し、比例して外国人が関係する救急事案も年間120件程度発生し、この救急活動における現場滞在時間は、日本人と比べ約2～5分遅延している状況が見受けられます。</p> <p>(課題)</p> <p>紙ベースでの情報管理は、漏えいや紛失に繋がる恐れがあり、管理体制の構築が必要不可欠です。また、傷病者及び現場状況を口頭伝達することでの確かつ正確に伝達できない場合に備え、視覚的に医療機関に伝える資機材の導入と、伝達体制の構築が課題です。</p> <p>また、外国人の傷病者については、会話自体困難な場合が多く、情報収集に手間取っています。</p>
---

★ 取組の方針

<p>全救急車にスマートフォン及びタブレット端末を導入して、情報をクラウド化することで、一元管理できる体制を構築します。</p> <p>また、救急隊と医療機関を繋ぐネットワーク環境を整備することで、医療機関が救急活動のリアルタイム情報を視覚的に得ることで、救命率やQOL向上を目指します。</p> <p>更に、翻訳アプリを活用して、早期情報収集を可能とする環境を整備し、現場滞在時間の短縮を図ります。</p>
--

★ 現在までの成果

- ・全救急車にスマートフォンを配備するとともに、医療機関への現場からの視覚的医療情報の提供を目的に、スマートフォンを活用した心電図伝送を始めました。
- ・現状の尾三消防本部の救急体制に対し、ICT 活用の検討について、費用対効果に見合った導入の可否を検討しています。

★ 評価結果

(計画前期の達成状況)

成果指標として、全救急車の ICT 端末の整備率、外国人に対する現場滞在時間の短縮をあげていますが、いずれも目標値を概ね達成しています。引き続き計画を推進していきます。

★ 重点取組事項

基本方針1 住民サービスの更なる向上
重点取組事項 1-2 救急体制の充実強化
取組 応急救護体制の推進

★ 現状と課題

<p>(現状)</p> <p>現在、管内人口における65歳以上の高齢者が約20%を占め、今後、人口増加に併せ、更に高齢者も増加することが予想されます。</p> <p>また、全救急件数のうち、傷病程度が重症以上の救急事案が約6%、そのうち高齢者を搬送した事案は約70%に達していることを踏まえ、救命率の向上を図るうえで重要な役割を果たすバイスタンダーの育成に取り組み、各種イベント等の機会での応急手当普及啓発活動とともに、各種救命講習を年間約6千名以上の方に実施しています。併せて、街の救命ステーション事業として、屋外における救急事案に対応する目的で、管内の95事業所と連携して救命率の向上を図っています。</p> <p>更に、予防救急の目的で、高齢者や小児を対象とした心肺蘇生法をはじめとした救命処置に加え、一般的な応急処置の方法の普及啓発を行うことで、救急車の適正利用の推進も併せて図っています。</p> <p>(課題)</p> <p>年々増加する救急需要に対して、予防救急の普及啓発は急務であり、バイスタンダーによる応急手当の実施は、救命率の向上には必要不可欠です。</p> <p>予防救急を基本とした自主的救護意識の向上、並びに応急手当の更なる普及と効果的な応急手当の実施の向上が課題となります。</p>
---

★ 取組の方針

<p>住民への効果的な普及啓発を実施するために、ニーズ又は年齢層を考慮した講習会又はイベント開催及び家庭内事故を防止するための予防救急講習の開催など病院前救護の重要性を広く普及啓発します。</p> <p>応急手当普及員の育成、「BLSV」及び「街の救命ステーション」の周知と登録の推進を図り、継続的に知識技術が維持できる環境を提供します。</p> <p>救急車の適正利用について、国が推奨する「Q助」のPRや、対象者を特定した講習会の開催など、予防救急への理解を深める取組を行います。</p>
--

★ 現在までの成果

<ul style="list-style-type: none"><li>・コロナ禍による各種救命講習の中止が相次ぎ、応急手当普及員の計画的育成は大幅に遅れを生じましたが、その他の予防救急に係る事業の推進に力を入れ、応急手当の普及啓発に当たりました。</li><li>・コロナ禍により、BLSV登録者の活躍の場が少なく、事業のPRの場がなか</li></ul>
---

ったこともあり、登録者数が伸び悩んでいます。

★ 評価結果

(計画前期の達成状況)

成果指標のうち、バイスタンダーによる心肺蘇生実施率については向上が見られます。各種救命講習会への参加人数については、新型コロナウイルス感染症の蔓延により減少しており、これはやむを得ないと考えられます。

(今後の検討事項)

定年引上げに伴う60歳以上の職員を、応急手当講習会等の指導員として各所属に配置する計画が示されており、有効活用が期待されます。

★ 重点取組事項

基本方針1 住民サービスの更なる向上
重点取組事項 1-2 救急体制の充実強化
取組 安全管理体制の推進

★ 現状と課題

<p>(現状)</p> <p>新型インフルエンザの大流行や薬剤耐性菌の出現が危惧されるなか、機能重視のリユース型个人防护具を配備、ディスプレイ資機材の導入及び消毒対策等の標準的予防策を徹底しています。新型インフルエンザに対しては業務継続計画を策定し、感染防止対策資機材（マスク、ゴーグル、手袋、感染防止衣）を各署に備蓄しており、更に活動時の装着徹底、感染防止に対する教育並びにB型肝炎の予防接種及び針刺し事故に対するフローの策定をしています。</p> <p>また、救急現場における職員の惨事ストレスに対応するため、講習会の実施及び医療機関への受診体制を確保しています。</p> <p>(課題)</p> <p>新型インフルエンザ等の感染症の大規模拡大に備え、資機材の備蓄、職員の感染予防教育並びに罹患した場合の対応策を医療機関や構成市町の関係部署と連携し、速やかに対応できる体制の見直しが必要です。</p> <p>現在、幼少期に水痘、風疹、麻疹、流行性耳下腺炎の予防接種を受けていない年代の職員が多数存在すること、救急救命士の就業中再教育（医療機関での実習）で抗体確認が必要となってきたこと等を踏まえ、隊員が感染源とならないための体制構築が急務です。</p> <p>また、職員の惨事ストレス対策の体制整備として、人的資源の確保が求められます。</p>
--

★ 取組の方針

<p>救急活動における職員への感染防止対策の教育と実施のため、各種講習会への参加を含めた職員への教育を継続的に実施していきます。また、流行性感染症対策として感染予防対策備蓄資機材の計画的な管理の実施、感染症に対する救急隊員の安全管理教育の実施及び流行性感染症に対する予防接種を実施することで、感染拡大のリスクを減少させ、隊員の安全を確保します。</p> <p>また、惨事ストレスを受けた職員を把握し、長期的サポート体制を構築します。</p>
--

★ 現在までの成果

<p>・職員の職業感染防止を目的に、感染防止対策マニュアルを策定し、予防接種の計画的推進を図りました。</p>
---

・コロナ禍への対応として、感染防止・消毒用の各種資機材の導入をしました。

★ 評価結果

(計画前期の達成状況)

救急隊員に対する予防接種実施率は順調に増加しています。また、感染防止対策マニュアルの策定と活用が図られており、隊員の安全管理において有効と考えられます。

★ 重点取組事項

基本方針1 住民サービスの更なる向上
重点取組事項 1-3 防火安全対策の推進
取組 火災予防の推進（防火啓発・教育）

★ 現状と課題

<p>(現状)</p> <p>幼年・少年消防はクラブ活動を通じ火災予防の動機付けを促す防火教育を実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・幼年消防クラブ…ふれあい防火教室</li><li>・少年消防クラブ…愛知県消防学校一日体験入校、防火作品展</li></ul> <p>高齢者へは、対象者を一定の基準に絞った防火訪問、防火防災講演会等の防火指導を実施しています。</p> <p>(課題)</p> <p>子供の火遊びが原因による火災の減少や、火災による子供達の死傷事故がほとんど見受けられないことから、本事業については一定の成果が得られていますが、引き続き事業展開が必要です。</p> <p>しかしながら、他の世代に目を移すと中学生以降に対しての防火教育の機会が少ないことに加え、当消防組織が一部事務組合という性質から地域住民との接点が乏しく防火に関する情報提供の時機を逸する状況にあります。</p> <p>また、全国的に住宅火災における高齢者の逃げ遅れによる死者の割合が高まる傾向のなか、高齢者に対する防火対策が一部の対象に偏った事業となっているため、対象範囲を拡充し、より一層の推進が求められます。</p>
--

★ 取組の方針

<p>これまでに実施してきた事業は効率的に事業展開を図るため、各世代において時限的に火災予防啓発を行っていたものを、既存事業と各世代を繋ぎ合わせることで、新たな事業を計画実施することにより地域住民の火災予防思想の向上に努め、火災発生を低減を図ります。</p>
---

★ 現在までの成果

<ul style="list-style-type: none"><li>・幼年・少年消防クラブ員に対して各種防火啓発事業を継続実施することで火災予防の動機付け教育を実施しました。</li><li>・SNSの導入によりスマートフォン等保有世代に対する防火啓発活動を通じて、防火教育機会の少ない世代に対する啓発活動を実施しました。</li></ul>
---



・防火防災講演会は、新型コロナウイルス感染症等の影響から継続的な実施ができない状況にある一方で、小規模な高齢者集会である防火講座を積極的に展開するため、関係団体との調整を進めています。

★ 評価結果

(計画前期の達成状況)

コロナ禍が続き、人と触れ合いながらの火災予防のための啓発、教育の事業は実施が難しく、計画策定時の目標を下回っていますが、これまでに SNS による情報発信の実施、配信登録者の確保、防火講座の実施等を行い、一定の成果が得られていると考えられます。

(今後の検討事項)

当消防組織が一部事務組合という性格から地域住民との接点が乏しいことについては、さらに構成市町の防災担当部署、消防団及び自治会などとの連携強化を図り、防火対策を促進することが必要です。

★ 重点取組事項

基本方針1 住民サービスの更なる向上
重点取組事項 1-3 防火安全対策の推進
取組 火災予防の推進（火災原因調査）

★ 現状と課題

<p>(現状)</p> <p>火災原因調査書類の重要性は高く、司法機関からの信頼性の高い有効な証拠資料としての側面も持っており、消防機関が導き出した出火原因は類似火災の再発防止はもとより、作成した書類が貴重な資料となります。</p> <p>火災原因調査の最大の目的は、火災原因調査書類から収集した基礎資料を基に、効果的な火災予防施策及び警防施策を策定することです。</p> <p>(課題)</p> <p>統一が図れた火災原因調査書類作成（書類構成等）及び一定レベル以上の実況見分技術が求められます。</p> <p>現場の焼損状況から立証に至る事実を的確に読み取るため、組織全体として現場保存を意識した消防活動体制が必要で、各施策に繋がる取組を含め、本部予防課や署予防課との連携が必要です。</p> <p>正確な原因を究明するための資機材、設備等の整備が必要です。</p>
---

★ 取組の方針

<p>正確な出火原因を導き出すため、実況見分要領、鑑識要領等を作成するとともに、知識及び技術を習得させるため、火災調査書類作成に係る教養、マニュアルを作成するとともに、調査員を計画的に育成します。</p> <p>関係課と「類似火災根絶」に向けた連携強化に取り組めます。</p> <p>火災原因調査資機材、施設等の整備を図ります。</p>
--

★ 現在までの成果

<ul style="list-style-type: none"><li>・火災原因調査書類の基本的なマニュアルを検討し、現在マニュアルの策定を継続しています。</li><li>・実況見分、鑑識見分等実施要領策定について検討し、実況見分実施要領は令和3年度に策定完了。現在、鑑識見分等実施要領を策定しています。</li><li>・火災調査員で、毎年度研修用の資料の作成や特異事案について検討し、調査員間で報告を実施して情報共有を実施しています。</li></ul>
---

・ 情報提供シートを継続的に使用して、火災調査について情報提供を実施しています。

★ 評価結果

(計画前期の達成状況)

これまでに、火災原因調査書類作成マニュアルを策定中であり、実況見分、鑑識見分等の実施要領が策定されるとともに、調査員間の情報共有及び情報提供シートの継続的な実施が図られるなど、成果が得られています。

★ 重点取組事項

基本方針1 住民サービスの更なる向上
重点取組事項 1-3 防火安全対策の推進
取組 住宅防火対策の推進

★ 現状と課題

<p>(現状)</p> <p>住宅火災からの逃げ遅れを防止することを目的とした住宅用火災警報器の設置義務化から10年が経過し、現時点での設置率は80.0%（条例適合率63.0%）と横ばいの状況です。また、設置から10年が経過した警報器が電池等の寿命を迎え取替えの時期を迎えています。</p> <p>住宅用火災警報器の設置に加えて、住宅用消火器の設置、防災製品の使用及び感震ブレーカーの設置を推進しています。</p> <p>(課題)</p> <p>住宅用火災警報器の未設置世帯が2割、（条例不適合世帯3割強）に上っています。また、設置済みの警報器の中には電池切れ等で不十分な維持管理により火災時に適切に作動しないものがあることが懸念されます。</p> <p>住宅用消火器の設置等は住民の安全意識による自主設置に頼っていることから、これ以上の設置が進まない状況にあります。</p>
--

★ 取組の方針

<p>住宅火災による被害軽減のため、積極的な火災予防を推進します。</p> <p>住宅用火災警報器の設置率100%を目指します。</p> <p>住宅用火災警報器の適正な維持管理の推進と共に、火災の拡大防止に有効な住宅用消火器等や防災製品の普及を図ります。</p>
---

★ 現在までの成果

<ul style="list-style-type: none"><li>・各種イベントや広報物を活用し、住宅用火災警報器の設置・維持管理の普及啓発活動を実施しました。</li><li>・各種イベントにおいて、模擬消火器による消火体験、防災製品の燃焼実験、感震ブレーカーの作動実験により、消火器、防災製品、感震ブレーカーの普及啓発活動を実施しました。</li></ul>
--

★ 評価結果

(計画前期の達成状況)

管内で行われているイベント開催時や広報物を活用して、住宅用火災警報器の設置、維持管理の普及に努めていますが、設置率をあげるところまでは成果が表れていないので、引き続き普及啓発活動を推進する必要があります。

また、住宅用消火器の設置促進、防災製品の普及、通電火災の予防についての事業の取組についても同様に継続して推進する必要があります。

★ 重点取組事項

基本方針1 住民サービスの更なる向上
重点取組事項 1-3 防火安全対策の推進
取組 事業所防火安全の推進

★ 現状と課題

<p>(現状)</p> <p>防火対象物において、多数の死傷者を出した火災事例の中には、消防計画上の不適又は避難設備や消火設備等の維持管理や取扱いの不適によることが多く、また危険物施設においては、危険物の取扱い不適や危険物施設の老朽化により火災や漏えいなどの事故事例が多数を占めます。</p> <p>自主的な管理だけでは、火災等予防に期待できない部分が存在することから、これらの災害の発生を予防するため、また、災害時の被害の軽減を図るため、当本部では、査察規程に基づき、防火対象物や危険物施設に定期的に査察を実施し、指導を行っています。</p> <p>(課題)</p> <p>・防火対象物</p> <p>査察規程により、すべての防火対象物の査察を定期的実施しているが、管内の開発に伴い、防火対象物件数が増加しており、査察業務等の実効性の確保が求められています。</p> <p>消防法の再違反率が高いため、関係者へ消防法遵守の意識づけを行う必要があります。</p> <p>違反対象物に対しては改善指導を継続的に実施していますが、違反是正には多くの時間を要しています。</p> <p>・危険物施設</p> <p>全施設の自主保安体制確立が必要です。</p>
--

★ 取組の方針

<p>自主防火管理体制の強化及び消防法令違反を予防する体制を構築します。</p> <p>危険物施設における自主保安体制の確立を促します。</p> <p>増加する防火対象物に対応するため査察等の実効性を確保します。</p>
--

★ 現在までの成果

<p>・法令遵守の状況が優良でない防火対象物等に対して積極的に査察を実施し、改善指導をしました。</p> <p>・防火対象物等の関係者と接触する機会に違反事例の紹介資料を配布し、違反</p>
---

や事故を未然に防ぐ体制を構築しました。

★ 評価結果

(計画前期の達成状況)

これまでに、査察規程に基づく積極的な査察の成果として、防火管理者選任届、消防用設備等点検報告などの届出が改善され、成果が上がっています。

また、危険物施設に関する保安体制強化の取組に関しても、計画策定時から26施設の保安体制の確立が図られ、成果が上がっています。

★ 重点取組事項

基本方針1 住民サービスの更なる向上
重点取組事項 1-3 防火安全対策の推進
取組 放火防止対策の推進

★ 現状と課題

<p>(現状)</p> <p>放火又は放火の疑いによる火災は、全国的に20年以上連続して最上位であり、管内においても上位を占めています。</p> <p>(課題)</p> <p>放火を防ぐためには、一人ひとりが放火防止対策を心掛けるだけでなく、地域全体が「放火されない環境づくり」に取り組むことが重要です。</p> <p>特に、連続放火が発生している地域については、地域の安心・安全に深刻な影響があります。</p>
--

★ 取組の方針

<p>放火されない、放火させない、放火されても被害を大きくさせない取組を推進します。</p> <p>消防車両等の定期巡回及び各種イベント及び地域で開催される防災訓練において、放火されにくい環境づくりの啓発や住民への必要情報発信より地域ぐるみの放火防止対策を図ります。</p>
---

★ 現在までの成果

<ul style="list-style-type: none"><li>・構成市町の公用車及び関係団体の社用車に対し、放火防止マグネットを貼付け、放火抑止に努めました。</li><li>・自治会等に働き掛け、順次、地域住民による放火防止パトロールを実施しました。</li></ul>
---



★ 評価結果

(計画前期の達成状況)

これまでに、放火防止を図るための取り組みとして、構成市町や関係団体へ放火防止の広報表示の協力、自治会への放火防止の協力と対策の実施推進が行われ、成果が上がっています。

★ 重点取組事項

基本方針1 住民サービスの更なる向上
重点取組事項 1-4 大規模災害への対応力強化
取組 BCP（業務継続計画）策定の推進

★ 現状と課題

<p>(現状)</p> <p>広域化のスケールメリットにより消防力(装備、人員)が強化され、職員個々のスキルアップ、通常起こりうる災害に対応するための訓練などは、継続的に行なわれレベルアップが図られています。</p> <p>しかし、大規模災害発生時の対応において、迅速な人員確保及び活用並びに的確な消防活動を継続的かつ計画的に実行するための災害対策をマネジメントできる職員の知識が不足しているのが現状です。</p> <p>(課題)</p> <p>南海トラフ巨大地震の発生が危惧されるなか、大規模災害発生時に迅速かつ持続的に対応するための計画を策定する必要性があり、併せて、災害対策をマネジメントする職員の育成が急務です。</p>
--

★ 取組の方針

<p>大規模災害発生時のヒト、モノ、情報及びライフライン等に制限がある環境下で消防業務を継続するために必要な業務継続計画(以下「BCP」という。)を策定するとともに、災害状況に関する報道対応を含めた災害対策本部の運営方法等について習得します。</p> <p>業務継続計画策定研修会(愛知県開催)及び災害対策専門研修(人と防災未来センター開催)を受講することで、職員の育成を図ります。</p>
---

★ 現在までの成果

<ul style="list-style-type: none"><li>・ 新型インフルエンザ感染拡大を見据えた業務継続計画を策定しています。</li><li>・ 大規模災害時に情報収集、部隊運用等を担う災害対策本部の運用訓練を1年を通じて実施しました。また、令和7年度に専門講師を招聘して、より高度な専門的訓練を実施する予定をしています。</li></ul>
--

★ 評価結果

(計画前期の達成状況)

これまでに、新型インフルエンザ等の感染拡大を見据えた業務継続計画を策定するとともに、大規模災害時に情報収集、部隊運用等を担う災害対策本部との運用訓練を実施するなど、計画に基づく取組は着実に進められていると考えられます。

(残存する課題)

予定していた災害対策マネジメント担当職員の育成については検討中です。

(今後の検討事項)

令和7年度を目標に専門講師を招聘して、より高度な専門的訓練を実施する予定です。

★ 重点取組事項

基本方針1 住民サービスの更なる向上

重点取組事項1-4 大規模災害への対応力強化

取組 緊急消防援助隊活動の強化

★ 現状と課題

(現状)

緊急消防援助隊愛知県大隊応援等実施計画対応マニュアル、愛知県緊急消防援助隊受援計画対応マニュアルに基づき、大規模災害等の緊急消防援助隊応援体制、受援体制について必要な事項を定めています。

(課題)

近年の緊急消防援助隊は長期的な活動が求められています。

愛知県大隊の被災地固定ユニット（尾三 73：重機）のみならず、その他の部隊（消防、救急、特殊装備、後方）の派遣要請に対しても、現地活動ができる職員の活動要領の平準化に課題があります。また、被災する想定をした受援体制の強化徹底が必要です。

★ 取組の方針

長期に及ぶ緊急消防援助隊出動要請に備え、被災地活動ができる職員の育成が必要です。

派遣登録車両（はしご車）が配置されている所属職員が他署機関員へ操作講習、訓練等を実施し、被災地で現場活動ができる職員を養成します。さらに、愛知県大隊の指揮隊を担う消防本部へ職員の派遣を依頼し、研修や合同訓練を計画し連携強化に努めます。

また、受援体制強化のため集結場所や野営場所の確保、整備が必要です。

★ 現在までの成果

・管内の施設と協定を締結するとともに、緊急消防援助隊の集結・野営場所を確保し、受援体制の強化を図りました。

・緊急消防援助隊の応援、受援訓練を実施し、大規模災害時の緊急消防援助隊の活動体制を強化しました。

・尾三消防本部緊急消防援助隊応援、受援マニュアルを作成しています。

★ 評価結果

(計画前期の達成状況)

これまでに、緊急消防援助隊の集結・野営場所の確保のため管内の施設と協定を締結し、受援体制の強化を図るとともに、緊急消防援助隊の応援、受援訓練を実施し、大規模災害時の緊急消防援助隊の活動体制を強化するなど、計画に基づく取組は着実に進められていると考えられます。

(残存する課題)

緊急消防援助隊の実動活動は、応援受援ともに頻繁に行われるものではないので、これまでの経験を反映し、あらかじめマニュアル化しておくことが必要です。

(今後の検討事項)

管内住民に対する消防サービスの向上のためには、管内に大災害が発生した場合に備え、他の都道府県からの緊急消防援助隊をスムーズに受け入れることが重要であることから、尾三消防本部緊急消防援助隊応援・受援マニュアルを作成し、シミュレーション訓練などを行うことが必要です。

★ 重点取組事項

基本方針1 住民サービスの更なる向上
重点取組事項 1-4 大規模災害への対応力強化
取組 震災対応活動の向上

★ 現状と課題

<p>(現状)</p> <p>現在、総務省から無償貸与を受けている重機及び重機搬送車は、緊急消防援助隊震災対応特殊車両小隊に登録されており、出動要請に基づき、所定の隊員とともに出動します。</p> <p>平成30年度は、緊急消防援助隊愛知県隊として1回出動しています。</p> <p>(課題)</p> <p>緊急消防援助隊愛知県隊土砂・風水害機動支援部隊創設により、緊急消防援助隊としての出動頻度の増加が懸念されます。</p> <p>現在、重機運用マニュアル（指標）がないため、隊員間において、操作練度に統一性がなく、操作のうえで安全管理に懸念があります。</p> <p>また、重機取扱訓練のための資機材（コンクリートブロック等）が必要です。</p>
---

★ 取組の方針

<p>重機運用マニュアルを作成し、練度、安全管理を標準化します。</p> <p>重機年間出動隊員計画（3名：10組を指定）を策定し、定期的に小隊訓練を行い、小隊活動能力を向上させます。</p> <p>重機訓練施設を整備し、建設業者等から講師を招聘のうえ、定期的に研修を実施します。</p>
--

★ 現在までの成果

<ul style="list-style-type: none"><li>・重機マニュアルを作成しました。</li><li>・マニュアルに沿った訓練を実施しました。</li><li>・年間訓練計画を作成し、署所に出向し有資格者の練度向上を図りました。</li></ul>
--

★ 評価結果

(計画前期の達成状況)

これまでに重機マニュアルを作成し、それに沿った訓練を実施するとともに年間訓練計画を作成し、署所に出向して有資格者の練度向上を図るなど、計画に基づく取組は着実に進められていると考えられます。

(今後の検討事項)

今後は、これらの重機を緊急消防援助隊として管外での活動だけでなく、管内の災害にも積極的に活用し、管内住民の安全安心の確保に活用していきたいと思えます。

★ 重点取組事項

基本方針1 住民サービスの更なる向上
重点取組事項 1-4 大規模災害への対応力強化
取組 災害対応体制の強化（情報伝達）

★ 現状と課題

<p>（現状）</p> <p>近い将来、東海地震や南海トラフ地震の発生が危惧されており、また、近年は全国各地で異常気象等による想定外の災害が多発しています。</p> <p>大規模災害の情報源は、119番通報、構成市町からの連絡、警戒巡視などであり、被災状況の情報を基に、消防及び構成市町の災害対策本部が対応判断しています。構成市町との連絡手段は、主に専用線及びデジタル無線やFAXです。</p> <p>（課題）</p> <p>想定外の119番通報が輻輳した場合の対応が求められます。</p> <p>報告（口頭）内容の正確性とリアルタイムでの災害情報把握が必要で、構成市町災害対策本部との情報共有が必須となりますが、災害時には情報伝達の不備等による不応需が課題となります。</p>
---

★ 取組の方針

<p>指令員の計画的増員を検討し、119番通報輻輳時の情報処理体制構築を確立します。また、データ通信網を整備し、迅速な情報収集と伝達手段の確立を図り、構成市町との更なる連携強化を含め検討します。</p>
---

★ 現在までの成果

<p>・指令員の増員が困難な中、質の高い情報伝達の手法について模索しました。現状の通信網では、大規模災害時、混信が想定されます。通信網を見直すことで改善の見込みがあると考え、調査研究を進めています。また、昨今のコロナ禍での指令員の不足による、大規模災害時、情報伝達体制に質の低下が無いよう、指令補助員を計画的に教育・育成し、質の確保を図るよう、研修体制を築きました。</p>
---



★ 評価結果

(計画前期の達成状況)

現状の通信網では、大規模災害時に混信が想定されることから、通信網を見直すなど、質の高い情報伝達の手法について検討し、改善のための調査研究を進めてきました。また、指令補助員を計画的に教育・育成するための研修体制を築くなど、指令員の増員が困難な中においても、計画に基づく取組は着実に進められていると考えられます。

(残存する課題)

119番通報輻輳時の情報処理体制構築を確立する必要があります。

(今後の検討事項)

今後、伝送路の確保及びIP無線機の導入による情報伝達体制の改善・整備が必要なことから、その実現に向けて調査研究を推進する必要があります。

★ 重点取組事項

基本方針 1 住民サービスの更なる向上
重点取組事項 1 - 4 大規模災害への対応力強化
取組 災害対応体制の強化（構成市町連携）

★ 現状と課題

<p>(現状)</p> <p>平成30年8月に制定された消防災害対策本部初動対応マニュアルに基づき、各署の情報管理部隊が、各市町の災害対策本部へ出動し、各市町と消防本部の災害対策本部との連絡調整任務を執っており、その手段は消防本部所有の携帯電話で行っています。</p> <p>災害時には、消防と構成市町がそれぞれ対応する事案についての判断基準が不明確であること、相互に災害対策本部を設置した際の連絡体制が構築されていないこと及び必要な情報が整理されていないこと等から、情報が錯綜し集約できていないのが現状です。</p> <p>(課題)</p> <p>各構成市町で地域防災計画が策定されていますが、「消防力整備計画及び地震防災緊急事業五か年計画に定める事項のうち消防に係る事項を行う」等、災害の拡大防止となる実働的な内容ではないため、より詳細な協力体制を構築する必要があります。</p> <p>また、電話線の切断や回線混雑に伴う通信障害に備え、災害時用の連絡手段を整える必要があります。</p>
--

★ 取組の方針

<p>構成市町との通信機器を確保及び強化（市町災害対策本部へ持ち運ぶ携帯デジタル無線の配備、携帯電話通信の災害時優先通信の指定登録）し、定期的な通信訓練を実施します。また、構成市町と尾三消防本部の双方で共有すべき情報と伝達方法（画像伝送システム等）、保有資機材、必要資機材の使用方法をマニュアル化し体制を整えます。</p>
---

★ 現在までの成果

<ul style="list-style-type: none"><li>・ 構成市町との円滑な連携のため、必要な情報を整理してマニュアル化しました。</li><li>・ 電話回線断裂等に伴い、指令課で119番が受信できなくなってしまった場合のバックアップである、3消防署（豊明消防署、日進消防署、長久手消防署）へ通信体制の確保のため、可搬型デジタル無線機を配備しました。</li></ul>
---

★ 評価結果

(計画前期の達成状況)

構成市町との円滑な連携のため、必要な情報を整理してマニュアル化したことは、担当者の変更があっても必要な対応が可能となる点で評価できます。

また、指令課で119番が受信できなくなってしまった場合のバックアップである、3消防署(豊明消防署、日進消防署、長久手消防署)へ通信体制の確保のため、可搬型デジタル無線機を配備したことは、危機管理上有効であり、計画に基づく取組は着実に進められていると考えられます。

(今後の検討事項)

市町対策本部へ持ち運ぶ無線機の配備についても、マニュアルに明記しておく必要があります。

★ 重点取組事項

基本方針2 消防を支える組織体制の強化
重点取組事項 2-1 施設・設備の充実強化と効率化
取組 車両更新計画の策定

★ 現状と課題

<p>(現状)</p> <p>消防の広域化に伴い、広域前に各本部（豊明市消防本部及び長久手市消防本部）が保有する緊急車両の保有状況、更新時期及び今後の車両の運用計画を踏まえた車両整備計画を策定し、計画に基づき更新しています。</p> <p>なお、広域前の各本部では、それぞれ独自の仕様で車両を更新しているため、一部車両性能が異なるなど、所属間の統一が図られていません。</p> <p>使用頻度の高い車両は経年劣化による故障が多く、修理費が高額になっていること及び広域化による消防車両の重複などで、維持管理に係る費用が発生しています。</p> <p>(課題)</p> <p>一次出動車両のタンク車や救助工作車は、出動機会の少ない消防車両と比べると、経年劣化による故障が多くみられ、更新期間を短縮する等により適正な維持管理を行う必要があります。</p>
--

★ 取組の方針

<p>大型車両の基本更新を20年とし、走行距離や使用頻度の高いタンク車、救助工作車の更新を18年に変更、普通車は15年から16年に延長することで各車両を適正な状態に保ち、一次出動車両の正常な出動態勢を維持します。また、現有する消防車両を精査し、必要車両のみの更新を実施するなど、保有車両の適正化を実施して、車両購入費及び維持管理費の削減を図ります。</p>
--

★ 現在までの成果

<ul style="list-style-type: none"><li>・重複車両を精査し、台数の削減に努め、保有車両の適正化を図りました。また、車両更新時に性能の統一化を図り、隊員の操作性の向上に努めました。</li><li>・普通自動車の更新年度を15年から16年へと延長し、車両購入費の抑制に繋がりました。</li></ul>
--

★ 評価結果

(計画前期の達成状況)

車両購入費及び維持管理費については削減効果が認められています。引き続き取組を推進していきます。

★ 重点取組事項

基本方針2 消防を支える組織体制の強化
重点取組事項 2-1 施設・設備の充実強化と効率化
取組 車両装備・資機材の研究（車両更新・研究）

★ 現状と課題

<p>(現状)</p> <p>広域化後、各所属に配置する消防車両の性能を統一する目的で、全車両が大型車両となっており、また、積載する資機材についても、都市型救助資機材を始め各種統一を図っています。</p> <p>しかし、それぞれの市町で消防水利の不足及び道路の狭隘など活動障害となる地域が多く存在している状況を踏まえると、緊急車両の配置及び積載資機材について、全てが地域の実情に即したものではないのが現状です。</p> <p>(課題)</p> <p>車両規格を平準化することにより性能を統一することはできますが、道路狭隘など地域特性に対応できない配置では、住民サービスの低下はもとより、車両の更新、維持管理に係る費用の増加に繋がります。</p> <p>地域特性の調査、分析結果に基づく消防活動の実施と車両更新計画の見直しによる経費削減が課題です。</p>
---

★ 取組の方針

<p>管内の地域特性の調査・分析の実施により、より効率的な消防活動の実施に向けた車両配置の検討を実施します。その結果に基づき有効な活動のための戦術及び積載資機材の研究を図ります。</p> <p>また、配置検討に伴う車両更新計画の見直しを実施します。</p>
--

★ 現在までの成果

<ul style="list-style-type: none"><li>・消防車両及び装備品の調査研究を実施し、管内情勢を踏まえての更新・購入を行いました。</li><li>・大型車両または普通車両が通行できない道路の調査に着手し、消防活動に必要な情報を記載した消防地図を作成します。</li></ul>
--

★ 評価結果

(計画前期の達成状況)

取組の実施により、現場到着時間の短縮効果が認められます。引き続き取組を推進していきます。

(今後の検討事項)

管内特性を踏まえた消防活動の実施のため、特定地域の抽出作業の進展が望まれます。

★ 重点取組事項

基本方針2 消防を支える組織体制の強化
重点取組事項 2-1 施設・設備の充実強化と効率化
取組 車両装備・資機材の研究（消防装備）

★ 現状と課題

<p>(現状)</p> <p>近年、管内のみならず全国的に専用住宅の高気密化や大規模な倉庫、商業施設等の建築が増加しています。それに伴い火災発生時には、予測できない活動危険が起こり、隊員の死傷事故も発生しています。これらの火災は、屋外からの放水だけでは消火できず、屋内進入や火点への直接放水が必要であるため、隊員の受傷リスクが高くなっています。</p> <p>(課題)</p> <p>屋内進入する隊員の受傷リスクを軽減するため、防火装備の性能強化が必要です。</p> <p>また、屋内活動や消火戦術を実施する際のホース破損を防ぐため、高耐圧・耐摩耗ホースの導入が必要です。</p>
--

★ 取組の方針

<p>火災の早期鎮火を目指し、屋内進入による火点消火及び消火戦術の実践をします。それに伴い防火服の防火性能強化及び受傷リスクの高い顔面、首を防護する防火フードの導入を実施します。また、屋内進入時等に携行するホースを高耐圧・耐摩耗ホースにし、破損のリスクを低下させます。</p>
--

★ 現在までの成果

<ul style="list-style-type: none"><li>・消防隊員用個人防火装備に係るガイドラインに基づいた防火衣を職員全員に貸与しました。</li><li>・高耐圧・耐摩耗ホースを各種用意し、訓練や実災害等で使用し、使用方法や使用にあたっての留意点などをまとめ、導入に向けて準備をしました。</li></ul>
--



★ 評価結果

(計画前期の達成状況)

公務災害の発生件数は計画策定時に比べて減少していますが、今後も公務災害ゼロを目指した努力の継続が必要です。

(今後の検討事項)

耐熱性の高い防火衣や防火フードの導入による、隊員の受傷リスクの軽減を図るとともに、冷却ベスト等隊員の熱中症防止対策についても検討が望まれます。

★ 重点取組事項

基本方針2 消防を支える組織体制の強化
重点取組事項 2-1 施設・設備の充実強化と効率化
取組 高機能消防通信指令システムの更新

★ 現状と課題

<p>(現状)</p> <p>災害対応の根幹は、迅速かつ的確な災害通報受付と指令管制業務にあります。これを担う現在の高機能消防通信指令システムは平成25年4月の運用開始以降、24時間365日連続稼働しています。</p> <p>現システムは、定期的な保守点検等を行い、常に最適な状態に維持管理しており、年間2万件超の119番通報等の緊急通報に対応しています。</p> <p>令和元年度に、システムのオーバーホール（部分更新）事業を実施しました。</p> <p>(課題)</p> <p>現システムの年数経過及び脆弱性、また、無線不感地帯の改善などに対応するため、新たなICT技術を導入するなど、次期システム構築に向けた検討、整備に向けた調査研究が急務です。</p> <p>併せて、既存システムの構成及び機能を熟知した職員（システム担当）の確保が必要です。また、付属施設である仮眠室の整備や次期高機能指令システムの整備及び保守費の平準化の検討が必要です。</p>
--

★ 取組の方針

<p>令和6年度（2024年度）に無線不感地帯の解消や、より安定的な稼働が確保できる最新の消防通信機器による新指令システムへ更新するための計画を策定します。</p> <p>そのためには、デジタル無線基地局の分散や、ICT技術を活用した情報共有、コミュニケーション強化に係る整備、更には、事務所移転等も含め検討していきます。</p> <p>新指令システムの導入にあたり、システム全体の構築に向けた設計、施工及び保守管理については、リース契約を含めた費用の平準化を検討します。</p>
--

★ 現在までの成果

<p>・策定時の計画では、指令システムの全更新を中間目標で計画していたものを市町協議の結果、部分更新での対応と決定されました。付帯する事業も部分更新に合わせた内容へと変更しました。</p>
--

★ 評価結果

(計画前期の達成状況)

令和元年に指令システムの部分更新を行い、災害対応力の向上やICT技術を活用した高度な指令システムの実現に向けて計画的に実行されており、今回市町協議の結果、全面更新に至らずとも大規模部分更新の方針で決定されたことは、その必要性、重要性を理解されたということで、今後に繋がるものと考えます。

(残存する課題)

将来に向けての課題として次のようなことが考えられます。

- 1 次期高機能指令システム導入への準備
- 2 無線不感地帯の解消
- 3 女性用仮眠室の整備

(今後の検討事項)

残存する課題や費用の平準化を実現するため、市町に対する説得力のある継続した説明が必要と考えます。

★ 重点取組事項

基本方針2 消防を支える組織体制の強化
重点取組事項 2-2 人材育成の推進
取組 職員研修の推進

★ 現状と課題

<p>(現状)</p> <p>消防広域化により、愛知県下7番目の組織規模として多様な災害に対応できるオールマイティな職員や一方で専門性の高い職員も育成していく必要があります。どちらの職員の特性に対しても専門性を高める研修は必要であることから、愛知県消防学校及び消防大学校へ派遣しています。</p> <p>更には、救急救命士養成所、大都市受託研修、視察研修、緊急自動車運転研修、業務に必要な資格取得のための研修への派遣のほか、公務員としての資質向上のための市町村振興協会研修の派遣を実施しています。</p> <p>(課題)</p> <p>大量退職時代を迎えるにあたり、知識・技術の伝承が大きな課題です。</p> <p>専門性の高い職員を育成するためには、ジョブローテーションの間隔を長くする必要があります。また、消防学校及び消防大学校は、その年度によって入校・受講枠がないこともあるので、研修計画をその都度見直すことが必要です。</p>
---

★ 取組の方針

<p>専門性の高い部署（指揮隊・調査係・救助隊・予防課）は着任者を含み所属職員が初心者ばかりにならないようにジョブローテーションを考慮して人事異動を行うとともに、配置計画を立て人材育成を行います。</p> <p>指揮隊員は、全員が消防学校指揮隊科修了者であること、調査係員は、全員が消防学校火災調査科修了者で、そのうち消防大学校火災調査科修了者を1名以上配属、署救助隊員は、各係に消防学校救助科修了者を配属、特別消防隊消防救助係は、全員が消防学校救助科修了者で、そのうち消防大学校救助科修了者を各係に配属、予防課は、各署に消防学校予防査察科修了者を配属することを目標とします。</p>
--

★ 現在までの成果

<p>取組の方針を実現すべく、消防学校、消防大学校へ継続して入校希望、入校を行っています。</p>
---

★ 評価結果

(計画前期の達成状況)

これまで、取組の方針を実現すべく、消防学校、消防大学校へ継続して入校希望、入校を行っていて、計画に基づく取組は着実に進められていると考えられます。

★ 重点取組事項

基本方針2 消防を支える組織体制の強化
重点取組事項 2-2 人材育成の推進
取組 業務専門研修の推進（火災原因調査）

★ 現状と課題

<p>（現状）</p> <p>建物構造等が耐火・防火へと変貌していることもあり、全国的には火災件数は減少傾向にあります。一方でアスクルの倉庫火災、糸魚川大火など、経験したことがない火災も発生し、火災形態が複雑多様化していることから、高度な専門的知識が求められています。</p> <p>火災原因調査について、鑑識を要する火災は、そのほとんどを製品評価技術基盤機構（NITE）に依頼しています。</p> <p>（課題）</p> <p>火災原因の認定にあたり、正確な原因を究明できる知識・能力を持った「主任調査員」の育成が必要です。</p> <p>また、軽微な鑑識内容であれば、内製で鑑識を実施できる組織力も必要です。</p>
--

★ 取組の方針

<p>「主任調査員」を確立し、調査体制の充実化を図るとともに、高い知識、技術を持つ職員を育成します。また、調査員のうち、スペシャリストを育成するために、消防大学校火災調査科へ計画的に入校させ、さらに、他県受託研修の実施、消防庁消防研究センターへ派遣します。また、育成されたスペシャリストを一定期間に調査係に配属させ、一定レベル以上の体制を維持します。</p> <p>計画的に火災原因調査資機材を整備し、自隊における鑑識、再現実験を遂行します。</p>
---

★ 現在までの成果

<ul style="list-style-type: none"><li>・主任調査員としての定義をしっかりと定め、その定義を満たした職員の指名及び主任調査員を育成するための研修や教育について検討しました。</li><li>・調査員間で鑑識等必要性を検討し、必要な事案についての鑑識等十分に実施しました。</li><li>・鑑識等を繰り返し、必要な資器材及び設備を検討し、今後の整備を段階的に</li></ul>
---

実施できるように計画しました。

・組織全体としての調査技術の底上げとして、年間複数回の研修を実施し、教育するための部会の設立をしました。

★ 評価結果

(計画前期の達成状況)

これまでに、主任調査員の育成、鑑識についての教育、知識の共有、調査資器材の整備等を推進し、計画に基づく取り組みが着実に推進されています。

★ 重点取組事項

基本方針2 消防を支える組織体制の強化
重点取組事項 2-2 人材育成の推進
取組 業務専門研修の推進（指令員育成）

★ 現状と課題

<p>(現状)</p> <p>管内人口の増加や高齢化、あるいは大規模商業施設や大型イベント等による流入人口の増加及び通報手段の多様化等の要因から、119番通報件数は年々増加しています。</p> <p>更に、自然及び社会環境の変化により、昨今の災害は複雑多様化しています。これら災害応需を始めとした多岐に渡る指令業務を遂行するための知識の研鑽と次世代を担う通信指令員の育成が急務です。</p> <p>(課題)</p> <p>緊急度・重症度の判断能力に経験値と救急資格による知識に差異が生じているため、通報者やバイスタンダーへの口頭指導技術の標準化を図るとともに、通信指令業務を総括する人材の育成が必要です。</p> <p>更に、NET119、FAX119等の特殊通報及び外国人への対応が必要であり、また指令システムに特化した職員の養成や119番応需でのスキルの向上が必要です。</p>
---

★ 取組の方針

<p>年齢若しくは職責による職員の適正配置（現場経験者）と様々な119番要請に応需するための人材育成を進め、そのための若手職員の指令課研修制度を導入します。</p> <p>また、指令員の緊急度・重症度判定及び口頭指導の質を担保するための効果的な検証体制を構築するとともに、専門性の高い指令システムやそれに付帯する特殊通報（外国語通訳システムやNET119、FAX119など）の維持管理・更新に係る担当職員を育成します。</p>
---

★ 現在までの成果



多様化・高度化する119番応需内容に対し質の高い対応ができるよう、指令員育成（オペレーター向け、システム担当向け）マニュアルを作成しました。併せて教育制度のガイドラインを策定し、運用・検証中です。

★ 評価結果

（計画前期の達成状況）

これまで、多様化・高度化する119番応需内容に対し、質の高い対応ができるよう、指令員育成（オペレーター向け、システム担当向け）マニュアルを作成しました。併せて教育制度のガイドラインを策定し、運用・検証を実施しており、計画に基づく取組は着実に進められていると考えられます。

（残存する課題）

指令業務の適切な運用を継続していくため、次のようなことが考えられます。

- 1 通信指令員の養成
- 2 通信指令員の研修・教育の充実
- 3 口頭指導技術の向上

（今後の検討事項）

指令員育成マニュアル及び教育制度のガイドラインの有効性の確認と見直し等を、継続して行っていく必要があると考えます。

★ 重点取組事項

基本方針2 消防を支える組織体制の強化
重点取組事項 2-2 人材育成の推進
取組 予防業務の高度化

★ 現状と課題

<p>(現状)</p> <p>火災形態が複雑多様化してきていることから、防火対象物等への法的な規制は毎年のように改正されており、予防課職員には予防業務に関する基礎的な知識、技術はもとより、申請等に係る審査、検査及び査察業務等を迅速かつ正確に処理することができる高度で専門的な知識が必要です。</p> <p>(課題)</p> <p>質の高い予防事務を処理するために、予防課に配置される職員には高度で専門的な知識とともに、各消防署の配置職員数の均一化が必要です。</p> <p>このため、尾三消防本部予防技術資格者認定要綱を制定し、予防技術資格者の認定制度を設けていますが、認定までには最低4年以上継続して予防業務に従事させる必要があります。</p> <p>この間、更に知識・技術の伝承を考慮した研修の実施、及び各種講習会等への参加も実務的に必要です。</p>
--

★ 取組の方針

<p>予防課へ新たに配属された職員には、研修や講習会に参加させるなどして、専門知識、技術を有する予防課職員の育成を推進します。</p> <p>また、予防技術検定に毎年度継続的に複数の職員を合格させて、予防技術資格者の認定を推進します。</p> <p>更に警防課の予防課兼務職員を警防査察等が円滑に実施できるよう人材育成を推進していきます。</p>
---

★ 現在までの成果

<ul style="list-style-type: none"><li>・ 予防課在課以降でしか受検することができなかった検定受検基準を一定の要件を満たせば、在課以前でも受検できるよう基準内容を拡充し、組織全体として専門的な知識を身につける体制を構築しました。</li><li>・ 消防大学校や消防学校、各種研修への派遣者によるフィードバック研修を実施し、知識と技術の共有化を図りました。</li></ul>
--

★ 評価結果

(計画前期の達成状況)

これまでに、予防知識・技術の向上について、予防技術検定受検基準の見直しや警防課員に対する各種研修等を推進し、計画に基づく取り組みを着実に推進しています。

★ 重点取組事項

基本方針2 消防を支える組織体制の強化
重点取組事項 2-3 関係機関との連携強化
取組 関係機関との連携

★ 現状と課題

<p>(現状)</p> <p>平成30年度の消防広域化を機に、構成市町の首長で構成する「構成市町協議会」が新たに設置され、消防力整備計画、職員定数、人事及び大規模予算等の組合運営の根幹に係る重要事項の協議、調整が行われています。</p> <p>従来から、組合と構成市町は、各市町消防団等の消防関係機関とともに、管内消防機関相互の連絡調整や災害時の消防活動、並びに消防思想の普及啓発を図るなど、消防事務に係る連携体制の構築を推進してきました。</p> <p>更に、現在は救急等活動を遂行するうえで必要な情報については、構成市町の福祉部局と高齢者に関する情報を、教育委員会などと児童・生徒に関する情報を、適時共有できるよう努めています。</p> <p>(課題)</p> <p>大規模災害発生時など、常備消防の消防力を上回る災害の発生時には、構成市町の消防団等と迅速な協力体制をとり連携した活動が必要です。</p> <p>今後の消防需要の高まりから、消防と市町の連携の在り方を検討し、消防・防災関係はもとより、福祉、教育等の分野を含め、更なる連携協力体制の構築が必要であると考えられます。</p>
---

★ 取組の方針

構成市町と消防救急業務に関連する情報共有の在り方について検討するための協議の場を設けていきます。
--

★ 現在までの成果

消防力整備計画、職員定数、人事及び大規模予算等の組合運営の根幹に係る重要事項の協議、調整について、構成市町と協議をしてきました。
--

★ 評価結果

(計画前期の達成状況)

これまで、消防力整備計画、職員定数、人事及び大規模予算等の組合運営の根幹に係る重要事項の協議、調整について、構成市町と十分な協議がなされており、計画に基づく取組が着実に進められています。

(今後の検討事項)

今後、想定を上回る大規模自然災害発生時の対応や救急需要の変化など、消防を取り巻く社会情勢の変化に柔軟に対応するため、消防団との連携協力体制など市町との協力体制を常に見直し、時代に即したものとしていく必要があります。

★ 重点取組事項

基本方針3 組合運営を支える組織マネジメント
重点取組事項 3-1 将来を見据えた消防体制の検討
取組 持続可能な組織体制の構築（定員適正化）

★ 現状と課題

<p>(現状)</p> <p>消防広域化協議時に策定された基本構想と広域化後の事務処理状況から、計画中期までの期間は職員数「332人」を基本とすることとされており、消防需要に対応する中で効率的な人員体制を定めていきます。</p> <p>(課題)</p> <p>広域初年度は、消防広域化のスケールメリットとして、前年度の退職補充を行わず新組合として業務を開始しました。</p> <p>特に災害対応事務において、人員を可能な限り一時的に配置換え・運用換え等により、保有車両と部隊編成が整合するよう対応していますが、救命士の資格取得を始め、消防学校への入校等専門性を高める各種研修や年次休暇等が重なった場合、当務員の欠員により、適正数での部隊運用ができない状況も瞬間的に発生しています。</p> <p>また、予防課・総務課配属職員の災害対応要員への配置換えは、それが一時的であっても予防、総務事務の停滞、時間外の増加などに影響を与えています。</p>
--

★ 取組の方針

<p>計画中期までの間は、消防事務の処理状況の評価が指標となりますが、内部調整により消防力の維持・向上に努め、現在の職員配置、職員数を基本とします。</p> <p>消防需要の増加が見込まれる計画中期以降については、災害対応事務及び災害予防事務等の処理状況の検証・評価結果はもとより、将来需要予測に基づく体制の在り方の検討を含め、消防サービスの質・量を維持・向上するために必要な職員配置を検討して、必要な人員を確保していきます。</p>
---

★ 現在までの成果

計画前期における第1次定員適正化計画策定、公表済み。

★ 評価結果

(計画前期の達成状況)

これまで、計画前期における第1次定員適正化計画を策定、公表するなど、計画に基づく取組が着実に進められています。

(今後の検討事項)

消防需要の変化や職員の定年延長への対応が必要とされる中、住民が必要とする消防サービスを確実に提供していくためには、組織内の職員適正配置による効率化に加え、必要な職員の数を確保していく必要があります。

そのため、今後は消防を取り巻く社会情勢の変化に応じた職員の定員の見直しをしていく事が重要です。

★ 重点取組事項

基本方針3 組合運営を支える組織マネジメント
重点取組事項 3-1 将来を見据えた消防体制の検討
取組 持続可能な組織体制の構築（組織体制）

★ 現状と課題

<p>(現状)</p> <p>平成30年度の消防広域化により、組合に消防本部と並立した組織として「組合事務局」を設置しました。事務局には総務課を置き、人事、庶務、財務及び企画広報事務を所管しています。</p> <p>消防本部は、1本部、5消防署、3出張所とし、消防本部に消防課、予防課、指令課及び特別消防隊を置き、日進消防署、みよし消防署及び豊明消防署に警防課、予防課及び出張所を、東郷消防署及び長久手消防署に、警防課及び予防課を配置し、各種災害対応事務及び災害予防事務を処理しています。</p> <p>(課題)</p> <p>消防本部の現体制は、災害対応事務及び災害予防事務の処理において、現在の消防需要に対して、質・量ともに一定の消防サービス水準を維持していますが、管内情勢の変化等により消防需要が増加する場合は、部隊の増隊を含む再編や、部隊の運用見直しはもとより、必要な要員の確保を検討しなければなりません。</p> <p>一方で事務局総務課は、構成市町派遣3名と消防本部派遣6名の合計9名で事務執行していますが、所掌事務の処理量に対し要員不足の状況にあります。</p> <p>消防本部の災害対応職員の絶対数を確保していくためには、市町職員の派遣、事務職員のプロパー採用等が必要です。</p>
---

★ 取組の方針

<p>第2章の将来需要予測に併せ、最も効率的かつ効果的な方法で、消防事務に関する行政サービスを維持・向上させていくことができる組織体制の在り方を検討します。</p> <p>また、現在協議が開始されている「県域広域化」については、将来の管内消防需要に対する消防事務の処理方法の一つとして、構成市町とともに協議に参画します。</p>
--

★ 現在までの成果

<p>一定の消防サービスの水準を維持しつつ、計画初期から見えてきた問題点を解消するため、フェーズ2へ向けての組織体制の検討を実施中。</p>
--



★ 評価結果

(計画前期の達成状況)

一定の消防サービスの水準を維持しつつ、計画初期から見えてきた問題点を解消するために、組織体制の検討を実施しています。

(残存する課題)

計画初期からの問題点が顕在化しています。

(今後の検討事項)

具体的解決策について、今後検討する必要があります。

★ 重点取組事項

基本方針3 組合運営を支える組織マネジメント
重点取組事項 3-1 将来を見据えた消防体制の検討
取組 将来を見据えた部隊配置の検討

★ 現状と課題

(現状)

各種出動部隊の配置については、下表のとおり、消防主力車両である「指揮車」は本部特別消防隊に、「タンク車」、「救急車」は出張所を含む各署所に1隊以上を配置、「救助工作車」や「はしご車」、「化学車」は特別消防隊や特定の消防署に配置しています。

広域化以降は、車両更新等の機会を捉え、可能な限り重複車両の整理、配置換えを進め、スケールメリットを活かした部隊配置に努めています。

消防署所	主要な配置車両							配置人員
	指揮車	タンク車	水槽車	救急車	はしご車	救助工作車	化学車	
特別消防隊	1			1		1	1	36
豊明消防署		2	1	2	1	1	1	50
日進消防署		2	1	2	1			43
みよし消防署		2	1	1	1			35
長久手消防署		2	1	2	1	1		49
東郷消防署		2	1	1	(1)			34
豊明消防署 南部出張所		1		1				13
日進消防署 西出張所		1		1				13
みよし消防署 南出張所		1		1				13
計	1	13	5	12	4(1)	3	2	286

※配置車両の括弧内の数値は「高所救助車」を表す。

(課題)

今後の消防需要に対しての部隊配置及び運用は、第2章に記載のとおり今後の管内人口や高齢者人口の増加傾向から消防需要が増すことは明らかであり、各種部隊配置の在り方を検討する必要があります。特に救急需要への対応、指揮体制の強化について、部隊運用と併せ十分な検証と検討が必要と考えられます。

更に、災害態様の変化への対応として、より高度化、専門化した消火・救急・救助部隊等の配置を検討することも必要です。

なお、車両等の配置換えは、大型車両の場合、所定の駐車スペースが必要となるうえ、部隊要員のための執務環境等の整備が不可欠で、庁舎整備・維持事業と一体的に検討されなければなりません。

★ 取組の方針

年度毎、災害対応状況を検証のうえ、現状の部隊配置を評価し、課題の抽出・改善に努めます。

部隊配置の検証・評価には、外部専門調査機関等の活用も検討します。

将来の消防需要に対応するための部隊配置を検討（部隊整理や方面運用の検討など）し「新たな部隊配置計画」を策定します。

★ 現在までの成果

消防力整備計画（第8次）中間見直しにおいて、外部専門機関を活用した検証を実施しました。

★ 評価結果

（計画前期の達成状況）

外部専門機関を活用して、計画策定時から現在までの消防需要を対象に、部隊配置の検討を行いました。

（今後の検討事項）

管内人口及び高齢者の増加に伴う消防需要の増大に適切に対処するため、指揮体制や救急・救助体制等の強化についての検討が望まれます。

★ 重点取組事項

基本方針3 組合運営を支える組織マネジメント
重点取組事項 3-1 将来を見据えた消防体制の検討
取組 将来を見据えた部隊運用の検討

★ 現状と課題

<p>(現状)</p> <p>災害対応における各種部隊運用は、警防規程や消防、救急等各業務規程に基づき行っていますが、第2章に記載のとおり、車両毎の当番人員による第1出動に関しては、現状消防力の運用効果は良好であり、現在の署所数、消防車両数は概ね妥当と考えられます。</p> <p>特に災害対応事務における消防主力車両について、管内各地域への平均走行時間や現場到着時間を指標として評価すると、下記のとおりです。</p>		
署所・車両	拠点数・台数等	評価結果
消防署所	9署所	地域毎の格差も少なく良好である。
タンク車	9台	地域格差は大きくはないが、後着隊では周辺部の地域で平均走行時間がやや長くなる。
救急車	12台	良好である。
はしご車	4台	極めて良好である。
救助工作車	3台	良好ではあるが、兼任運用している。
化学車	2台	地域格差はあるが、一定の到着状況を確保している。
<p>(課題)</p> <p>運用効果の検証は、実際の人員運用体制を考慮したものではないため、詳細な検証が求められます。特に兼任運用している救助隊2隊や、管内全域を1隊で運用している指揮隊については、災害対応における救助活動状況や指揮統制状況を評価・検証する必要があります。</p> <p>部隊運用の根拠として、警防規程を始め各種災害対応別の業務規程等が整備済みですが、災害対応状況はもとより、管内情勢の変化、消防施設や消防資機材の整備状況など、総合的な視点から適宜、運用検証・見直し等の措置を講じる必要があります。</p> <p>部隊運用の検証・評価は、応じて部隊配置の再考に繋がるため、将来的な消防需要予測も併せ検証することが、今後の消防力整備に必要不可欠と考えます。</p>		

★ 取組の方針

年度毎、各種部隊の運用状況を検証・評価し、課題の抽出・改善に努めます。部隊運用検証・評価には、外部専門調査機関等の活用も検討します。将来の消防需要に併せた部隊運用計画を策定します。

★ 現在までの成果

- ・管内情勢の変化に伴い、部隊運用の見直し、消防車両の配置換え等を行い、適切な部隊運用に努めました。
- ・毎年度の平均走行時間や現場到着時間等を検証し、将来の消防需要に則した部隊運用、消防車両の配置を検討しました。

★ 評価結果

(計画前期の達成状況)

部隊運用や消防車両配置について見直しが行われています。また、平均走行時間や現場到着時間等については、毎年度検証・評価が行われています。

(今後の検討事項)

消防車両の運用人員体制や、将来的な消防需要の予測結果を考慮の上、部隊運用について検討することが望まれます。

★ 重点取組事項

基本方針3 組合運営を支える組織マネジメント
重点取組事項 3-2 消防施設の長寿命化
取組 庁舎施設の長寿命化

★ 現状と課題

<p>(現状)</p> <p>消防庁舎（現有9署所27棟）の整備、維持は、平成30年度に策定した公共施設等総合管理計画を根拠とします。</p> <p>令和2年度に、署所毎の個別施設計画（長寿命化計画）を策定し、個別施設計画に基づいて各消防署所の庁舎の長寿命化を順次図ります。</p> <p>(課題)</p> <p>個別施設計画に基づく各施設の長寿命化の実施にあたり、財源の確保が課題です。</p>
--

★ 取組の方針

<p>予防保全型の維持管理により消防施設の長寿命化を図り、効率的な施設利用を推進することで、将来世代への負担の軽減を図りつつ、計画的な消防施設の整備を進めます。</p> <p>必要な財源は、構成市町の一時的負担や、組合において基金等を積み立て、起債活用を併せ確保に努めていくことなど、充当方法を今後構成市町と協議を進めていきます。</p> <p>長寿命化は、屋根及び外壁の防水工事を中心とし、電気、衛生、給排水等の庁舎設備、事務室環境の整備などは個別施設毎の状況把握に努め、精査ののち、優先順位を設定のうえ実施するものとしします。</p>
---

★ 現在までの成果

<ul style="list-style-type: none"><li>・令和2年度に尾三消防組合消防施設個別施設計画（長寿命化）を策定しました。</li><li>・財源確保のため、令和3年度に消防施設整備等基金を創設し、今後必要とな</li></ul>
---

る長寿命化計画の維持修繕費等に備えました。

・構成市町と長寿命化に関する協議はしているが、実施に向け回答が得られていない状態です。

★ 評価結果

(計画前期の達成状況)

これまで、令和2年度に尾三消防組合消防施設個別施設計画(長寿命化)を策定し、財源確保のため、令和3年度に消防施設整備等基金を創設し、今後必要となる長寿命化計画の維持修繕費等に備えるなど、計画に基づく取組は着実に進められていると考えられます。

(残存する課題)

今後、構成市町と長寿命化に関する協議をさらに進め、具体的検討を行う予定です。

★ 重点取組事項

基本方針3 組合運営を支える組織マネジメント
重点取組事項 3-3 財政基盤の安定化
取組 中期財政計画の策定

★ 現状と課題

<p>(現状)</p> <p>当組合は、平成30年度以降、実施計画策定に係る構成市町共同ヒアリング査定の際に、3か年度の財政計画を推計により示し、毎年度更新しています。</p> <p>財政計画は、組合財政運営の基本とし、実施計画査定及び予算編成査定における根拠計画としています。</p> <p>(課題)</p> <p>当組合の財政運営を考えるうえでは、保有する消防力と構成市町村が負担する分担金とのバランスが肝要です。当組合としては、最少の経費で最大の効果を発揮できるよう務める必要があります。</p> <p>経費の大部分を占める人件費については、計画中期までは「管内332名体制」と退職補充を原則に平準化する計画であるため、当面は大幅な増減はないものと思慮されます。</p> <p>今後は、経常的な義務的経費を除き、車両や通信指令施設の更新、庁舎修繕等の大型の投資的経費の負担について、年度ごとの分担金の平準化を図るための方策が求められます。</p>
--

★ 取組の方針

<p>財政計画は、中期的（10年）な財政状況を推計し、計画的かつ効率的な財政運営の基本方針として、社会経済情勢の変化や制度改正等の変化を迅速に反映させ、新たな財政需要等に適切に対応できるよう、毎年度、ローリング方式による見直しを行います。</p> <p>消防力整備計画に係る実施計画事業の実行性を担保するために、自主財源の確保・拡大と経常的経費も含めた歳出の見直しに努め、併せて、基金残高や起債残高を考慮した財政調整基金の活用を視野にいれ、また、計画期間中だけでなく、将来にわたり安定した財政運営を実現するため、世代間負担の公平性を担保しつつ、将来負担の割合に留意し、歳出の最適化を促進するとともに、急激な財政環境の変化にも対応できるよう備えることで、財政の健全性を保ちます。</p>
--



★ 現在までの成果

- ・庁舎施設の管理方法や、職員の定員など解決に至っていない問題があることから、中期的な財政計画が策定されていません。
- ・3年短期財政計画は毎年度、見直しを行いました。
- ・財政調整基金のおおよその上限額が構成市町で決定されました。

★ 評価結果

(計画前期の達成状況)

これまで、3年短期財政計画は毎年度、見直しを行い、財政調整基金のおおよその上限額が構成市町で決定されるなどの面では計画に基づく取組は着実に進められていると考えられます。

(残存する課題)

庁舎施設の管理方法や、職員の定員など解決に至っていない問題があることから、中期的な財政計画が策定されていません。



## 第4章 これからの計画の展開と重点取組事項



## 第4章 これからの計画の展開と重点取組事項

消防力整備計画の策定趣旨や現在の消防事務の処理状況、計画期間を含む将来の消防需要についての整理を踏まえ、目指すべき将来像を実現するための方針に基づく重点取組事項と成果指標を示します。

### 1 基本理念

#### 「安全で安心な暮らしを実感できる地域の実現」

消防力整備計画は、消防法第1条に定められる消防の目的を果たすため、消防広域化によるスケールメリットを最大限に活用し、いかなる情勢下においても地域住民の負託に応えることのできる盤石な消防組織を目指し、「安全で安心な暮らしを実感できる地域の実現」を基本理念として推進します。

### 2 基本方針

基本理念のもと、目指す組織の将来像を実現するために3つの基本方針を設定します。

#### ○ 基本方針1 「住民サービスの更なる向上」

地域住民の安全で安心な生活の実現に向け、現場到着時間の短縮、初動・増援体制の強化と火災予防の強化を積極的に進め、住民サービスの更なる向上を目指します。

#### ○ 基本方針2 「消防を支える組織体制の強化」

地域の実情、消防需要を的確に把握し、人員、消防装備などの消防力をより効率的に運用するとともに、災害時に消防力を最大限発揮することができる消防組織体制を整備します。

#### ○ 基本方針3 「組合運営を支える組織マネジメント」

将来を見据え、多様化する住民ニーズに的確に対応できる組織体制を整備するため、経営資源を最大限有効活用できる組織運営を目指します。

### 3 重点取組事項

#### (1) 取組の体系

基本方針に基づき、10の重点取組事項とこれに対する27本の取組を掲げ、施策事業を展開します。(表3.1)

重点取組事項は、3つの基本方針ごとに、消防が処理する事務を、分野別、種類別等に区分し設定するもので、それぞれ現状と課題を分析のうえ、重点取組の方向性を導きだし、取組による成果を目標値(成果指標)として示します。

定めた重点取組の方向性から取組の柱を掲げ、重点取組の係る実施事業を計画しています。

表 3.1 基本方針に基づく重点取組事項と取組

基本方針	重点取組事項	取組
基本方針1 住民サービスの 更なる向上	1-1 消防体制の充実強化	指揮体制の強化 消防活動の統一化 救助体制の高度化 消防広報の推進
	1-2 救急体制の充実強化	救急活動体制の強化 (救急救命士育成等/情報通信技術活用) 応急救護体制の推進 安全管理体制の推進
	1-3 防火安全対策の推進	火災予防の推進 (防火啓発・教育/火災原因調査) 住宅防火対策の推進 事業所防火安全の推進 放火防止対策の推進
	1-4 大規模災害への 対応力強化	BCP 策定の推進 緊急消防援助隊活動の強化 震災対応活動の向上 災害対応体制の強化 (情報伝達/構成市町連携)
基本方針2 消防を支える 組織体制の強化	2-1 施設・設備の 充実強化と効率化	車両更新計画の策定 車両装備・資機材の研究 (車両更新・研究/消防装備) 高機能消防通信指令システムの更新
	2-2 人材育成の推進	職員研修の推進 業務専門研修の推進 (火災原因調査/指令員育成) 予防業務の高度化
	2-3 関係機関との連携強化	関係機関との連携
基本方針3 組合運営を支え る 組織マネジメント	3-1 将来を見据えた 消防体制の検討	持続可能な組織体制の構築 (定員適正化/組織体制) 将来を見据えた部隊配置の検討 将来を見据えた部隊運用の検討
	3-2 消防施設の長寿命化	庁舎施設の長寿命化
	3-3 財政基盤の安定化	中期財政計画の策定

(2) 消防組合全体の指標

この計画を推進し、各種取組を展開していくうえで、それらの成果の積み上げが、目指す将来像の実現に向かって前進しているかを検証していくために、2つの消防組合全体の指標と目標値を設定します。(表3.2)

表 3.2 消防組合全体の指標と目標値

指標項目	基準値	現在	中間目標値 (5年経過)	最終目標値 (10年経過)
火災発生件数	92件 (平成30年中)	85件	90件以下	88件以下
救命率 ※	5.2% (過去5年平均)	4.9%	5.4%以上	6.6%以上

※ 心肺停止の時点に住民等に目撃された症例に対して、1か月後に退院した人数の割合(心肺停止に陥った原因が心原性に限る。)基準値は、過去5年間の平均とする。

◎「火災発生件数」について

住宅防火の推進や事業所等への働きかけ、また、火災原因究明等のデータに基づく類似火災の防止広報等により、年間の火災発生件数の減少を目指します。

◎「救命率」について

救命率を向上させるためには、予防救急、バイスタンダー<sup>⑦</sup>の育成、救急救命士をはじめとする救急隊員の資質の向上が必要不可欠であり、いわゆる救命の連鎖<sup>⑧</sup>がスムーズにつながる事が最も重要であることから、バイスタンダーによる心肺蘇生の実施率、通信指令員による口頭指導、救急隊員の資質を向上させ、救命率の向上を目指します。また、緊急度・重症度の高い傷病者のもとにいち早く出動できるように、予防救急や救急車の適正利用を推進します。

⑦バイスタンダー：救急現場に居合わせた人のこと。

⑧救命の連鎖：急変した傷病者を救命し、社会復帰させるために必要となる一連の行い。

救命の連鎖は4区分(「心停止の予防」、「心停止の早期認識と通報」、「一次救命処置(心肺蘇生とAED)」、「救急救命士や医師による高度な救命医療を意味する二次救命処置と心拍再開後の集中治療」)により構成される。



(3) 各重点取組事項

各重点取組事項に係る施策事業は次のとおりです。

全ての取組に「成果指標」と「取組指標」を設定し、事業成果や取組の状況を評価・検証します。



## 各重点取組事項

#### 第4章 これからの計画の展開と重点取組事項

##### ★ 重点取組事項

基本方針1 住民サービスの更なる向上
重点取組事項 1-1 消防体制の充実強化
取組 指揮体制の強化

##### ★ 現状と課題

<p>(現状)</p> <p>現在は、指揮隊1隊で管内全域を担当しており、指揮隊現場到着までの初動体制強化のため、指揮代行を担う隊長級職員の指揮能力向上が必要です。</p> <p>活動上の情報共有は、デジタル無線を通じた口頭及び文字情報で実施しています。</p> <p>(課題)</p> <p>指揮隊到着までの初動活動及び安全管理体制の整備が必要です。</p> <p>指揮隊からの有効な情報発信及び情報伝達の方法を確立するため、画像及び映像を活用した情報共有ツールの整備が必要です。</p> <p>全隊に共通した災害活動情報等を共有する仕組みが必要です。</p>
---

##### ★ 取組の方針

<p>職員の指揮能力向上（初動指揮及び安全管理）を目指し、各機関への教育派遣（警防科、指揮隊科、受託研修、所属内研修等）を継続します。</p> <p>通信ツールの配備をします。（スマートフォン及びタブレット配備、自動操縦式ドローンの配備）</p> <p>上記2項目の取組により、有効かつ安全な消防活動の実施に繋がり、災害の事案収束時間の短縮及び出動時における労働災害件数の減少を目指します。</p>
---

##### ★ 成果指標

成果指標 (目標値)	指標名：災害における事案収束時間の短縮			
	策定時	現在	中間 (5年経過)	将来 (10年経過)
	1.1時間	1.0時間	1.05時間以下	1.0時間以下

※建物火災における出動から鎮火までの平均時間

成果指標 (目標値)	指標名：労働災害減少のため安全管理研修を実施			
	策定時	現在	中間 (5年経過)	将来 (10年経過)
	0回	1回	1回以上	1回以上

★ 取組の方向性

今後の管内の人口増加、災害の大規模・複雑化、また南海トラフ地震が危惧される状況において、指揮体制及び職員の指揮能力強化は必須です。  
以上から、下表のとおり2本の取組の柱を掲げ事業を実施します。

取組の柱	施策（重点取組に係る実施事業）
情報共有による活動の有効化	(1)事業名 スマートフォン・タブレット配備 説明 スマートフォン及びタブレットを配備する。 (現場画像、映像及び警防計画等の活動情報の共有)  (2)事業名 自動操縦型ドローンの配備検討 説明 全自動操縦型ドローンの配備を検討する。(災害現場状況の確認、広範囲災害における現状把握)
指揮能力の強化	事業名 職員の教育 説明 各機関における研修及び講習等への派遣及び所属内指揮隊運用訓練の実施を推進する。

★ 取組指標

指標名	策定時	現在	中間 (5年経過)	将来 (10年経過)
スマートフォン・タブレット配備台数	1台	1台	4台	4台
自動操縦型ドローン配備台数	0台	0台	1台	2台
職員の教育（指揮隊配属職員における指揮系研修の受講割合）	25%	33%	50%以上	90%以上

#### 第4章 これからの計画の展開と重点取組事項

##### ★ 重点取組事項

基本方針 1 住民サービスの更なる向上
重点取組事項 1-1 消防体制の充実強化
取組 消防活動の統一化

##### ★ 現状と課題

<p>(現状)</p> <p>これまで、様々な火災に対応するため、消防車両や資機材の変更・更新などハード面の整備と併せて、火災に対する知識・技術の習得を目的とした教育・訓練及び隊員間の経験値の継承などソフト面の体制整備を行ってきました。</p> <p>しかし、近年では火災発生件数が減少する反面、建築様式の変化から新たな火災現象が発生し、全国的にみると、危険予測ができない活動により隊員が受傷する事案が発生しています。また、消火活動経験の少ない隊員が増加したことにより、隊員の安全管理の面から積極的な消防活動が行えず、被害拡大や長時間活動に繋がる恐れがあります。</p> <p>(課題)</p> <p>管内人口の増加に伴い高気密の新築住宅が増えています。火災に対して防火性能が優れる反面、火災発生時には屋内消火活動の機会が増し、隊員が受傷する危険が高まります。また、経験の少ない隊員が増加しているため、突発的な火災現象の発生に対する対応力の強化が急務です。</p>
--

##### ★ 取組の方針

<p>消火戦術指導体制の構築及び指導員養成による指導力向上を図ります。</p> <p>指導員が若年職員教育を行い、積極的な現場活動を実現し、災害終息の早期化を目指します。また、災害時、大隊として連携の取れた活動ができるように「火災対応戦術」を策定します。</p> <p>実災害時、専門的な高い知識・技術による消火活動を行うことのできる、特別消火中隊の発足を検討するなど、各消防署への知識、技術の伝承や最新活動の研究を行います。</p>
---

##### ★ 成果指標

成果指標 (目標値)	指標名：専用住宅火災の現場到着から鎮圧までの早期終息			
	策定時	現在	中間 (5年経過)	将来 (10年経過)
	平均 60 分	62 分	平均 57 分以下	平均 50 分以下

★ 取組の方向性

消防力の強化を図り、火災による被害軽減を目指します。  
 以上から、下表のとおり3本の取組の柱を掲げ事業を実施します。

取組の柱	施策（重点取組に係る実施事業）
指導体制の確立	(1)事業名 消火戦術指導体制の確立 説 明 中堅職員を指導担当者とし、在籍5年以下の職員を指導する体制を作る。 (2)事業名 指導員養成 説 明 指導レベルの統一を図るため、研修受講や指導者会議を開催する。 ※消防大学校（警防科、救助科） (3)事業名 指導担当者の講習受講 説 明 指導担当者を継続的に養成する。 ※県消防学校（警防科、救助科）、一般講習
消防活動の統一化	(1)事業名 火災対応マニュアルの策定 説 明 火災特性に応じた放水方法や消火戦術のマニュアルを作成する。 (2)事業名 火災対応訓練の実施 説 明 火災対応マニュアルに則した訓練の実施。
特別消火中隊の発足検討	事業名 特別消火中隊発足検討 説 明 専門的な高い知識・技術による消火活動を行うことのできる、特別消火中隊の発足を検討する。

★ 取組指標

指標名	策定時	現在	中間 (5年経過)	将来 (10年経過)
指導員の研修受講者数	0人	18人	15人以上	30人以上
火災対応マニュアルによる訓練回数	0回	0回	3回/年以上	6回/年以上
特別消火中隊の発足検討	—	検討前	検討中	検討終了

★ 重点取組事項

基本方針1 住民サービスの更なる向上
重点取組事項 1-1 消防体制の充実強化
取組 救助体制の高度化

★ 現状と課題

<p>(現状)</p> <p>当管内は交通網が整備され、鉄道は、名鉄本線・地下鉄・リニモ、道路は、東名高速道路・伊勢湾岸自動車道・名古屋瀬戸道路及び主要幹線道路が管内を横断しています。また、高層マンションの建設や大型商業施設の出店など、都市基盤整備が進行しており、当面の間は、人口の増加が見込まれます。</p> <p>発生が危惧される南海トラフ巨大地震における管内の最大震度予想は6強とされています。</p> <p>全国的な救助隊の配置状況としては、全国711消防本部（H30年度）のうち、約100消防本部が震災対応資機材を備えた高度救助隊を配置しています。</p> <p>(課題)</p> <p>救助体制の整備として、大規模かつ複雑多様化する都市型災害はもとより、テロ災害についても対応する必要があります。実際に、南海トラフ巨大地震やNBC災害が発生した場合に、現在の救助体制では対応できない可能性があります。</p> <p>そこで、震災救助やNBC災害に対応する救助技術の向上には、計画的な資機材の整備とともに、救助体制の強化のために、消防力の整備指針に沿った人員の配置が必要になります。</p>
--

★ 取組の方針

<p>地域防災の要として、救助体制を強化します。</p> <p>高度救助隊を令和6年度中に設置することを目標とします。</p> <p>それに伴い、救助隊を再編成し、高度救助隊1隊と特別救助隊2隊及び救助係の設置を目標とします。また、震災救助・NBC災害対応の救助技術マニュアルを作成し、技術の標準化を図ります。</p>
---

★ 成果指標

成果指標 (目標値)	指標名：高度救助隊の設置検討			
	策定時	現在	中間 (5年経過)	将来 (10年経過)
	設置なし	検討中	検討完了	設置運用



★ 取組の方向性

南海トラフ巨大地震等の大規模災害時においても「想定外をなくす」を前提に、多様化する災害に対応するため、ソフト（人材育成・教育）・ハード（資機材の配備・強化＝高度救助隊の設置）の両輪を軸に、大規模災害（震災対応を重点）への対応力強化を図ります。

以上から、下表のとおり2本の取組の柱を掲げ事業を実施します。

取組の柱	施策（重点取組に係る実施事業）
高度救助体制の構築	(1)事業名 専門教育を受けた救助隊員の配置 説明 専門教育を受けた救助隊員を適正配置する。 (2)事業名 震災対応・NBC災害資機材の配備 説明 資機材を計画的に配備する。 (3)事業名 高度救助隊・特別救助隊（救助係）の設置検討 説明 隊員育成・資機材を充実させ、地域防災の要となる高度救助隊1隊と特別救助隊（救助係）2隊の設置を検討する。
救助技術の標準化	(1)事業名 救助技術のマニュアル化 説明 震災救助・NBC災害対策のマニュアルを作成する。 (2)事業名 NBC災害対応部隊・教育部隊の指定 説明 特別消防隊を指定し、技術の標準化を図る。 (3)事業名 年間訓練計画（救助訓練）の策定 説明 訓練計画を策定し、技術・知識の向上を図る。

★ 取組指標

指標名	策定時	現在	中間 (5年経過)	将来 (10年経過)
専門教育を受けた救助隊員の配置	60%	60%	80%	100%
震災対応・NBC災害資機材の配備	30%	80%	80%	100%
NBC災害対応専門教育を受けた職員数	0人	1人	3人以上	15人以上
震災救助・NBC災害対策訓練	0回	4回	1回以上	6回以上
年間訓練計画（救助訓練）の策定・実施	20%	30%	50%	100%

#### 第4章 これからの計画の展開と重点取組事項

##### ★ 重点取組事項

基本方針1 住民サービスの更なる向上
重点取組事項 1-1 消防体制の充実強化
取組 消防広報の推進

##### ★ 現状と課題

<p>(現状)</p> <p>年間を通じて各種の訓練を実施していますが、管内住民が、消防・救助訓練等を見学する機会が乏しく、消防への理解と住民への安全・安心アピール等の消防広報を進める必要があります。</p> <p>(課題)</p> <p>地震等大規模災害に備え、住民による自助共助を踏まえた防災力の向上に係る取組が必要です。</p>
---

##### ★ 取組の方針

<p>消防・救助訓練について、ホームページを活用した広報に更に努めます。</p> <p>また、訓練実施時に住民に対する災害対応ミニ講座を開催します。</p>
--

##### ★ 成果指標

成果指標 (目標値)	指標名：消防訓練時のミニ講座参加者数			
	策定時	現在	中間 (5年経過)	将来 (10年経過)
	0人/年	0人/年	30人以上/年	135人以上/年

★ 取組の方向性

住民の消防行政への理解を深めるとともに、大規模災害に備えた自治区の防災力向上のため、消防・救助訓練の積極的見学機会の設置にあわせ、災害対応ミニ講座等を実施します。

以上から、下表のとおり2本の取組の柱を掲げ事業を実施します。

取組の柱	施策（重点取組に係る実施事業）
消防広報の理解浸透	(1)事業名 訓練見学機会の設置 説 明 積極的に見学機会を設ける。 (2)事業名 ホームページを利用した積極的広報の実施 説 明 訓練実施時、積極的に広報を行う。
自治区の防災力強化	(1)事業名 災害対応ミニ講座の実施 説 明 訓練実施時に、ミニ講座を行う。 (2)事業名 ミニ講座の実施メニュー策定 説 明 メニューを決め、機会に合わせて統一した内容の講座を実施する。

★ 取組指標

指標名	策定時	現在	中間 (5年経過)	将来 (10年経過)
訓練時の見学機会の設置・推進	20%	0%	40%以上	70%以上
ホームページを利用した広報の実施	14件/年	36件/年	44件/年	70件/年
災害対応ミニ講座の実施	0回/年	0回/年	3回/年	9回/年

★ 重点取組事項

基本方針 1 住民サービスの更なる向上
重点取組事項 1 - 2 救急体制の充実強化
取組 救急活動体制の強化（救急救命士育成等）

★ 現状と課題

<p>(現状)</p> <p>現在、救急救命士の乗車した計 12 隊の救急隊を各署所に配備し、年間約 12,000 件の出動に対応しています。救急活動の質的向上を図るため、救急車に救急救命士が常時 2 名（うち 1 名は気管挿管の資格を有する救命士）乗車することを方針に養成していますが、研修等により、常時 2 名体制を維持することは困難な状況です。また、気管挿管救命士については、実習医療機関の確保が困難であること、更に毎年度の新規養成者数が限定されていることもあり、全隊配置には至っていないのが現状です。</p> <p>(課題)</p> <p>複数救急救命士の乗車率向上のため、新規救急救命士及び気管挿管救命士の計画的かつ継続的な養成を図っていますが、令和元年度から数値に変化が見られない状況です。この一因としては、救急救命士の資質維持のための毎年度の研修や休暇等による出動体制からの離脱が挙げられます。この対策として、育休期間中の救急救命士有資格者の職員を毎日勤務（日勤救急隊配置の創設）とし、随時不足する人員補充に充てることで、複数救急救命士乗車率の低下を防ぐ等の検討も必要です。更に、救急救命士の業務負担過多の印象から、非番・週休を確保するため、当務のあり方を検討し、負担を軽減する取組みが必要です。</p> <p>また、救急現場においては、救急救命士を中心に活動しますが、その活動を補佐する他の救急隊員の知識技術の向上が不可欠であり、救急隊員の教育体制の更なる充実を図ることが必要です。</p>
---

★ 取組の方針

<p>救急救命士に対する業務改善や新規要員配置を検討するとともに、全救急隊の複数救命士運用及び気管挿管救命士運用体制の確保並びに指導救命士を中心に救急隊員向け標準的指導体制、救急救命士の技術指導及び検証体制、救急救命士を目指す職員の育成教育体制などターゲットを絞った教育体制を構築することで、それぞれの教育体制が一連となる体制を構築します。</p>
--

★ 成果指標

成果指標 (目標値)	指標名：複数救急救命士の乗車率			
	策定時	現在	中間（5年経過）	将来（10年経過）
	70%	71.8%	85%以上	100%

成果指標 (目標値)	指標名：気管挿管救急救命士の乗車率			
	策定時	現在	中間（5年経過）	将来（10年経過）
	50%未満	47%	50%	50%
成果指標 (目標値)	指標名：現場滞在時間の短縮			
	策定時	現在	中間（5年経過）	将来（10年経過）
	14.0分	15.7分	13.5分以下	13.0分以下

★ 取組の方向性

救急救命士を中心とした効果的な救急活動を遂行するために、救急救命士の養成、教育並びに救急隊全体の質の向上を図ります。  
以上から、下記のとおり3本の取組の柱を掲げ事業を実施します。

取組の柱	施策（重点取組に係る実施事業）
救急救命士養成	(1)事業名 新規救急救命士の育成 説明 年間5名の新規救急救命士を養成する。 (2)事業名 救急救命士の資格取得 説明 年間2名の気管挿管救命士を養成する。 (3)事業名 指導救命士の養成 説明 年間2名の指導救命士を養成する。
教育体制の構築	(1)事業名 指導教育体制の構築 説明 指導救命士を中心としたOJT、OFFJTでの指導教育体制を構築する。 (2)事業名 救急隊員の知識技術の向上 説明 標準的指導教育ガイドラインを策定及び運用する。 (3)事業名 新規救急救命士養成教育体制の構築 説明 国家試験合格に向けた教育体制を構築する。
救急資機材の整備	(1)事業名 救急資機材の整備 説明 救急資機材の更新及び整備を図る。 (2)事業名 高度化する救急医療への対応 説明 訓練資機材の更新及び整備を図る。

★ 取組指標

指標名	策定時	現在	中間 (5年経過)	将来 (10年経過)
運用救急救命士の育成	76名	84名	83名以上	90名以上
運用気管挿管救命士の増強（50歳未満で算出）	18名	25名	24名	27名
指導救命士の充実化（運用）	7名	10名	10名以上	14名以上
指導教育ガイドラインの策定・運用	なし	運用中	運用中	改正・実施
自動心臓マッサージ機の導入	0機	9機	9機以上	12機

★ 重点取組事項

基本方針 1 住民サービスの更なる向上
重点取組事項 1 - 2 救急体制の充実強化
取組 救急活動体制の強化（情報通信技術活用）

★ 現状と課題

<p>(現状)</p> <p>医療機関との連絡や ICT 活用等を目的に、携帯電話からスマートフォンへの移行を進めています。一方、地域別医療機関情報や各種情報等のデータ保存は、救急車内に紙ベースで保存し、必要に応じ活用していますが、今後そういった情報について、全救急隊で情報共有可能な、インターネット環境を利用したデータ管理化を検討しています。</p> <p>現場の救急隊から医療機関への傷病者情報の伝達は、以前は携帯電話により口頭報告していますが、心電図波形等の診断に係る医療情報を視覚的に提供することができない状況です。</p> <p>最近では、管内に居住する外国人も年々増加し、比例して外国人が関係する救急事案も年間 120 件程度発生し、この救急活動における現場滞在時間は、日本人と比べ約 2～5 分程度遅延している状況が見受けられます。</p> <p>(課題)</p> <p>救急業務の ICT 化として、現状の業務に対し、職員の負担軽減と、情報通信技術活用の両面で、どのような救急業務支援システムを導入すべきかを検討する必要があります。</p> <p>また、外国人の傷病者については、会話自体困難な場合が多いため、スマートフォンによる救急隊用多言語音声翻訳アプリを導入し、日本語が話せない外国人への対応に当たっていますが、通常よりも情報収集に手間取り、現場滞在が延伸する傾向にあります。</p>
---

★ 取組の方針

<p>全救急車が情報を一元管理できる体制を構築するために、どのような ICT 技術を導入すべきかを、費用対効果を見合わせながら検討します。</p> <p>また、救急隊と医療機関を繋ぐネットワーク環境を整備することで、医療機関が救急活動のリアルタイム情報を視覚的に得ることで、救命率や QOL 向上を目指します。</p> <p>更に、翻訳アプリを活用して、早期情報収集を可能とする環境を整備し、現場滞在時間の短縮を図ります。</p>
---

★ 成果指標

成果指標 (目標値)	指標名：全救急車の ICT 端末の整備率			
	策定時	現在	中間 (5年経過)	将来 (10年経過)
	0%	50%	50%	100%
成果指標 (目標値)	指標名：外国人に対する現場滞在時間の短縮			
	策定時	現在	中間 (5年経過)	将来 (10年経過)
	約16分	15.78分	約15分以下	約14分以下

★ 取組の方向性

令和2年度に全救急車の携帯電話をスマートフォンに切り替えます。また、費用対効果に見合った ICT 技術の導入を継続検討し、それに見合った必要な資材等を導入します。

以上から、下表のとおり3本の取組の柱を掲げ事業を実施します。

取組の柱	施策（重点取組に係る実施事業）
ICT 端末の導入	(1)事業名 全救急車へのスマートフォン導入 説明 全救急車へのスマートフォン導入を図る。 (2)事業名 タブレット端末の導入 説明 配備計画策定後、導入を図る。
ネットワーク環境の整備	(1)事業名 情報管理のクラウド化 説明 ICT 端末による情報管理（紙ベース資料の廃止）を進める。 (2)事業名 医療機関とのネットワーク環境の整備 説明 リアルタイム通信のできる環境を整備する。 (3)事業名 現場における翻訳アプリの導入 説明 外国人に対する現場滞在時間の短縮を図る。
救急活動報告書の電子化	(1)事業名 報告書作成に係る作業効率の簡素化 説明 タブレット端末での報告書作成を図る。 (2)事業名 消防支援システムとの連携 説明 ICT 端末による電子入力支援システム反映を図る。

★ 取組指標

指標名	策定時	現在	中間 (5年経過)	将来 (10年経過)
タブレット端末導入	0機	0機	0機	12機
ネットワーク環境整備	—	整備	整備	整備
タブレットによる報告書作成	—	検討	検討	検討終了

★ 重点取組事項

基本方針 1 住民サービスの更なる向上
重点取組事項 1-2 救急体制の充実強化
取組 応急救護体制の推進

★ 現状と課題

<p>(現状)</p> <p>現在、管内人口における65歳以上の高齢者が約20%を占め、今後、人口増加に併せ、更に高齢者も増加することが予想されます。</p> <p>また、全救急件数のうち、傷病程度が重症以上の救急事案が約6%、そのうち高齢者を搬送した事案は約70%に達していることを踏まえ、救命率の向上を図るうえで重要な役割を果たすバイスタンダーの育成に取り組み、各種イベント等の機会での応急手当普及啓発活動とともに、各種救命講習を年間約6千名以上の方に実施しています。併せて、街の救命ステーション事業として、屋外における救急事案に対応する目的で、管内の95事業所と連携して救命率の向上を図っています。</p> <p>更に、予防救急の目的で、救急需要の高い高齢者や小学生を対象とした、年齢層にターゲットを絞った救命講習の企画に加え、救急フェスタの開催により、より多くの住民に救急に対する理解と認識を深めてもらうことで、救急車の適正利用の推進も併せて図っています。</p> <p>(課題)</p> <p>年々増加する救急需要に対して、予防救急の普及啓発は急務であり、バイスタンダーによる応急手当の実施は、救命率の向上には必要不可欠ですが、指導職員の確保が困難なことから、職員配置の有効活用として、新たに応急手当指導グループの設置を検討します。各所属に日勤の警防要員(応急手当指導職員(60歳以上職員))を配置することにより、フットワークの軽い普及活動、また年1~2回の定例の応急手当普及員講習でなくとも、住民の要望に応じて小規模の普及員講習の開催が可能となります。またそれにより、予防救急を基本とした自主的救護意識の向上、並びに応急手当の更なる普及と効果的な応急手当の実施について専門的に検討・推進が可能となります。</p>
--

★ 取組の方針

<p>住民への効果的な普及啓発を実施するために、ニーズ又は年齢層を考慮した講習会又はイベント開催及び家庭内事故を防止するための予防救急講習の開催など病院前救護の重要性を広く普及啓発します。そのために、各所属に日勤の警防要員(応急手当指導職員(60歳以上職員))を2名程度配置することを検討します。</p> <p>応急手当普及員の育成、「BLSV」及び「街の救命ステーション」の周知と登録の推進を図り、継続的に知識技術が維持できる環境を提供します。</p> <p>救急車の適正利用について、国が推奨する「Q助」のPRや、対象者を特定した講習会の開催など、予防救急への理解を深める取組を行います。</p>
--

★ 成果指標

成果指標 (目標値)	指標名：バイスタンダーによる心肺蘇生実施率			
	策定時	現在	中間(5年経過)	将来(10年経過)
	59%	61.16%	65%以上	70%以上



成果指標 (目標値)	指標名：各種救命講習会への参加人数			
	策定時	現在	中間(5年経過)	将来(10年経過)
	9,100人	5,141人	10,000人以上	11,000人以上
成果指標 (目標値)	指標名：救急車の適正利用による救急出場件数の増加抑制			
	策定時	現在	中間(5年経過)	将来(10年経過)
	12,093件	11,101件	13,500件以下 (推計値2%減)	14,000件以下 (推計値4%減)

★ 取組の方向性

地域の自主的救護意識の向上のため応急手当を普及啓発し、必要性に対する認知度を向上させるとともに、救急車の適正利用を推進します。  
以上から、下表のとおり3本の取組の柱を掲げ事業を実施します。

取組の柱	施策(重点取組に係る実施事業)
予防救急の普及啓発	(1)事業名 自主的救護意識の向上 説明 家庭内事故防止や疾病対応のリーフレット作成及び国推奨アプリ「Q助」等のPRを推進する。 (2)事業名 予防救急の啓発・救急車適正利用の推進 説明 市民向け救急イベントを継続開催する。 (3)事業名 講習会の開催 説明 年齢層等を踏まえた講習会を開催する。
応急救護体制の推進	(1)事業名 応急救護ボランティアの育成 説明 「BLSV」登録者の増強及び育成を図る。 (2)事業名 「街の救命ステーション」登録事業所拡大 説明 登録事業所数の増加、継続的な講習の実施を推進する。
応急手当普及員の育成	(1)事業名 応急手当普及員の育成 説明 普及員育成を推進する。 (2)事業名 普及員による応急手当指導の推進 説明 普及員による応急手当指導を推進し、認知度を上げる。

★ 取組指標

指標名	策定時	現在	中間(5年経過)	将来(10年経過)
応急手当普及員(指導員含む)の育成数	319名	183名	470名以上	620名以上
市民向けの予防救急・救急車適正利用の啓発イベント	1回/年	1回/年	年1回以上	年2回以上
街の救命ステーション登録数	95件	119件	120件以上	155件以上
BLSV登録者数	18名	19名	60名以上	100名以上

★ 重点取組事項

基本方針1 住民サービスの更なる向上
重点取組事項 1-2 救急体制の充実強化
取組 安全管理体制の推進

★ 現状と課題

<p>(現状)</p> <p>新型インフルエンザの大流行や薬剤耐性菌の出現が危惧されるなか、機能重視のリユース型个人防护具を配備、ディスポーザブル資機材の導入及び消毒対策等の標準的予防策を徹底しています。新型インフルエンザに対しては業務継続計画を策定し、感染防止対策資機材（マスク、ゴーグル、手袋、感染防止衣）を各署に備蓄しており、更に活動時の装着徹底、感染防止に対する教育並びにB型肝炎の予防接種及び針刺し事故に対するフローの策定をしています。</p> <p>また、救急現場における職員の惨事ストレスに対応するため、講習会の実施及び医療機関への受診体制を確保しています。</p> <p>(課題)</p> <p>新型インフルエンザ等の感染症の大規模拡大に備え、資機材の備蓄、職員の感染予防教育並びに罹患した場合の対応策を医療機関や構成市町の関係部署と連携し、速やかに対応できる体制の見直しが必要です。</p> <p>現在、幼少期に水痘、風疹、麻疹、流行性耳下腺炎の予防接種を受けていない年代の職員が多数存在すること、救急救命士の就業中再教育（医療機関での実習）で抗体確認が必要となってきたこと等を踏まえ、隊員が感染源とならないための体制構築が急務です。</p> <p>また、職員の惨事ストレス対策の体制整備として、人的資源の確保が求められます。</p>
--

★ 取組の方針

<p>救急活動における職員への感染防止対策の教育と実施のため、各種講習会への参加を含めた職員への教育を継続的に実施していきます。また、流行性感染症対策として感染予防対策備蓄資機材の計画的な管理の実施、感染症に対する救急隊員の安全管理教育の実施及び流行性感染症に対する予防接種を実施することで、感染拡大のリスクを減少させ、隊員の安全を確保します。</p> <p>また、惨事ストレスを受けた職員を把握し、長期的サポート体制を構築します。</p>
--

★ 成果指標

成果指標 (目標値)	指標名：救急隊に対する予防接種実施率			
	策定時	現在	中間（5年経過）	将来（10年経過）
	25%	75%	100%	100%

★ 取組の方向性

救急事業において職員の安全確保は最優先事項であり、感染対策や安全管理教育、心のケア対策を推進します。  
 以上から、下記のとおり3本の取組の柱を掲げ事業を実施します。

取組の柱	施策（重点取組に係る実施事業）
安全管理体制の確立	(1)事業名 感染症に対する安全教育の実施 説明 感染症及び防止策に対する知識の習得を図る。 (2)事業名 感染予防資機材の整備 説明 職員の感染防止及び職員や救急車が感染の媒体となるのを防ぐための資機材を導入する。
感染症予防対策	(1)事業名 予防接種の実施 説明 職員の職業感染防止対策を実施する。 (2)事業名 感染症対策資機材の配備 説明 感染症対策備蓄資機材の計画的な維持管理を行う。 (3)事業名 事業計画の推進及び見直し 説明 尾三消防本部新型インフルエンザ対策業務継続計画の継続推進及び見直しを図る。
惨事ストレス対策体制の構築	(1)事業名 惨事ストレス教育の実施 説明 惨事ストレスに対する知識の習得を図る。 (2)事業名 心のケア事業の構築 説明 惨事ストレスを受けた職員の把握及びサポート体制を構築する。

★ 取組指標

指標名	策定時	現在	中間（5年経過）	将来（10年経過）
感染防止対策研修の実施（組織）	0回	1回/年	年1回以上	年1回以上
予防接種の実施	1種類	4種類	5種類	5種類
感染症対策資機材の計画的備蓄継続	3,500セット	1,700セット	2,700セット	2,700セット
感染防止対策マニュアルの整備	策定	運用中	普及・運用・検証	改訂・更新
惨事ストレス教育の実施	0回	1回/年	年1回以上	年1回以上

第4章 これからの計画の展開と重点取組事項

★ 重点取組事項

基本方針1 住民サービスの更なる向上
重点取組事項 1-3 防火安全対策の推進
取組 火災予防の推進（防火啓発・教育）

★ 現状と課題

<p>(現状)</p> <p>幼年・少年消防はクラブ活動を通じ火災予防の動機付けを促す防火教育を実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼年消防クラブ…ふれあい防火教室</li> <li>・少年消防クラブ…愛知県消防学校一日体験入校、防火作品展</li> </ul> <p>高齢者へは、対象者を一定の基準に絞った防火訪問、防火防災講演会等の防火指導を実施しています。</p> <p>(課題)</p> <p>子供の火遊びが原因による火災の減少や、火災による子供達の死傷事故がほとんど見受けられないことから、本事業については一定の成果が得られていますが、引き続き事業展開が必要です。</p> <p>しかしながら、他の世代に目を移すと中学生以降に対しての防火教育の機会が少ないことに加え、当消防組織が一部事務組合という性質から地域住民との接点が乏しく防火に関する情報提供の時機を逸する状況にあります。</p> <p>また、全国的に住宅火災における高齢者の逃げ遅れによる死者の割合が高まる傾向のなか、高齢者に対する防火対策が一部の対象に偏った事業となっているため、対象範囲を拡充し、より一層の推進が求められます。</p>
---

★ 取組の方針

<p>これまでに実施してきた事業は効率的に事業展開を図るため、各世代において時限的に火災予防啓発を行っていたものを、既存事業と各世代を繋ぎ合わせることで、新たな事業を計画実施することにより地域住民の火災予防思想の向上に努め、火災発生の低減を図ります。</p>
---

★ 成果指標

成果指標 (目標値)	指標名：出火率（人口1万人あたりの火災件数）			
	策定時	現在	中間（5年経過）	将来（10年経過）
	3.0%※	2.6%	2.8%以下	2.5%以下

※策定時は、過去5年間の平均値

★ 取組の方向性

火災予防に係る生涯教育を推進し、幼年期には火災予防の動機付け、少年期には火災予防の醸成、青年期には火災予防の実践、そして高齢期には火災予防の継続を図ります。

以上から、下表のとおり4本の取組の柱を掲げ事業を実施します。

取組の柱	施策（重点取組に係る実施事業）
火災予防の動機付け (情操教育 1)	(1)事業名 ふれあい防火教室 説 明 幼稚園等を訪問し、園児に火災の怖さを伝える。 (2)事業名 防火防災体験ツアー 説 明 消防署施設を利用し、親子で住宅防火の大切さを学ぶ。
火災予防の醸成 (情操教育 2)	(1)事業名 BFC（少年消防クラブ）事業 説 明 小学5、6年生対象に消防体験イベントや防火作品展を実施する。 (2)事業名 一日消防体験事業 説 明 中学生を対象に防火防災イベントを体験する中で火災予防思想の向上を図る。
火災予防の実践 (防火対策)	(1)事業名 メールマガジン配信 説 明 SNS を活用し登録した地域住民に対し、時節にあった情報を提供する。 (2)事業名 自主防火体制の確立 説 明 自治会等への訓練指導の際に火災予防を促す。
火災予防の継続 (高齢者の防火対策)	(1)事業名 防火防災講演会 説 明 高齢者を対象とした講演会により、平穏時及び災害時の防火防災対策を推進する。 (2)事業名 防火訪問事業 説 明 一人暮らし高齢者への防火啓発及び防火訪問を行う。 (3)事業名 防火講座 説 明 各集会等の機会に出前で防火講座、相談を行う。

★ 取組指標

指標名	策定時	現在	中間（5年経過）	将来（10年経過）
ふれあい防火教室の実施率	88%	82%	95%以上	100%
対象児童からの防火作品の応募率	13%	9%	15%以上	20%以上
SNS による配信可能対象者数	未導入	1,796人	3,000人	8,000人
自治会等への訓練指導率（地区）	56%	5%	60%以上	70%以上
防火防災講演会出席者数	340人/年	0人	400人以上/年	500人以上/年
防火講座出席者数	未実施	69人	300人/年	500人/年

★ 重点取組事項

基本方針1 住民サービスの更なる向上
重点取組事項 1-3 防火安全対策の推進
取組 火災予防の推進（火災原因調査）

★ 現状と課題

<p>(現状)</p> <p>火災原因調査書類の重要性は高く、司法機関からの信頼性の高い有効な証拠資料としての側面も持っており、消防機関が導き出した出火原因は類似火災の再発防止はもとより、作成した書類が貴重な資料となります。</p> <p>火災原因調査の最大の目的は、火災原因調査書類から収集した基礎資料を基に、効果的な火災予防施策及び警防施策を策定することです。</p> <p>(課題)</p> <p>統一が図れた火災原因調査書類作成（書類構成等）及び一定レベル以上の実況見分技術が求められます。</p> <p>現場の焼損状況から立証に至る事実を的確に読み取るため、組織全体として現場保存を意識した消防活動体制が必要で、各施策に繋がる取組を含め、予防課との連携が必要です。</p> <p>正確な原因を究明するため職員の能力向上を目指します。</p>
---

★ 取組の方針

<p>正確な出火原因を導き出すため、実況見分、鑑識見分要領等を作成する。</p> <p>また、知識及び技術を習得させるため、火災原因調査書類作成に係る教養、マニュアルを作成するとともに、調査員を計画的に育成します。</p> <p>関係課と「類似火災根絶」に向けた連携強化に取り組みます。</p> <p>作成された実況見分、鑑識見分要領等に基づく火災原因調査資器材、施設等の整備を図ります。</p>
--

★ 成果指標

成果指標 (目標値)	指標名：建物火災における「類似火災」の低減 ※			
	策定時	現在	中間 (5年経過)	将来 (10年経過)
	20%	8%	15%以下	10%以下

※発火源が「こんろ」で、「放置する、忘れる」等の経過による火災

★ 取組の方向性

火災原因調査の目的である「類似火災の根絶」を実現するため、的確な実況見分、鑑識見分等を行い、正確な出火原因を導き出します。さらに、統一的手法により調査報告事務を執ることで、火災予防上の諸施策、警防施策に活用します。

以上から、下表のとおり3本の取組の柱を掲げ事業を実施します。

取組の柱	施策（重点取組に係る実施事業）
火災調査方法から原因認定に至るまでの手段の統一	(1)事業名 火災原因調査書類作成マニュアル策定 説明 信憑性の高い書類作成に向けたマニュアルを作成する。 (2)事業名 実況見分、鑑識見分等実施要領策定 説明 出火原因認定に至るまでの手法の統一を図るために実況見分要領、鑑識見分要領等を策定する。
調査員の技術向上の推進	事業名 火災原因調査結果発表会（特異事例）の実施 説明 特異な火災原因調査結果について情報共有する機会を設け、調査員の能力向上と職員へ知識・技術の伝承を図る。
他課との連携強化の推進	(1)事業名 火災原因調査結果報告体制の構築 説明 情報提供シートを作成し、予防施策上必要と思われる事案に関し予防課へ情報提供する。 (2)事業名 ホームページ及びSNSを活用しての広報 説明 類似火災防止のための記事及び「住宅用火災警報器奏功事例」の記事を掲載する。

★ 取組指標

指標名	策定時	現在	中間（5年経過）	将来（10年経過）
火災原因調査書類作成マニュアル	未策定	策定中	策定・運用・検証	改訂・更新
火災原因調査結果発表会の実施数	0回	1回	1回以上/年	1回以上/年
実況見分、鑑識見分等実施要領策定	未策定	実況見分策定 鑑識見分策定中	策定・運用・検証	改訂・更新

第4章 これからの計画の展開と重点取組事項

★ 重点取組事項

基本方針1 住民サービスの更なる向上
重点取組事項 1-3 防火安全対策の推進
取組 住宅防火対策の推進

★ 現状と課題

<p>(現状)</p> <p>住宅火災からの逃げ遅れを防止することを目的とした住宅用火災警報器の設置義務化から10年が経過し、現時点での設置率は80.0%（条例適合率63.0%）と横ばいの状況です。また、設置から10年が経過した警報器が電池等の寿命を迎え取替えの時期を迎えています。</p> <p>住宅用火災警報器の設置に加えて、住宅用消火器の設置、防災製品の使用及び感震ブレーカーの設置を推進しています。</p> <p>(課題)</p> <p>住宅用火災警報器の未設置世帯が2割、（条例不適合世帯3割強）に上っています。また、設置済みの警報器の中には電池切れ等で不十分な維持管理により火災時に適切に作動しないものがあることが懸念されます。</p> <p>住宅用消火器の設置等は住民の安全意識による自主設置に頼っていることから、これ以上の設置が進まない状況にあります。</p>
--

★ 取組の方針

<p>住宅火災による被害軽減のため、積極的な火災予防を推進します。</p> <p>住宅用火災警報器の設置率100%を目指します。</p> <p>住宅用火災警報器の適正な維持管理の推進と共に、火災の拡大防止に有効な住宅用消火器等や防災製品の普及を図ります。</p>
---

★ 成果指標

成果指標 (目標値)	指標名：住宅火災による死者数			
	策定時	現在	中間 (5年経過)	将来 (10年経過)
	1人	1人	5人以下	0人

※放火自殺者を除く。



★ 取組の方向性

消防フェスタや防火広報会等の各種イベントにおいて住宅用火災警報器の設置及び維持管理について普及促進し、その設置状況等を調査します。  
 以上から、下表のとおり2本の取組の柱を掲げ事業を実施します。

取組の柱	施策（重点取組に係る実施事業）
住宅防火対策1 （住宅用火災警報器）	(1)事業名 個別訪問による設置促進 説明 全世帯を対象に訪問し、アンケートを主体とした個別相談を実施する。 (2)事業名 ホームページ等の広報媒体を活用した啓発 説明 広報媒体を活用し、奏功事例及び維持管理を紹介し、住宅防火を推進する。 (3)事業名 官民協働による設置促進 説明 民間事業者と連携し、消防フェスタや広報活動を効果的に実施する。
住宅防火対策2	(1)事業名 住宅用消火器の設置促進 説明 住宅用消火器の認知度を向上させ、家庭への設置促進を図る。 (2)事業名 防災製品の普及 説明 着衣着火による死傷者及び延焼拡大による被害を低減させるため普及啓発を実施する。 (3)事業名 通電火災の予防 説明 大規模地震後の通電火災予防のため、感震ブレーカーの設置促進を図る。

★ 取組指標

指標名	策定時	現在	中間 (5年経過)	将来 (10年経過)
住宅用火災警報器の設置率	80%	79%	83%以上	90%以上
住宅用火災警報器の設置条例適合率	63%	64%	69%以上	73%以上
住宅用消火器の設置率	56%	51%	60%以上	70%以上
防災製品の使用状況	28%	18%	30%以上	35%以上
地震火災の認知度	30%	14%	50%以上	80%以上

第4章 これからの計画の展開と重点取組事項

★ 重点取組事項

基本方針1 住民サービスの更なる向上
重点取組事項 1-3 防火安全対策の推進
取組 事業所防火安全の推進

★ 現状と課題

<p>(現状)</p> <p>防火対象物において、多数の死傷者を出した火災事例の中には、消防計画上の不適又は避難設備や消火設備等の維持管理や取扱いの不適によることが多く、また危険物施設においては、危険物の取扱い不適や危険物施設の老朽化により火災や漏えいなどの事故事例が多数を占めます。</p> <p>自主的な管理だけでは、火災等予防に期待できない部分が存在することから、これらの災害の発生を予防するため、また、災害時の被害の軽減を図るため、当本部では、査察規程に基づき、防火対象物や危険物施設に定期的に査察を実施し、指導を行っています。</p> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防火対象物</li> </ul> <p>査察規程により、すべての防火対象物の査察を定期的実施しているが、管内の開発に伴い、防火対象物件数が増加しており、査察業務等の実効性の確保が求められています。</p> <p>消防法の再違反率が高いため、関係者へ消防法遵守の意識づけを行う必要があります。</p> <p>違反対象物に対しては改善指導を継続的に実施していますが、違反是正には多くの時間を要しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物施設</li> </ul> <p>全施設の自主保安体制確立が必要です。</p>
--

★ 取組の方針

<p>自主防火管理体制の強化及び消防法令違反を予防する体制を構築します。</p> <p>危険物施設における自主保安体制の確立を促します。</p> <p>増加する防火対象物に対応するため査察等の実効性を確保します。</p>
--

★ 成果指標

成果指標 (目標値)	指標名：消防法令適合率 (消防用設備等点検及び防火管理者選任率)			
	策定時	現在	中間 (5年経過)	将来 (10年経過)
	68.3%	71.5%	72.5%以上	75.5%以上

★ 取組の方向性

法令違反の予防をはじめ、被害を最小限にするための自主的防火管理体制や自主保安体制の確立及び強化を図ります。

実効性を確保できる査察等のハード面、ソフト面の整備を行います。

以上から、下表のとおり3本の取組の柱を掲げ事業を実施します。

取組の柱	施策（重点取組に係る実施事業）
防火対象物の安全対策	(1)事業名 協力団体との提携 説 明 消防法令を周知するために各種団体との協体制の構築を図る。 (2)事業名 自主防火管理体制の強化 説 明 防火管理者等へのフォローアップ体制を構築する。
自主保安体制の確立化	(1)事業名 危険物施設の保安体制の確立 説 明 すべての危険物施設の保安体制を確立させる。 (2)事業名 危険物施設の保安体制の強化 説 明 危険物保安監督者等へのフォローアップ体制を構築する。
査察事務等の強化	(1)事業名 査察事務の効率化 説 明 支援システムに続き、電子申請環境等のハード面を整備する。 (2)事業名 査察技術の強化 説 明 違反処理体制の細目を整備する。

★ 取組指標

指標名	策定時	現在	中間（5年経過）	将来（10年経過）
防火管理者選任届届出率	76.5%	82%	83%以上	85.5%以上
消防用設備等点検報告率	60.1%	61%	62%以上	64.5%以上
危険物施設の保安体制強化数	82 施設	108 施設	123 施設以上	227 施設以上
電子申請環境の整備	未整備	未整備	検討・調整中	運用

#### 第4章 これからの計画の展開と重点取組事項

##### ★ 重点取組事項

基本方針1 住民サービスの更なる向上
重点取組事項 1-3 防火安全対策の推進
取組 放火防止対策の推進

##### ★ 現状と課題

<p>(現状)</p> <p>放火又は放火の疑いによる火災は、全国的に 20 年以上連続して最上位であり、管内においても上位を占めています。</p> <p>(課題)</p> <p>放火を防ぐためには、一人ひとりが放火防止対策を心掛けるだけでなく、地域全体が「放火されない環境づくり」に取り組むことが重要です。</p> <p>特に、連続放火が発生している地域については、地域の安心・安全に深刻な影響があります。</p>
--

##### ★ 取組の方針

<p>放火されない、放火させない、放火されても被害を大きくさせない取組を推進します。</p> <p>消防車両等の定期巡回及び各種イベント及び地域で開催される防災訓練において、放火されにくい環境づくりの啓発や住民への必要情報発信より地域ぐるみの放火防止対策を図ります。</p>
---

##### ★ 成果指標

成果指標 (目標値)	指標名：火災原因に占める放火等の割合			
	策定時	現在	中間 (5年経過)	将来 (10年経過)
	19% (過去5年平均)	20%	15%以下	13%以下

※ 放火等…放火・放火の疑い

★ 取組の方向性

放火又は放火の疑いによる火災の撲滅と被害軽減に向け、啓発活動を継続します。

以上から、下表のとおり2本の取組の柱を掲げ事業を実施します。

取組の柱	施策（重点取組に係る実施事業）
放火されない「備え」	(1)事業名 消防フェスタ、防火広報会等 説明 放火されない環境づくりを啓発する。 (2)事業名 自治会への訓練指導に併せた防火講話 説明 地域ぐるみで放火防止に取り組めるよう適宜情報を発信する。 (3)事業名 防火対象物への放火防止対策の推進 説明 立入検査等の機会を利用し、防火対象物の関係者に放火の危険性を説諭する。
放火されない「目」	(1)事業名 消防車による巡回 説明 定期的な巡回を実施する。 (2)事業名 公用車及び公共交通機関を活用した巡回 説明 管内を通行する事業者の協力を得て、放火防止を促すステッカー等を貼付け放火抑止に努める。 (3)事業名 地域住民による巡回 説明 自治会等と協同した巡回を実施する。

★ 取組指標

指標名	策定時	現在	中間 (5年経過)	将来 (10年経過)
消防フェスタ等の実施数(事業単位)	2回	1回	6回以上	10回以上
消防車による巡回数(事業単位)	2回	1回	4回以上	12回以上
公用車等へのステッカーの貼付数	0枚	162枚	373枚以上	800枚以上
パトロール実施地区数	0地区	10地区	15地区以上	30地区以上

#### 第4章 これからの計画の展開と重点取組事項

##### ★ 重点取組事項

基本方針1 住民サービスの更なる向上
重点取組事項 1-4 大規模災害への対応力強化
取組 BCP（業務継続計画）策定の推進

##### ★ 現状と課題

<p>(現状)</p> <p>広域化のスケールメリットにより消防力(装備、人員)が強化され、職員個々のスキルアップ、通常起こりうる災害に対応するための訓練などは、継続的に行なわれレベルアップが図られています。</p> <p>しかし、大規模災害発生時の対応において、迅速な人員確保及び活用並びに的確な消防活動を継続的かつ計画的に実行するための災害対策をマネジメントできる職員の知識が不足しているのが現状です。</p> <p>(課題)</p> <p>南海トラフ巨大地震の発生が危惧されるなか、大規模災害発生時に迅速かつ持続的に対応するための計画を策定する必要性があり、併せて、災害対策をマネジメントする職員の育成が急務です。</p>
--

##### ★ 取組の方針

<p>大規模災害発生時のヒト、モノ、情報及びライフライン等に制限がある環境下で消防業務を継続するために必要な業務継続計画(以下「BCP」という。)を策定するとともに、災害状況に関する報道対応を含めた災害対策本部の運営方法等について習得します。</p> <p>業務継続計画策定研修会及び災害対策専門研修を受講することで、職員の育成を図ります。</p>
--

##### ★ 成果指標

成果指標 (目標値)	指標名：災害対策マネジメント担当職員の育成			
	策定時	現在	中間 (5年経過)	将来 (10年経過)
	0人	0人	5人以上	10人以上

★ 取組の方向性

職員の大規模災害発生時の対応力を向上させます。  
 以上から、下表のとおり2本の取組の柱を掲げ事業を実施します。

取組の柱	施策（重点取組に係る実施事業）
災害対策職員の育成	事業名 災害対策事業 説明 災害対策専門研修を受講する。
B C P 策定の推進	事業名 B C P 策定推進事業 説明 B C P 策定研修を受講する。

★ 取組指標

指標名	策定時	現在	中間 (5年経過)	将来 (10年経過)
災害対策専門研修 への受講（延べ人数）	0人	0人	15人以上	30人以上
B C P 策定研修会 への受講（延べ人数）	0人	0人	5人以上	10人以上

第4章 これからの計画の展開と重点取組事項

★ 重点取組事項

基本方針1 住民サービスの更なる向上
重点取組事項1-4 大規模災害への対応力強化
取組 緊急消防援助隊活動の強化

★ 現状と課題

<p>(現状)</p> <p>緊急消防援助隊愛知県大隊応援等実施計画対応マニュアル、愛知県緊急消防援助隊受援計画対応マニュアルに基づき、大規模災害等の緊急消防援助隊応援体制、受援体制について必要な事項を定めています。</p> <p>(課題)</p> <p>近年の緊急消防援助隊は長期的な活動が求められています。</p> <p>愛知県大隊の被災地固定ユニット（尾三73：重機）のみならず、その他の部隊（消防、救急、特殊装備、後方）の派遣要請に対しても、現地活動ができる職員の活動要領の平準化に課題があります。また、被災する想定をした受援体制の強化徹底が必要です。</p>
--

★ 取組の方針

<p>長期に及ぶ緊急消防援助隊出動要請に備え、被災地活動ができる職員の育成が必要です。</p> <p>派遣登録車両が配置されている所属職員が他署機関員へ操作講習、訓練等を実施し、被災地で現場活動ができる職員を養成します。さらに、愛知県大隊の指揮隊を担う消防本部へ職員の派遣を依頼し、研修や合同訓練を計画し連携強化に努めます。</p> <p>また、受援体制強化のため集結場所や野営場所の確保、整備が必要です。</p>
---

★ 成果指標

成果指標 (目標値)	指標名：緊急消防援助隊派遣職員の養成			
	策定時	現在	中間（5年経過）	将来（10年経過）
	0人	31人	25人以上	50人以上



★ 取組の方向性

緊急消防援助隊派遣が可能な職員を養成します。  
 以上から、下表のとおり2本の取組の柱を掲げ事業を実施します。

取組の柱	施策（重点取組に係る実施事業）
緊急消防援助隊応援体制の強化	(1)事業名 緊急消防援助隊派遣職員の育成 説明 訓練や研修の実施により緊急消防援助隊派遣に必要なスキルを身に付けさせる。 (2)事業名 大規模災害対応の資機材強化 説明 バッテリー型の救助資機材や個人装備等を計画的に整備する。
緊急消防援助隊受援体制の強化	(1)事業名 集結場所、野営場所の確保 説明 構成市町、関係施設と協定を締結し、住民避難場所と区別する。 (2)事業名 受援訓練の実施 説明 集結・野営場所の設置等の受援活動を行う受援支援部隊を創設し実災害想定訓練を実施する。

★ 取組指標

指標名	策定時	現在	中間 (5年経過)	将来 (10年経過)
緊急消防援助隊応援訓練・研修の開催	0回	1回	1回以上/年	2回以上/年
大規模災害対応資機材の整備	0%	100%	100%	100%

#### 第4章 これからの計画の展開と重点取組事項

##### ★ 重点取組事項

基本方針1 住民サービスの更なる向上
重点取組事項 1-4 大規模災害への対応力強化
取組 震災対応活動の向上

##### ★ 現状と課題

<p>(現状)</p> <p>現在、総務省から無償貸与を受けている重機及び重機搬送車は、緊急消防援助隊震災対応特殊車両小隊に登録されており、出動要請に基づき、所定の隊員とともに出動します。</p> <p>平成30年度は、緊急消防援助隊愛知県隊として1回出動しています。</p> <p>(課題)</p> <p>緊急消防援助隊愛知県隊土砂・風水害機動支援部隊創設により、緊急消防援助隊としての出動頻度の増加が懸念されます。</p> <p>現在、重機運用マニュアル（指標）がないため、隊員間において、操作練度に統一性がなく、操作のうえで安全管理に懸念があります。</p> <p>また、重機取扱訓練のための資機材（コンクリートブロック等）が必要です。</p>
---

##### ★ 取組の方針

<p>重機運用マニュアルを作成し、練度、安全管理を標準化します。</p> <p>重機年間出動隊員計画（3名：10組を指定）を策定し、定期的に小隊訓練を行い、小隊活動能力を向上させます。</p> <p>重機訓練施設を整備し、建設業者等から講師を招聘のうえ、定期的に研修を実施します。</p>
--

##### ★ 成果指標

成果指標 (目標値)	指標名：震災対応特殊車両小隊の定期訓練実施率			
	策定時	現在	中間 (5年経過)	将来 (10年経過)
	0%	30%	80%	100%

★ 取組の方向性

重機運用技術の向上及び緊急消防援助隊出場に迅速対応するため3名10組を指定し、マニュアル・訓練計画のもと訓練を実施して、重機運用技術の標準化を図ります。また、専用訓練場を整備し技術向上を図ります。

以上から、下表のとおり2本の取組の柱を掲げ事業を実施します。

取組の柱	施策（重点取組に係る実施事業）
重機運用技術の向上	(1)事業名 重機運用マニュアルの策定 説明 重機運用マニュアルを策定し、技術・安全管理の標準化を図る。 (2)事業名 年間訓練計画の策定 説明 実動訓練計画を策定し、OJTによる技術の向上を図る。 (3)事業名 オペレーター研修 説明 建設業者等の招聘講師による技術支援を受けて技術の向上を図る。
訓練施設の整備	(1)事業名 機能別訓練施設の整備 説明 コンクリートブロック等で訓練施設を整備する。 (2)事業名 建設業者と共同で施設を整備 説明 管内業者から資材を調達するとともに、共同で重機機能別訓練施設を整備する。

★ 取組指標

指標名	策定時	現在	中間(5年経過)	将来(10年経過)
重機運用マニュアルの策定	未策定	策定	運用・検証	改訂・更新
年間訓練計画の策定	未策定	策定	運用・検証	改訂・更新
重機機能別訓練施設の整備	0%	30%	50%以上	100%
重機オペレーター研修の実施	0回	0回	1回以上	1回以上

第4章 これからの計画の展開と重点取組事項

★ 重点取組事項

基本方針1 住民サービスの更なる向上
重点取組事項 1-4 大規模災害への対応力強化
取組 災害対応体制の強化（情報伝達）

★ 現状と課題

<p>（現状）</p> <p>近い将来、東海地震や南海トラフ地震の発生が危惧されており、また、近年は全国各地で異常気象等による想定外の災害が多発しています。</p> <p>大規模災害の情報源は、119番通報、構成市町からの連絡、警戒巡視などであり、被災状況の情報を基に、消防及び構成市町の災害対策本部が対応判断しています。構成市町との連絡手段は、主に専用線及びデジタル無線やFAXです。</p> <p>（課題）</p> <p>119番通報が輻輳した場合の対応が求められます。</p> <p>報告（口頭）内容の正確性とリアルタイムでの災害情報把握が必要で、構成市町災害対策本部との情報共有が必須となりますが、災害時には情報伝達の不備等による不応需が課題となります。</p>
---

★ 取組の方針

<p>指令補助員の計画的増員を検討し、指令業務が継続可能となる様に指令管制可能者を育成するとともに、119番通報輻輳時の情報処理体制構築を確立します。また、データ通信網を整備し、迅速な情報収集と伝達手段の確立を図り、構成市町との更なる連携強化を含め検討します。</p>
--

★ 成果指標

成果指標 (目標値)	指標名：大規模災害に備えた情報共有化整備事業の実施率			
	策定時	現在	中間 (5年経過)	将来 (10年経過)
	30%	30%	50%以上	80%以上

★ 取組の方向性

大規模災害時、災害規模と被害状況の把握が最重要課題となり、同時多発災害への対応など、早期に情報を収集・集約・分析し、限られた消防力を効果的に活用することが重要となります。

多様な情報通信手段を整備することでタイムラグのない迅速な情報収集が可能となります。

以上から、下表のとおり2本の取組の柱を掲げ事業を実施します。

取組の柱	施策（重点取組に係る実施事業）
災害対応体制の確立	(1)事業名 災害対策本部との連携強化 説明 覚知から活動内容までの情報を一元化する。 (2)事業名 指令補助員の増員 説明 指令業務に精通した指令員を計画的に育成する。
情報管理体制の確立	(1)事業名 伝送路の確保 説明 各車両にパケット通信等のデータ通信網の整備に向けた調査研究を行う。 (2)事業名 多様な情報通信手段の確保 説明 現有の衛星電話に代わる IP 無線の整備に向けた研究を行う。

★ 取組指標

指標名	策定時	現在	中間 (5年経過)	将来 (10年経過)
状況把握や報告の時間短縮	10%	10%	50%以上	80%以上
指令補助員の育成研修	—	52%	60%	100%
伝送路の確保	調査	研究	研究	整備
IP無線機の研究	調査	研究	研究	整備

第4章 これからの計画の展開と重点取組事項

★ 重点取組事項

基本方針 1 住民サービスの更なる向上
重点取組事項 1 - 4 大規模災害への対応力強化
取組 災害対応体制の強化（構成市町連携）

★ 現状と課題

<p>(現状)</p> <p>平成30年8月に制定された消防災害対策本部初動対応マニュアルに基づき、各署の情報管理部隊が、各市町の災害対策本部へ出動し、各市町と消防本部の災害対策本部との連絡調整任務を執っており、その手段は消防本部所有の携帯電話で行っています。また、災害時の必要な情報が整理されていないことから、情報が錯綜し集約できていないのが現状です。</p> <p>(課題)</p> <p>構成市町との調整連絡にあたり、電話線の切断や回線混雑に伴う通信障害に備え、災害時用の連絡手段を整える必要があります。また、指令課と災害対策本部（尾三消防本部）と災害対策本部（構成市町）間での必要な情報の整理がなされていません。大規模災害時、相互で共有すべき情報をマニュアル化しておく必要があります。</p>
--

★ 取組の方針

<p>構成市町との通信機器を確保及び強化（市町災害対策本部へ持ち運ぶ無線機を配備）し、定期的な通信訓練を実施します。また、構成市町と尾三消防本部の双方で共有すべき情報と伝達方法（画像伝送システム等）、保有資機材、必要資機材の使用方法等をマニュアル化し体制を整えます。</p>
---

★ 成果指標

成果指標 (目標値)	指標名：災害対応用通信機器の整備			
	策定時	現在	中間 (5年経過)	将来 (10年経過)
	0%	70%	導入率50%以上	導入率100%

★ 取組の方向性

災害時における各構成市町との連携を強化します。  
 以上から、下表のとおり取組の柱を掲げ事業を実施します。

取組の柱	施策（重点取組に係る実施事業）
災害時における各構成市町との連携強化	(1)事業名 通信訓練の実施 説 明 定期的な訓練の実施により災害時の連携を強化する。 (2)事業名 大規模災害マニュアルの作成 説 明 構成市町と共有する情報と必要資機材の使用方法をマニュアル化する。 (3)事業名 通信機器の整備 説 明 災害時に持ち運びのできる無線機や画像伝送システム等を導入する。

★ 取組指標

指標名	策定時	現在	中間 (5年経過)	将来 (10年経過)
通信訓練の実施	—	2回以上	5回以上	10回以上
大規模災害マニュアル (情報系)の作成	未策定	策定済み	運用・検証	改訂・更新
通信機器の整備	—	70%	100%	100%

#### 第4章 これからの計画の展開と重点取組事項

##### ★ 重点取組事項

基本方針2 消防を支える組織体制の強化
重点取組事項 2-1 施設・設備の充実強化と効率化
取組 車両更新計画の策定

##### ★ 現状と課題

<p>(現状)</p> <p>消防の広域化に伴い、広域前に各本部（豊明市消防本部及び長久手市消防本部）が保有する緊急車両の保有状況、更新時期及び今後の車両の運用計画を踏まえた車両整備計画を策定し、計画に基づき更新しています。</p> <p>なお、広域前の各本部では、それぞれ独自の仕様で車両を更新しているため、一部車両性能が異なるなど、所属間の統一が図られていません。</p> <p>使用頻度の高い車両は経年劣化による故障が多く、修理費が高額になっていること及び広域化による消防車両の重複などで、維持管理に係る費用が発生しています。</p> <p>(課題)</p> <p>一次出動車両のタンク車や救助工作車は、出動機会の少ない消防車両と比べると、経年劣化による故障が多くみられ、更新期間を短縮する等により適正な維持管理を行う必要があります。</p>
--

##### ★ 取組の方針

<p>大型車両の基本更新を20年とし、走行距離や使用頻度の高いタンク車、救助工作車の更新を18年に変更、普通車は15年から16年に延長することで各車両を適正な状態に保ち、一次出動車両の正常な出動態勢を維持します。また、現有する消防車両を精査し、必要車両のみの更新を実施するなど、保有車両の適正化を実施して、車両購入費及び維持管理費の削減を図ります。</p>
--

##### ★ 成果指標

成果指標 (目標値)	指標名：車両購入費及び維持管理費の削減			
	策定時	現在	中間（5年経過）	将来（10年経過）
	基準値	削減率2%	削減率5%以上	削減率8%以上



★ 取組の方向性

消防車両の適正な維持管理を実施します。  
 以上から、下表のとおり3本の取組の柱を掲げ事業を実施します。

取組の柱	施策（重点取組に係る実施事業）
更新年度の見直し	(1)事業名 タンク車・救助工作車の更新見直し 説 明 出動機会の多い一次出動タンク車及び救助工作車の更新を20年から18年へ変更する。 (2)事業名 普通車の更新見直し 説 明 災害出動機会が少なく維持管理が長期間可能な普通車は15年から16年へ変更する。
消防車両の維持管理費削減	事業名 重複車両の効率化 説 明 現有する消防車両の精査で、適正な予算執行を目指す。
車両性能の統一化・効率化	事業名 一次出動車両の性能統一化 説 明 各署に配備されている一次出動車両を統一化し維持管理をしやすくする。

★ 取組指標

指標名	策定時	現在	中間 (5年経過)	将来 (10年経過)
更新年度の見直し	検討	60%	100%	100%
出動車両の性能統一化	検討	30%	50%	100%

★ 重点取組事項

基本方針2 消防を支える組織体制の強化
重点取組事項 2-1 施設・設備の充実強化と効率化
取組 車両装備・資機材の研究（車両更新・研究）

★ 現状と課題

<p>(現状)</p> <p>広域化後、各所属に配置する消防車両の性能を統一する目的で、全車両が大型車両となっており、また、積載する資機材についても、都市型救助資機材を始め各種統一を図っています。</p> <p>しかし、それぞれの市町で消防水利の不足及び道路の狭隘など活動障害となる地域が多く存在している状況を踏まえると、緊急車両の配置及び積載資機材について、全てが地域の実情に即したものではないのが現状です。</p> <p>(課題)</p> <p>車両規格を平準化することにより性能を統一することはできますが、道路狭隘など地域特性に対応できない配置では、住民サービスの低下はもとより、車両の更新、維持管理に係る費用の増加に繋がります。</p> <p>地域特性の調査、分析結果に基づく消防活動の実施と車両更新計画の見直しによる経費削減が課題です。</p>
---

★ 取組の方針

<p>管内の地域特性の調査・分析の実施により、より効率的な消防活動の実施に向けた車両配置の検討を実施します。その結果に基づき有効な活動のための戦術及び積載資機材の研究を図ります。</p> <p>また、配置検討に伴う車両更新計画の見直しを実施します。</p>
--

★ 成果指標

成果指標 (目標値)	指標名：現場到着時間の短縮（平均到着時間）			
	策定時	現在	中間（5年経過）	将来（10年経過）
	6分33秒	-0.1分	0.5分以上	1分以上

★ 取組の方向性

災害発生場所に合わせて消防車両を選別し、現場直近到着率を向上します。  
以上から、下表のとおり3本の取組の柱を掲げ事業を実施します。

取組の柱	施策（重点取組に係る実施事業）
消防車両の小型化に関する研究	事業名 消防車両及び装備研究事業 説明 消防業務担当者を中心とした先進地視察を実施する。
地域特性及び水利状況の研究	事業名 直近部署困難地域の抽出 説明 地水利調査を通じて大型消防車両直近困難地域を抽出しデータ化する。
車両更新計画の見直し	事業名 車両更新事業 説明 狹隘地域には、小型化した消防車両を選別して災害出動を行い、現場到着時間及び総合的な活動時間の短縮を図る。

★ 取組指標

指標名	策定時	現在	中間 (5年経過)	将来 (10年経過)
特定地域※の抽出	0%	0%	40%	100%

※特定地域とは、道路狹隘や消防水利が不足する等の地域特性を有する地域

#### 第4章 これからの計画の展開と重点取組事項

##### ★ 重点取組事項

基本方針2 消防を支える組織体制の強化
重点取組事項 2-1 施設・設備の充実強化と効率化
取組 車両装備・資機材の研究（消防装備）

##### ★ 現状と課題

<p>(現状)</p> <p>近年、管内のみならず全国的に専用住宅の高気密化や大規模な倉庫、商業施設等の建築が増加しています。それに伴い火災発生時には、予測できない活動危険が起り、隊員の死傷事故も発生しています。これらの火災は、屋外からの放水だけでは消火できず、屋内進入や火点への直接放水が必要であるため、隊員の受傷リスクが高くなっています。</p> <p>(課題)</p> <p>屋内進入する隊員の受傷リスクを軽減するため、防火装備の性能強化が必要です。</p> <p>また、屋内活動や消火戦術を実施する際のホース破損を防ぐため、高耐圧・耐摩耗ホースの導入が必要です。</p>
---

##### ★ 取組の方針

<p>火災の早期鎮火を目指し、屋内進入による火点消火及び消火戦術の実践をします。それに伴い防火服の防火性能強化及び受傷リスクの高い顔面、首を防護する防火フードの導入を実施します。また、屋内進入時等に携行するホースを高耐圧・耐摩耗ホースにし、破損のリスクを低下させます。</p>
--

##### ★ 成果指標

成果指標 (目標値)	指標名：訓練を含み災害対応活動に伴う公務災害の防止			
	策定時	現在	中間（5年経過）	将来（10年経過）
	3件	1件	0件	0件

★ 取組の方向性

防火装備の強化による火災の早期鎮火を目指します。  
 以上から、下表のとおり取組の柱を掲げ事業を実施します。

取組の柱	施策（重点取組に係る実施事業）
消防装備の充実強化	(1)事業名 防火衣の導入 説 明 防火衣を最新のガイドラインに沿った性能で導入する。  (2)事業名 防火フードの導入 説 明 火災現場における受傷リスクが高い顔面、首を防護する防火フードを導入する。  (3)事業名 高耐圧・耐摩耗ホースの導入 説 明 火災現場で破損リスクが高いホースを、高耐圧・耐摩耗ホースへ変更する。

★ 取組指標

指標名	策定時	現在	中間 (5年経過)	将来 (10年経過)
防火衣の貸与率	0%	100%	100%	100%
防火フードの貸与率	0%	0%	50%以上	100%
高耐圧・耐摩耗ホースの 配備率	0%	0%	10%以上	30%以上

★ 重点取組事項

基本方針2 消防を支える組織体制の強化
重点取組事項 2-1 施設・設備の充実強化と効率化
取組 高機能消防通信指令システムの更新

★ 現状と課題

<p>(現状)</p> <p>災害対応の根幹は、迅速かつ的確な災害通報受付と指令管制業務にあります。これを担う現在の高機能消防通信指令システムは平成25年4月の運用開始以降、24時間365日連続稼働しています。</p> <p>現システムは、定期的な保守点検等を行い、常に最適な状態に維持管理しており、年間2万件超の119番通報等の緊急通報に対応しています。</p> <p>令和元年度に、指令システムの部分更新事業を実施しました。</p> <p>(課題)</p> <p>現システムの年数経過及び脆弱性、また、無線不感地帯の改善などに対応するため、新たなICT技術を導入するなど、次期システム構築に向けた検討、整備に向けた調査研究が急務です。</p> <p>併せて、既存システムの構成及び機能を熟知した職員（システム担当）の確保が必要です。また、付属施設である仮眠室の整備や次期高機能指令システムの整備及び保守費の平準化の検討が必要です。</p>
---

★ 取組の方針

<p>より安定的な稼働を確保するため、令和6年度（2024年度）までに、大規模部分更新の計画を策定するとともに、ICT技術を活用した情報共有、コミュニケーション強化に係る整備等を研究していきます。また、デジタル無線基地局の分散による無線不感地帯の解消を研究していきます。</p> <p>次期システムの導入にあたり、指令システム全体の構築に向けた設計、施工及び保守管理については、リース契約を含めた費用の平準化を検討します。</p>
---

★ 成果指標

成果指標 (目標値)	指標名：指令システムの整備等の進捗状況			
	策定時	現在	中間 (5年経過)	将来 (10年経過)
	現指令 システム稼働	現指令 システム稼働	大規模部分 更新準備	次期指令システム 全更新準備

★ 取組の方向性

指令システムの構築は専門性が高く、外部の業者による設計監修業務委託や施工管理委託が不可欠であります。併せて、システムのハード面ソフト面双方の更なる充実強化を図ります。

以上から、下表のとおり3本の取組の柱を掲げ事業を実施します。

取組の柱	施策（重点取組に係る実施事業）
指令システム整備	(1)事業名 指令システム設計監修委託及び施工管理委託 説明 設計監修委託及び施工管理委託を図る。 (2)事業名 指令システム更新事業 説明 指令システムの全更新（リース検討）、指令システムの部分更新（補助金検討）、愛知県下指令事務統合の研究を進める。 (3)事業名 ICT技術の活用 説明 ICT技術を用いた情報共有を進める。
デジタル無線整備	(1)事業名 デジタル無線更新事業 説明 令和8年度以降、無線機の計画的な整備を図る。 (2)事業名 基地局分散化 説明 基地局の分散化による無線不感地帯の改善を図る。
支援システム整備	事業名 支援システム連携 説明 部分更新により現行のOA連携を継続し活用できるようにする。

★ 取組指標

指標名	策定時	現在	中間 (5年経過)	将来 (10年経過)
指令システム部分更新仕様書の作成	—	未作成	100%	
設計監修業務委託仕様書の作成	—	未作成	100%	
施工管理委託仕様書の作成	—	未作成	100%	
導入するICT技術（映像中継システム・LIVE119映像通報システムの導入）の検討	検討	検討	検討	検討完了
基地局分散による不感地帯の解消	—	検討前	検討中	検討終了

★ 重点取組事項

基本方針2 消防を支える組織体制の強化
重点取組事項 2-2 人材育成の推進
取組 職員研修の推進

★ 現状と課題

<p>(現状)</p> <p>消防広域化により、愛知県下7番目の組織規模として多様な災害に対応できるオールマイティな職員や一方で専門性の高い職員も育成していく必要があります。どちらの職員の特性に対しても専門性を高める研修は必要であることから、愛知県消防学校及び消防大学校へ派遣しています。</p> <p>更には、救急救命士養成所、大都市受託研修、視察研修、緊急自動車運転研修、業務に必要な資格取得のための研修への派遣のほか、公務員としての資質向上のための市町村振興協会研修の派遣を実施しています。</p> <p>(課題)</p> <p>大量退職時代を迎えるにあたり、知識・技術の伝承が大きな課題です。また、定年年齢が65歳まで延長される中、職員の平均年齢層にも変化が生じ、高齢職員に的を絞った業務研修の検討も必要です。</p> <p>専門性の高い職員を育成するためには、ジョブローテーションの間隔を長くする必要があります。また、消防学校及び消防大学校は、その年度によって入校・受講枠がないこともあるので、研修計画をその都度見直すことが必要です。</p>
--

★ 取組の方針

<p>専門性の高い部署（指揮隊・調査係・救助隊・予防課）は着任者を含み所属職員が初心者ばかりにならないようにジョブローテーションを考慮して人事異動を行うとともに、職員自らの向上心を積極的にサポートし、組織内で講師になれる人材育成を行います。</p> <p>人事配置目標</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・指揮隊員は、全員が消防学校指揮隊科修了者であること</li><li>・調査係員は、全員が消防学校火災調査科修了者で、そのうち消防大学校火災調査科修了者を1名以上配置</li><li>・署救助隊員は、各係に消防学校救助科修了者を配置</li><li>・特別消防隊消防救助係は、全員が消防学校救助科修了者で、そのうち消防大学校救助科修了者を各係に配置</li><li>・予防課は、各署に消防学校予防査察科修了者を配置</li></ul> <p>以上を目標とし、人材育成を行っていきます。</p>
---



★ 成果指標

成果指標 (目標値)	指標名： 年間研修受講者数 (消防学校、消防大学校、市町村振興協会)			
	策定時	現在	中間 (5年経過)	将来 (10年経過)
	81名	75名	85名以上	90名以上

★ 取組の方向性

消火困難な高気密一般住宅の増加、高層化するマンション火災、多様化する災害、異常気象による風水害、危惧されている南海トラフ巨大地震等、現有する消防力では対応が困難な災害にも対応できる消防組織を構築するために、各種分野で専門性を持った職員の育成を行います。

以上から、下表のとおり3本の取組の柱を掲げ事業を実施します。

取組の柱	施策 (重点取組に係る実施事業)
消防人としての職務遂行上必要な知識・技術の習得	(1)事業名 消防学校研修 説明 消防学校での専門的知識・技術の習得を図る。 (2)事業名 消防大学校研修 説明 消防大学校での専門的知識・技術の習得を図る。 (3)事業名 専門性を高める研修 説明 緊急自動車運転、都市型救助等、学校では習得することのできない専門性の高い研修での知識・技術の習得を図る。
消防人としての広い視野・識見の習得	(1)事業名 受託研修 説明 大都市消防本部等における研修を実施する。 (2)事業名 視察研修 説明 先進的な消防本部、施設等における研修を実施する。
これからの時代を担う人材の育成	(1)事業名 市町村振興協会研修 説明 時代の要求するスキル・知識の習得を図る。 (2)事業名 職員研修 説明 自らを律し、高める意識を持つ職員を育成する。

★ 取組指標

指標名	策定時	現在	中間 (5年経過)	将来 (10年経過)
愛知県消防学校専科修了者	57%	54%	60%以上	65%以上
消防大学校修了者	14%	15%	17%以上	20%以上

#### 第4章 これからの計画の展開と重点取組事項

##### ★ 重点取組事項

基本方針2 消防を支える組織体制の強化
重点取組事項 2-2 人材育成の推進
取組 業務専門研修の推進（火災原因調査）

##### ★ 現状と課題

<p>(現状)</p> <p>建物構造等が耐火・防火へと変貌していることもあり、全国的には火災件数は減少傾向にあります。一方でアスクルの倉庫火災、糸魚川大火など、経験したことがない火災も発生し、火災形態が複雑多様化していることから、高度な専門的知識が求められています。</p> <p>火災原因調査について、鑑識を要する火災は、内製での鑑識等を積極的に実施しています。</p> <p>(課題)</p> <p>火災原因の認定にあたり、正確な原因を究明できる知識・能力を持った「主任調査員」の育成が必要です。</p> <p>また、複雑多様化する火災形態に対し、内製で鑑識を実施できる組織力が重要なため、資器材の計画的な整備が必要です。</p>
--

##### ★ 取組の方針

<p>「主任調査員」を確立し、調査体制の充実化を図るとともに、高い知識、技術を持つ職員を育成します。また、調査員のうち、スペシャリストを育成するために、消防大学校火災調査科へ計画的に入校させ、さらに、他県受託研修を進めていきます。また、主任調査員に選任できるだけの資質を持った調査員を教育するために、主任調査員による継続的な指導を実施し、一定レベル以上の体制を維持します。</p> <p>計画的に火災原因調査資器材を整備し、自隊における鑑識、再現実験を遂行します。</p>
--

##### ★ 成果指標

成果指標 (目標値)	指標名：火災で出火原因を「不明」とする割合の減少			
	策定時	現在	中間（5年経過）	将来（10年経過）
	8%	9%	7%以下	6%以下

★ 取組の方向性

「火災原因調査体制充実方策検討会報告書」において提言された、職員 100 名程度に 1 名の配置が望ましい「主任調査員」を確立し、火災原因調査体制の強化、充実化を図ります。主任調査員を中心に火災原因調査を遂行することで、広い視野で実況見分等を行えるだけでなく、組織全体としての調査技術の底上げに繋がります。

一方で、主任調査員（一定基準を満たした資格的な職）を目標とする職員が増え、火災原因調査業務への関心を深めます。

以上から、下表のとおり 2 本の取組の柱を掲げ事業を実施します。

取組の柱	施策（重点取組に係る実施事業）
調査技術の高度化の推進	<p>事業名 主任調査員確立に向けた各種研修派遣及び教育の実施</p> <p>説明 主任調査員の定義を定め、必要な研修を修了し、主任調査員による教育を継続的に実施する。</p>
調査員の育成強化の推進	<p>(1)事業名 先進消防本部における受託研修への派遣 説明 受託研修をとおり、調査技術、知識を高める。</p> <p>(2)事業名 消防大学校等研修機関への派遣 説明 消防大学校火災調査科へ入校させ、計画的に人材育成する。</p> <p>(3)事業名 所属内火災調査研修会（定期開催）の実施 説明 所属内研修を実施し、調査員以外の職員への教育を進める。</p>

★ 取組指標

指標名	策定時	現在	中間 (5年経過)	将来 (10年経過)
主任調査員の充足数	0名	3名	3名以上	4名以上
内製による再現実験・鑑識の実施率	—	96.3%	80%以上	100%
火災調査研修会の実施回数	0回	1回	1回以上	2回以上

#### 第4章 これからの計画の展開と重点取組事項

##### ★ 重点取組事項

基本方針2 消防を支える組織体制の強化
重点取組事項 2-2 人材育成の推進
取組 業務専門研修の推進（指令員育成）

##### ★ 現状と課題

<p>(現状)</p> <p>管内人口の増加や高齢化、あるいは大規模商業施設や大型イベント等による流入人口の増加及び通報手段の多様化等の要因から、119番通報件数は年々増加しています。</p> <p>更に、自然及び社会環境の変化により、昨今の災害は複雑多様化しています。これら災害応需を始めとした多岐に渡る指令業務を遂行するための知識の研鑽と次世代を担う通信指令員の育成が急務です。</p> <p>(課題)</p> <p>緊急度・重症度の判断能力に経験値と救急資格による知識に差異が生じているため、通報者やバイスタンダーへの口頭指導技術の標準化を図るとともに、通信指令業務を総括する人材の育成が必要です。</p> <p>更に、NET119、FAX119等の特殊通報及び外国人への対応が必要であり、また指令システムに特化した職員の養成や119番応需でのスキルの向上が必要です。</p>
---

##### ★ 取組の方針

<p>年齢若しくは職責による職員の適正配置（現場経験者）と様々な119番要請に応需するための人材育成を進め、そのための若手職員の指令課研修制度を導入します。</p> <p>また、指令員の緊急度・重症度判定及び口頭指導の質を担保するための効果的な検証体制を構築するとともに、専門性の高い指令システムやそれに付随する特殊通報（外国語通訳システムやNET119、FAX119など）の維持管理・更新に係る担当職員を育成します。</p>
---

##### ★ 成果指標

成果指標 (目標値)	指標名：通信マニュアルの整備			
	策定時	現在	中間（5年経過）	将来（10年経過）
	未策定	策定済み	運用・検証	改訂・更新

★ 取組の方向性

多様化する災害への対応と高度化する消防の活動を全うすべく、指令員の能力向上と計画的に次世代を担う指令システムの維持管理に特化した職員の育成・教育を行います。専門性の高い指令システム全般を維持管理・構築する職員の育成に努めます。

以上から、下表のとおり取組の柱を掲げ事業を実施します。

取組の柱	施策（重点取組に係る実施事業）
指令業務の高度化	(1)事業名 通信マニュアルの整備 説 明 ガイドライン、マニュアルを整備する。 (2)事業名 通信指令員の養成 説 明 計画的な次世代の指令システムの維持管理に特化した職員の養成を図る。 (3)事業名 通信指令員の研修・教育の充実 説 明 各種研修、講習、シンポジウムに参加する。 (4)事業名 口頭指導技術の向上 説 明 バイスタンダーの応急手当が確実に実施されるような口頭指導技術の習得を図る。

★ 取組指標

指標名	策定時	現在	中間 (5年経過)	将来 (10年経過)
指令員育成（システム担当）	延べ人数 0人	延べ人数 3人	延べ人数 5人	延べ人数 10人
指令員の教育制度	未策定	策定済み	運用・検証・改訂	
バイスタンダー応急手当実施率	59%	61%	65%	70%

#### 第4章 これからの計画の展開と重点取組事項

##### ★ 重点取組事項

基本方針2 消防を支える組織体制の強化
重点取組事項 2-2 人材育成の推進
取組 予防業務の高度化

##### ★ 現状と課題

<p>(現状)</p> <p>火災形態が複雑多様化してきていることから、防火対象物等への法的な規制は毎年のように改正されており、予防課職員には予防業務に関する基礎的な知識、技術はもとより、申請等に係る審査、検査及び査察業務等を迅速かつ正確に処理することができる高度で専門的な知識が必要です。</p> <p>(課題)</p> <p>質の高い予防事務を処理するために、予防課に配置される職員には高度で専門的な知識とともに、各消防署の配置職員数の均一化が必要です。</p> <p>このため、尾三消防本部予防技術資格者認定要綱を制定し、予防技術資格者の認定制度を設けていますが、認定までには最低4年以上継続して予防業務に従事させる必要があります。</p> <p>この間、更に知識・技術の伝承を考慮した研修の実施、及び各種講習会等への参加も実務的に必要です。</p>
--

##### ★ 取組の方針

<p>予防課へ新たに配属された職員には、研修や講習会に参加させるなどして、専門知識、技術を有する予防課職員の育成を推進します。</p> <p>また、予防技術検定に毎年度継続的に複数の職員を合格させて、予防技術資格者の認定を推進します。</p> <p>更に警防課職員が査察等を円滑に実施できるよう人材育成を推進していきます。</p>
---

##### ★ 成果指標

成果指標 (目標値)	指標名：予防技術検定合格者の配置率			
	策定時	現在	中間 (5年経過)	将来 (10年経過)
	38%	53%	56%以上	60%以上

★ 取組の方向性

教育体制の構築と実務年数を踏まえた組織配置に取り組みます。  
以上から、下表のとおり2本の取組の柱を掲げ事業を実施します。

取組の柱	施策（重点取組に係る実施事業）
予防課職員の知識、技術の向上	(1)事業名 新人育成 説明 在課2年目までの職員を対象として研修を行い、一人前の予防業務ができる人材に育成する。  (2)事業名 プロフェッショナル育成 説明 研修等を通じて、プロフェッショナルな人材に育成する。  (3)事業名 プロフェッショナル輩出 説明 予防技術検定合格、各種研修等を積んでプロフェッショナルを輩出する。
警防課職員の知識、技術の向上	(1)事業名 基礎研修 説明 消防職員として知っておかなければならない知識、技術についての研修を実施する。  (2)事業名 警防査察研修 説明 警防査察に必要な知識、技術についての研修を実施する。

★ 取組指標

指標名	策定時	現在	中間 (5年経過)	将来 (10年経過)
予防課職員に対する各種研修の実施	0回	3回/年	3回以上/年	6回以上/年
警防課職員に対する各種研修の実施	0回	13回/年	2回以上/年	2回以上/年

★ 重点取組事項

基本方針 2 消防を支える組織体制の強化
重点取組事項 2 - 3 関係機関との連携強化
取組 関係機関との連携

★ 現状と課題

<p>(現状)</p> <p>平成30年度の消防広域化を機に、構成市町の首長で構成する「構成市町協議会」が新たに設置され、消防力整備計画、職員定数、人事及び大規模予算等の組合運営の根幹に係る重要事項の協議、調整が行われています。</p> <p>従来から、組合と構成市町は、各市町消防団等の消防関係機関とともに、管内消防機関相互の連絡調整や災害時の消防活動、並びに消防思想の普及啓発を図るなど、消防事務に係る連携体制の構築を推進してきました。</p> <p>更に、現在は救急等活動を遂行するうえで必要な情報については、構成市町の福祉部局と高齢者に関する情報を、教育委員会などと児童・生徒に関する情報を、適時共有できるよう努めています。</p> <p>(課題)</p> <p>大規模災害発生時など、常備消防の消防力を上回る災害の発生時には、構成市町の消防団等と迅速な協力体制をとり連携した活動が必要です。</p> <p>今後の消防需要の高まりから消防と市町の連携の在り方を検討し、消防・防災関係はもとより、福祉、教育等の分野を含め、更なる連携協力体制の構築が必要であると考えられます。</p>
--

★ 取組の方針

<p>構成市町と消防救急業務に関連する情報共有の在り方について検討するための協議の場を設けていきます。</p>
---

★ 成果指標

成果指標 (目標値)	指標名：構成市町との協議の場			
	策定時	現在	中間 (5年経過)	将来 (10年経過)
	年3回程度	年3回程度	年3回以上	年3回以上



★ 取組の方向性

構成市町協議会による関係協議・検討を進めるため、協議事項を整理のうえ、関係協議を開始します。  
 以上から、下表のとおり2本の取組の柱を掲げ事業を実施します。

取組の柱	施策（重点取組に係る実施事業）
構成市町協議会での 検討協議	事業名 構成市町協議会部課長会での協議 説明 消防防災事務に係る協議調整を図る。
更なる連携協力に係る 協議	事業名 構成市町協議会部課長会での協議 説明 福祉・教育等分野における協議調整を図る。

★ 取組指標

指標名	策定時	現在	中間 (5年経過)	将来 (10年経過)
構成市町協議会での 関係協議・検討	年3回程度	年3回程度	年3回以上	

★ 重点取組事項

基本方針3 組合運営を支える組織マネジメント
重点取組事項 3-1 将来を見据えた消防体制の検討
取組 持続可能な組織体制の構築（定員適正化）

★ 現状と課題

<p>(現状)</p> <p>消防広域化協議時に策定された基本構想と広域化後の事務処理状況から、中期計画までの期間は職員数「332人」を基本とすることとされており、消防需要に対応する中で効率的な人員体制を定めていきます。</p> <p>(課題)</p> <p>管内職員数332名での組織運営のため、人材育成のためのジョブローテーションを可能な範囲で行い、人材育成に努めていますが、指揮隊の不足、救助隊の水槽車兼務、消防署間で消防隊への配置人員数に差が生じています。救急救命士の資格取得を始め、消防学校への入校等専門性を高める各種研修、働き方改革や育児休業の取得の推進、年次休暇等が重なった場合等は、当務員の欠員により、適正数での部隊運用ができない状況も瞬間的に発生しています。</p> <p>さらに、定年年齢が65歳まで引き上げられ、一般行政事務とは違い、マンパワーで支えられている消防業務の特殊性を考慮する必要があります。若手職員と高齢職員の身体的能力の差等を認識し、強度の身体的負担を強いることがない配置先を検討する必要があるとともに、消防力の維持向上を図る必要があります。</p> <p>また、予防課・総務課配属職員の災害対応要員への配置換えは、それが一時的であっても予防、総務事務の停滞、時間外の増加などに影響を与えています。</p>
---

★ 取組の方針

計画中期までの間は、消防事務の処理状況の評価が指標となりますが、内部調整により消防力の維持・向上に努め、現在の職員配置、職員数を基本とします。

消防需要の増加が見込まれる計画中期以降については、災害対応事務及び災害予防事務等の処理状況の検証・評価結果はもとより、将来需要予測に基づく体制の在り方と定年延長職員の配置の検討を含め、現在の332名と再任用職員で行っている消防サービスの質・量を維持・向上するために必要な職員配置を検討して、必要な人員を確保していきます。

★ 成果指標

成果指標 (目標値)	指標名：定員適正化計画の策定			
	策定時	現在	中間 (5年経過)	将来 (10年経過)
	策定なし	前期策定済	後期策定	次期策定計画の準備

★ 取組の方向性

定員適正化計画（年度別の職員数の目標値、増減値等の設定）を作成します。計画は、前期、後期に分け作成します。

以上から、下表のとおり取組の柱を掲げ事業を実施します。

取組の柱	施策（重点取組に係る実施事業）
定員適正化計画の作成	事業名 定員適正化計画の作成 説明 年度別の職員数の目標値、増減値等を設定する。

★ 取組指標

指標名	策定時	現在	中間 (5年経過)	将来 (10年経過)
定員適正化計画（前期）	策定なし	策定済	検証終了	
定員適正化計画（後期）	策定なし	策定中	策定	検証終了

★ 重点取組事項

基本方針 3 組合運営を支える組織マネジメント
重点取組事項 3-1 将来を見据えた消防体制の検討
取組 持続可能な組織体制の構築（組織体制）

★ 現状と課題

<p>(現状)</p> <p>平成30年度の消防広域化により、組合に消防本部と並立した組織として「組合事務局」を設置しました。事務局には総務課を置き、人事、庶務、財務及び企画広報事務を所管しています。</p> <p>消防本部は、1本部、5消防署、3出張所とし、消防本部に消防課、予防課、指令課及び特別消防隊を置き、日進消防署、みよし消防署及び豊明消防署に警防課、予防課及び出張所を、東郷消防署及び長久手消防署に、警防課及び予防課を配置し、各種災害対応事務及び災害予防事務を処理しています。</p> <p>(課題)</p> <p>消防本部の現体制は、災害対応事務及び災害予防事務の処理において、現在の消防需要に対して、質・量ともに一定の消防サービス水準を維持していますが、指揮隊の不足、救助隊の水槽車兼務、消防署間における消防隊への配置人員数に差が発生している現状とともに、管内情勢の変化等により消防需要が増加する場合は、部隊の増隊を含む再編や、部隊の運用見直しはもとより、必要な要員の確保を検討しなければなりません。</p> <p>一方で事務局総務課は、構成市町からの派遣職員と消防本部からの派遣職員で事務の執行をしていますが、所掌事務の処理量に対し、恒常的に時間外勤務が発生してしまうなど、人員不足の状況にあります。所掌事務の見直しを含め、組織体制の改編など、強い消防組織の運営体制構築及びガバナンス強化のために、構成市町からの派遣職員の増を含め必要な対策を講じる必要があります。</p>
---

★ 取組の方針

<p>第2章の将来需要予測に併せ、最も効率的かつ効果的な方法で、消防事務に関する行政サービスを維持・向上させていくことができる組織体制の在り方を検討します。</p> <p>また、現在協議が開始されている「県域広域化」については、将来の管内消防需要に対する消防事務の処理方法の一つとして、構成市町とともに協議に参画します。</p>
--

★ 成果指標

成果指標 (目標値)	指標名：フェーズ2への組織体制の評価・在り方検討			
	策定時	現在	中間（5年経過）	将来（10年経過）
	検討開始	検討中	中間検証結果に基づくフェーズ2としての組織体制を検討	フェーズ2での組織体制の評価・今後の在り方を検討

★ 取組の方向性

<p>広域化初年度からの組合運営状況、災害対応事務及び災害予防事務の処理状況から、現組織体制を総合的に評価検証し、課題を抽出のうえ、在るべき組織体制を検討します。</p> <p>事務局については、組合運営等に係る所掌事務の処理状況等をはじめ、構成市町との連携事務を含め検証します。</p> <p>消防本部体制は、本部運営状況はもとより、災害対応事務及び災害予防事務の処理状況について評価指標、将来需要予測等を基に検証のうえ、講ずべき措置等を含め、体制の在り方を検討します。</p> <p>県域広域化協議については、構成市町とともに協議に参画します。</p> <p>以上から、3本の取組の柱を掲げ事業を実施します。</p>
--

取組の柱	施策（重点取組に係る実施事業）
事務局体制の評価	事業名 事務局体制の評価検証 説明 組合運営等に係る所掌事務の処理状況等や構成市町連携事務の処理状況を検証、報告する。
消防本部体制の評価	(1)事業名 消防本部広域体制の評価検証 説明 評価指標等を基に所掌事務処理状況を検証、報告する。 (2)事業名 消防本部将来体制の検討 説明 将来の消防需要予測等を基に在るべき姿を検討、報告する。
県域広域化協議	事業名 県域広域化協議 説明 構成市町を含め協議に参画する。

★ 取組指標

指標名	策定時	現在	中間（5年経過）	将来（10年経過）
事務局体制の評価・検証	0%	0%	50%以上	100%
消防本部体制の評価・検証	検証材料の整理 単年度評価の実施	検証材料の整理 単年度評価の実施	中間検証結果の報告 将来組織体制の検討	将来組織体制の検討結果報告
県域広域化協議	協議に参画			

★ 重点取組事項

基本方針3 組合運営を支える組織マネジメント
重点取組事項 3-1 将来を見据えた消防体制の検討
取組 将来を見据えた部隊配置の検討

★ 現状と課題

(現状)

各種出動部隊の配置については、下表のとおり、消防主力車両である「指揮車」は本部特別消防隊に、「タンク車」、「救急車」は出張所を含む各署所に1隊以上を配置、「救助工作車」や「はしご車」、「化学車」は特別消防隊や特定の消防署に配置しています。

広域化以降は、車両更新等の機会を捉え、可能な限り重複車両の整理、配置換えを進め、スケールメリットを活かした部隊配置に努めています。

消防署所	主要な配置車両							配置人員
	指揮車	タンク車	水槽車	救急車	はしご車	救助工作車	化学車	
特別消防隊	1	1		1		1		36
豊明消防署		2	1	2	1	1	1	50
日進消防署		2	1	2	1			44
みよし消防署		1	1	1	1		1	35
長久手消防署		2	1	2	1	1		50
東郷消防署		2	1	1	(1)			35
豊明消防署 南部出張所		1		1				12
日進消防署 西出張所		1		1				12
みよし消防署 南出張所		1		1				12
計	1	13	5	12	4(1)	3	2	286

※配置車両の括弧内の数値は「高所救助車」を表す。

(R4.4.1 現在)

(課題)

今後の消防需要に対しての部隊配置及び運用は、第2章に記載のとおり今後の管内人口や高齢者人口の増加傾向から消防需要が増すことは明らかであり、各種部隊配置の在り方を検討する必要があります。特に救急需要への対応、指揮体制の強化について、部隊運用と併せ十分な検証と検討が必要と考えられます。

更に、災害態様の変化への対応として、より高度化、専門化した消火・救急・救助部隊等の配置を検討することも必要です。

なお、車両等の配置換えは、大型車両の場合、所定の駐車スペースが必要となるうえ、部隊要員のための執務環境等の整備が不可欠で、庁舎整備・維持事業と一体的に検討されなければなりません。

広域化のメリットとして掲げられる、現場活動要員の増強や業務の高度化・専門化は、広域化により効果が得られたものの、今後も増加が予想される消防需要に対応するためには、更なる消防力強化が求められます。特に指揮体制の強化、タンク隊3名運用、救助隊2隊の水槽隊兼務の解消は、優先して取り組んでいかなければなりません。また、定年延長に伴い、若手職員と60歳以上高齢職員の身体能力の差を認識し、現状消防力の低下を招く事がない様、そして消防需要に応えられるように、部隊配置を検討する必要があります。

★ 取組の方針

現状の部隊配置を評価し、課題の抽出・改善に努めます。  
 部隊配置の検証・評価には、外部専門調査機関等の活用も検討します。  
 将来の消防需要に対応するための部隊配置を検討（部隊整理や方面運用の検討など）し「新たな部隊配置計画」を策定します。

★ 成果指標

成果指標 (目標値)	指標名：部隊配置計画の策定			
	策定時	現在	中間 (5年経過)	将来 (10年経過)
	策定なし	フェーズ2での組織体制に基づく部隊配置を検討		フェーズ2での組織体制の評価・今後の在り方に基づく部隊配置を検討

★ 取組の方向性

災害対応状況を検証のうえ、現状の部隊配置を評価し、課題の抽出・改善に努めます。  
 将来の消防需要に対応するための部隊配置計画を策定します。  
 以上から、下表のとおり2本の取組の柱を掲げ事業を実施します。

取組の柱	施策 (重点取組に係る実施事業)
部隊配置状況の検証・評価	(1)事業名 部隊配置の検証・評価 説明 災害対応状況から部隊配置を検証・評価する。 (2)事業名 外部専門機関を活用した検証・評価 説明 外部専門機関による検証・評価を検討する。
部隊配置計画の策定	事業名 部隊配置計画の策定 説明 将来の消防需要に併せた新たな部隊配置計画を策定する。

★ 取組指標

指標名	策定時	現在	中間 (5年経過)	将来 (10年経過)
部隊配置の検証・評価	0%	0%	100% (中間時点で完了)	
外部専門機関を活用した検証・評価	0%	0%	100% (中間時点で完了)	
部隊配置計画の策定	0%	0%	100% (策定・運用開始)	

★ 重点取組事項

基本方針3 組合運営を支える組織マネジメント
重点取組事項 3-1 将来を見据えた消防体制の検討
取組 将来を見据えた部隊運用の検討

★ 現状と課題

(現状)

災害対応における各種部隊運用は、警防規程や消防、救急等各業務規程に基づき行っていますが、第2章に記載のとおり、車両毎の当番人員による第1出動に関しては、現在の署所数、消防車両数は概ね妥当と考えられます。

特に災害対応事務における消防主力車両について、管内各地域への平均走行時間や現場到着時間を指標として評価すると、下記のとおりです。

署所・車両	拠点数・台数等	評価結果
消防署所	9署所	地域毎の格差も少なく良好である。
タンク車	9台	地域格差は大きくはないが、後着隊では周辺部の地域で平均走行時間がやや長くなる。
救急車	12台	良好である。
はしご車	4台	極めて良好である。
救助工作車	3台	良好ではあるが、兼任運用している。
化学車	2台	地域格差はあるが、一定の到着状況を確保している。

(課題)

運用効果の検証は、実際の人員運用体制を考慮したものではないため、詳細な検証が求められます。特に兼任運用している救助隊2隊や、管内全域を1隊で運用している指揮隊については、災害対応における救助活動状況や指揮統制状況を評価・検証する必要があります。

部隊運用の根拠として、警防規程を始め各種災害対応別の業務規程等が整備済みですが、災害対応状況はもとより、管内情勢の変化、消防施設や消防資機材の整備状況など、総合的な視点から適宜、運用検証・見直し等の措置を講じる必要があります。

部隊運用の検証・評価は、応じて部隊配置の再考に繋がるため、将来的な消防需要予測も併せ検証することが、今後の消防力整備に必要不可欠と考えます。



★ 取組の方針

年度毎、各種部隊の運用状況を検証・評価し、課題の抽出・改善に努めます。部隊運用検証・評価には、外部専門調査機関等の活用も検討します。将来の消防需要に併せた部隊運用計画を策定します。

★ 成果指標

成果指標 (目標値)	指標名：部隊運用計画の策定			
	策定時	現在	中間（5年経過）	将来（10年経過）
	策定なし	策定なし	フェーズ2としての部隊配置に基づく部隊運用を検討	フェーズ2での部隊運用の評価・今後の在り方に基づく今後の部隊配置を検討

★ 取組の方向性

年度毎、各種部隊の運用状況を検証・評価し、課題の抽出・改善に努めます。また、将来の消防需要に併せた部隊運用計画を策定します。以上から、下表のとおり2本の取組の柱を掲げ事業を実施します。

取組の柱	施策（重点取組に係る実施事業）
部隊運用状況の検証・評価	(1)事業名 部隊運用の検証・評価 説明 年度毎、各種部隊の運用状況を検証・評価する。 (2)事業名 外部専門機関を活用した検証・評価 説明 外部専門機関による検証・評価を検討する。
部隊運用計画の策定	事業名 部隊運用計画の策定 説明 将来の消防需要に併せた部隊運用計画を策定する。

★ 取組指標

指標名	策定時	現在	中間 (5年経過)	将来 (10年経過)
部隊運用の検証・評価	—	検証中	毎年度実施 中間評価・総括評価	
外部専門機関を活用した検証・評価	—	検証中	実施済み	次期計画のための評価実施済み
部隊運用計画の策定	—	策定中	策定済み	次期計画 策定検討済

★ 重点取組事項

基本方針3 組合運営を支える組織マネジメント
重点取組事項 3-2 消防施設の長寿命化
取組 庁舎施設の長寿命化

★ 現状と課題

<p>(現状)</p> <p>消防庁舎（現有9署所27棟）の整備、維持は、平成30年度に策定した公共施設等総合管理計画を根拠とします。</p> <p>令和2年度に、署所毎の個別施設計画（長寿命化計画）を策定し、個別施設計画に基づいて各消防署所の庁舎の長寿命化を順次図ります。</p> <p>(課題)</p> <p>個別施設計画に基づく各署所の長寿命化の実施にあたり、該当する国庫補助金がないこと、有利な地方債を利用することができないこと等が課題となっています。</p> <p>本部庁舎及び各署所は竣工から40、50年が経過している庁舎が複数あり、現在でも広域化前の状態を保っています。本部庁舎を始め各署所においては、配置人員と庁舎規模が見合っていない施設があるため、持続可能な広域消防として、施設を適正に配置することや適正な規模に見直す必要があります。</p>
--

★ 取組の方針

<p>予防保全型の維持管理により消防施設の長寿命化を図り、効率的な施設利用を推進することで、将来世代への負担の軽減を図りつつ、災害時の活動拠点であるため、計画的な消防施設の整備を進めます。</p> <p>必要な財源は、構成市町の一時的負担や、組合において消防施設整備等基金を積み立て、起債活用を併せ確保に努めていくことなど、充当方法を今後構成市町と協議を進めていきます。</p> <p>長寿命化は、屋根及び外壁の防水工事を中心とし、電気、衛生、給排水等の庁舎設備、事務室環境の整備などは個別施設毎の状況把握に努め、精査ののち、優先順位を設定のうえ実施するものとします。</p>
--

★ 成果指標

成果指標 (目標値)	指標名：庁舎長寿命化事業の実施			
	策定時	現在	中間（5年経過）	将来（10年経過）
	なし	50%	個別計画に基づく各署所の長寿命化のための大規模改修	

★ 取組の方向性

<p>長寿命化は、屋根及び外壁の防水工事を中心とし、電気、衛生、給排水等の庁舎設備、事務室環境の整備などは個別施設毎の状況把握に努め、精査ののち、優先順位を設定のうえ実施します。</p> <p>長寿命化の財源については、令和2年度の個別施設計画策定とともに、消防施設整備等基金及び起債等を活用するなど財源確保することとし、財政計画に盛り込みます。</p> <p>以上から、下表のとおり2本の取組の柱を掲げ事業を実施します。</p>
---

取組の柱	施策（重点取組に係る実施事業）
個別施設計画の策定 (長寿命化計画)	事業名 個別施設計画の作成 説明 9施設27棟に関する長寿命化計画を策定する。
庁舎長寿命化の実施	事業名 長寿命化の計画的実施 説明 計画に基づく庁舎長寿命化改修を行う。

★ 取組指標

指標名	策定時	現在	中間 (5年経過)	将来 (10年経過)
個別施設計画の作成	0%	100%	100%（令和2年度策定）	
長寿命化の計画的実施	0%	14.3%	100%（計画に基づく実施）	

★ 重点取組事項

基本方針3 組合運営を支える組織マネジメント
重点取組事項 3-3 財政基盤の安定化
取組 中期財政計画の策定

★ 現状と課題

<p>(現状)</p> <p>当組合は、平成30年度以降、実施計画策定に係る構成市町共同ヒアリング査定の際に、3か年度の財政計画を推計により示し、毎年度更新しています。</p> <p>財政計画は、組合財政運営の基本とし、実施計画査定及び予算編成査定における根拠計画としています。</p> <p>(課題)</p> <p>当組合の財政運営を考えるうえでは、保有する消防力と構成市町村が負担する分担金とのバランスが肝要です。当組合としては、最少の経費で最大の効果を発揮できるよう務める必要があります。</p> <p>経費の大部分を占める人件費については、計画中期までは「管内332名体制」と退職補充を原則に平準化する計画であるため、当面は大幅な増減はないものと思慮されます。</p> <p>今後は、経常的な義務的経費を除き、車両や通信指令施設の更新、庁舎修繕等の大型の投資的経費の負担について、年度ごとの分担金の平準化を図るための方策が求められます。</p>
--

★ 取組の方針

<p>財政計画は、中期的（10年）な財政状況を推計し、計画的かつ効率的な財政運営の基本方針として、社会経済情勢の変化や制度改正等の変化を迅速に反映させ、新たな財政需要等に適切に対応できるよう、毎年度、ローリング方式による見直しを行います。</p> <p>消防力整備計画に係る実施計画事業の実行性を担保するために、自主財源の確保・拡大と経常的経費も含めた歳出の見直しに努め、併せて、基金残高や起債残高を考慮した財政調整基金の活用を視野にいれ、また、計画期間中だけでなく、将来にわたり安定した財政運営を実現するため、世代間負担の公平性を担保しつつ、将来負担の割合に留意し、歳出の最適化を促進するとともに、急激な財政環境の変化にも対応できるよう備えることで、財政の健全性を保ちます。</p>
--

★ 成果指標

成果指標 (目標値)	指標名：財政計画の作成			
	策定時	現在	中間（5年経過）	将来（10年経過）
	50% (3年短期計画の作成)		100% (10年計画と3年短期計画の作成)	

★ 取組の方向性

<p>構成市町幹事との協議・調整により財政計画書を作成します。</p> <p>歳出推計は目的別での推計とし、政策的経費財源の算出精度を高め、実施計画に掲げられている事業の実現に必要な財源が確保できているかを計ります。</p> <p>財政指標として、基金積立及び組合債残高について数値目標を掲げます。</p> <p>以上から、下表のとおり取組の柱を掲げ事業を実施します。</p>
--

取組の柱	施策（重点取組に係る実施事業）
財政計画の作成	<p>(1)事業名 中期財政計画の作成 説 明 10年間の財政計画を作成する。</p> <p>(2)事業名 3年短期財政計画の作成・更新 説 明 実施計画及び予算編成査定に係る財政計画を作成する。</p> <p>(3)事業名 財政指標の作成 説 明 基金積立及び組合債残高に係る数値目標を設定する。</p>

★ 取組指標

指標名	策定時	現在	中間 (5年経過)	将来 (10年経過)
中期財政計画の作成	0%	作成中	100%（作成）	
3年短期財政計画の作成・更新	100%（継続）			
財政指標の作成	0%	作成中	100%（作成）	



## 第 5 章 資料編





## 成果指標一覧

### 基本方針1 住民サービスの更なる向上

#### 1-1 消防体制の充実強化

指標名	現在	目標(10年経過)
災害における事案収束時間の短縮	1.0 時間	1.0 時間以下
労働災害減少のため安全管理研修を実施	1 回	1 回以上
専用住宅火災の現場到着から鎮圧までの早期終息	62 分	平均 50 分以下
高度救助隊の設置検討	検討中	設置運用
消防訓練時のミニ講座参加者数	0 人/年	135 人以上/年

#### 1-2 救急体制の充実強化

指標名	現在	目標(10年経過)
複数救急救命士の乗車率	71.8%	100%
気管挿管救急救命士の乗車率	47%	50%
現場滞在時間の短縮	15.7 分	13.0 分以下
全救急車の ICT 端末の整備率	50%	100%
外国人に対する現場滞在時間の短縮	15.78 分	約 14 分以下
バイスタンダーによる心肺蘇生実施率	61.16%	70%以上
各種救命講習会への参加人数	5,141 人	11,000 人以上
救急車の適正利用による救急出場件数の増加抑制	11,101 件	14,000 件以下 (推計値 4%減)
救急隊に対する予防接種実施率	75%	100%

1-3 防火安全対策の推進

指標名	現在	目標(10年経過)
出火率(人口1万人あたりの火災件数)	2.6%	2.5%以下
建物火災における「類似火災」の低減 ※発火源が「こんろ」で、「放置する、忘れる」等の経過による火災	8%	10%以下
住宅火災による死者数 ※放火自殺者を除く	1人	0人
消防法令適合率 (消防用設備等点検及び防火管理者選任率)	71.5%	75.5%以上
火災原因に占める放火等の割合 ※放火等…放火、放火の疑い	20%	13%以下

1-4 大規模災害への対応力強化

指標名	現在	目標(10年経過)
災害対策マネジメント担当職員の育成	0人	10人以上
緊急消防援助隊派遣職員の養成	31人	50人以上
震災対応特殊車両小隊の定期訓練実施率	30%	100%
大規模災害に備えた情報共有化整備事業の実施率	30%	80%以上
災害対応用通信機器の整備	70%	導入率100%

## 基本方針2 消防を支える組織体制の強化

## 2-1 施設・設備の充実強化と効率化

指標名	現在	目標(10年経過)
車両購入費及び維持管理費の削減	削減率2%	削減率8%以上
現場到着時間の短縮(平均到着時間)	0.1分	1分以上
訓練を含み災害対応活動に伴う公務災害の防止	1件	0件
指令システムの整備等の進捗状況	現指令システム稼働	次期指令システム全更新準備

## 2-2 人材育成の推進

指標名	現在	目標(10年経過)
年間研修受講者数 (消防学校、消防大学校、市町村振興協会)	75名	90名以上
火災で出火原因を「不明」とする割合の減少	9%	6%以下
通信マニュアルの整備	策定済み	改訂・更新
予防技術検定合格者の配置率	53%	60%以上

## 2-3 関係機関との連携強化

指標名	現在	目標(10年経過)
構成市町との協議の場	年3回程度	年3回以上

基本方針3 組合運営を支える組織マネジメント

3-1 将来を見据えた消防体制の検討

指標名	現在	目標(10年経過)
定員適正化計画の策定	前期計画 策定済	次期計画の策定準備
フェーズ2への組織体制の評価・在り方検討	検討中	フェーズ2での組織体制の 評価・今後の在り方を検討
部隊配置計画の策定	策定なし	フェーズ2での組織体制の 評価・今後の在り方に基づく 部隊配置を検討
部隊運用計画の策定	策定なし	フェーズ2での部隊運用の 評価・今後の在り方に基づく 部隊配置を検討

3-2 消防施設の長寿命化

指標名	現在	目標(10年経過)
庁舎長寿命化事業の実施	50%	個別計画に基づく各署所の 長寿命化のための大規模改修

3-3 財政基盤の安定化

指標名	現在	目標(10年経過)
財政計画の作成	50% (3年短期計画の作成)	100% (10年計画と3年短期計画の作成)

## 消防車両等の整備について

消防広域化の効果を踏まえ、第8次消防力整備計画期間中における消防車両等の整備についての基本的な考え方は、次のとおりとします。

### 1 基本的な考え方

- (1) 住民サービスの水準を維持した重複車両の削減
- (2) 緒元、性能の平準化
- (3) 使用期限に基づく計画的な更新
- (4) 消防力の整備指針の遵守努力

### 2 車種別の整備の考え方

#### (1) 消防ポンプ自動車（タンク車・ポンプ車・化学車）

各所属に消防ポンプ自動車を配置します。

車両所属	令和元年度	令和10年度
特別消防隊	化学車Ⅱ(1,500ℓ・CAFS)	タンク車Ⅰ-A(1,500ℓ・CAFS) 2台 タンク車Ⅰ-A(1,500ℓ・救助・CAFS) 5台 タンク車Ⅱ(2,000ℓ) 3台 化学車Ⅱ(1,500ℓ・CAFS) 化学車Ⅱ(1,500ℓ) ポンプ車CD-I(800ℓ) ポンプ車CD-I(600ℓ・CAFS)
日進消防署	タンク車Ⅰ-A(1,500ℓ・救助)	
	タンク車Ⅰ-A(1,500ℓ・救助)	
西出張所	タンク車Ⅰ-A(1,500ℓ・救助)	
みよし消防署	タンク車Ⅰ-A(1,500ℓ・救助・CAFS)	
	タンク車Ⅰ-A(1,500ℓ・救助)	
南出張所	タンク車Ⅰ-A(1,500ℓ・救助)	
東郷消防署	タンク車Ⅰ-A(1,500ℓ)	
	タンク車Ⅰ-A(1,500ℓ・救助)	
豊明消防署	タンク車Ⅱ(2,000ℓ)	
	ポンプ車(800ℓ)	
	ポンプ車(水なし)	
	化学車Ⅱ(1,500ℓ)	
南部出張所	タンク車Ⅰ-A(1,500ℓ)	
長久手消防署	タンク車Ⅰ-A(1,500ℓ・救助・CAFS)	
	タンク車Ⅰ-A(1,500ℓ)	
	ポンプ車CD-I(600ℓ・CAFS)	
合計	17台	14台
備考		
○○○ℓ…車載できる水量 救助…ウィンチ装備		
CAFS…消火薬剤を混合した水を圧縮空気で膨張させて放出する消火システム		

消防活動の主力となるタンク車・ポンプ車・化学車については、広域化前に各消防本部で保有していた台数から削減し、各消防署2台、特別消防隊及び出張所は各1台の配置を基本とします。

タンク車は、各消防署に水を1,500ℓ積載したⅠ-A型を配置し、特に、救助工作車を配備していない消防署の1号車（主力車両）は、ウィンチ、油圧救助器具等を装備した救助タンク車を配置します。

西及び南出張所には、水2,000ℓを積載したⅡ型を配置します。

長久手消防署2号車及び豊明南部出張所1号車は、狹隘地域が多い地域性に配慮し、小型のポンプ車CD-I型（広域化前の整備車両）を配置します。

化学車（水1,500ℓ・消火薬剤500ℓ積載）2台は、整備計画における運用効果の評価を基本に、管内の危険物施設の分布や運用体制等に留意のうえ適正配置します。

#### タンク車・ポンプ車・化学車の装備例



タンク車（1,500ℓ・救助・CAFS）



タンク車（1,500ℓ・救助）



化学車（1500ℓ・CAFS）



ポンプ車（800ℓ・CAFS）

(2) はしご車等

消防署にはしご車等を配置します。

年度	令和元年度		令和10年度	
所属				
日進消防署	30mはしご車		⇒	30m級はしご車(3台) 高所救助車
みよし消防署	30mはしご車			
東郷消防署	高所救助車			
豊明消防署	40mはしご車			
長久手消防署	21m屈折はしご車			
合計	はしご車4台・救助車1台		はしご車3台・救助車1台	

はしご車の価格は、1台概ね2億数千万円です。また、購入から7年目、以後5年毎にはしご車の安全基準によるオーバーホール（分解整備）約4千万円が必要となります。

整備計画における運用効果の評価を踏まえ、将来的には大型はしご車の台数を削減します。

はしご車の装備例



30m級はしご車



高所救助車

(3) 救助工作車

消防署等に救助工作車を配置します。

年度 所属	令和元年度	令和10年度
特別消防隊	Ⅱ型救助工作車	Ⅲ型救助工作車(震災救助資機材含む) Ⅱ型救助工作車 Ⅱ型救助工作車
日進消防署		
みよし消防署		
東郷消防署		
豊明消防署	Ⅱ型救助工作車	
長久手消防署	Ⅱ型救助工作車	
合計	3台	

救助隊については、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」により消防署に救助工作車1台と隊員5名で編成する救助隊を配置することと定められています。しかし、人員配置面及び財政面から5台の車両を整備することは困難です。

このことから、前後牽引ウィンチ、2.9t吊クレーン、発電照明装置、震災等に対応できる高度救助資機材を搭載したⅢ型救助工作車を1台、高速道路や幹線道路、鉄道など交通状況、都市化によるテロ等の危険性を鑑み、前後牽引ウィンチ、2.9t吊クレーン、発電照明装置、基本救助資機材を搭載したⅡ型救助工作車2台を配置します。

整備計画における運用効果の評価を基本に、運用体制等に留意のうえ適正配置します。

救助工作車の装備例



Ⅱ・Ⅲ型救助工作車イメージ



## (4) 救急車

各所属に救急車を下表のとおり配置します。

車両 所属	令和元年度			令和10年度	
	号車	装備		号車	装備
特別消防隊	1	高度救命処置用資機材	→	1	高度救命処置用資機材
	2	非常用(予備)	→	2	非常用(予備)
日進消防署	1	高度救命処置用資機材	→	1	高度救命処置用資機材
	2	高度救命処置用資機材	→	2	高度救命処置用資機材
西出張所	1	高度救命処置用資機材	→	1	高度救命処置用資機材
みよし消防署	1	高度救命処置用資機材	→	1	高度救命処置用資機材
南出張所	1	高度救命処置用資機材	→	1	高度救命処置用資機材
東郷消防署	1	高度救命処置用資機材	→	1	高度救命処置用資機材
豊明消防署	1	高度救命処置用資機材	→	1	高度救命処置用資機材
	2	高度救命処置用資機材	→	2	高度救命処置用資機材
南部出張所	1	高度救命処置用資機材	→	1	高度救命処置用資機材
長久手消防署	1	高度救命処置用資機材	→	1	高度救命処置用資機材
	2	高度救命処置用資機材	→	2	高度救命処置用資機材
合計	13台		→	13台	

将来の人口増及び高齢化率の上昇を鑑み、救急車は現在の配置を継続します。

なお、救急隊員の救急車及び積載品の取扱い技術の汎用化のため、車両メーカー及び搭載する救命用資機材（AED、生体監視モニター等）を統一するとともに、自動心臓マッサージ器や電動ストレッチャーの導入を進め、より高度な救急活動を実施するとともに、救急活動の「質」を向上させます。

### (5) 指揮車・指令車

指揮車は指揮隊が運用する車両で、消防力の整備指針では、消防署に指揮車1台と指揮隊員3名で指揮隊を編成することとなっています。

しかし、当本部の指揮隊は、特別消防隊の1隊を基本とし、広域化前に豊明及び長久手消防署が運用していた指揮車を配置替えすることで車両更新を抑制します。

また、これまで大隊長（署長）用車両として各消防署に、トラックベースの指令車を配置していましたが、軽貨物車ベースに順次更新することで購入費用の低廉化を進めます。

指令車の仕様変更例



指令車（トラックベース）



指令車（軽貨物ベース）

### 車両更新計画

令和元年度から令和10年度

<b>精査前</b>	更新台数
	<b>68台</b>

<b>計画変更時</b>	更新台数
	<b>58台</b>

年度	車名	内容
1	タンク車	更新 (IA 救助)
	タンク車	更新 (IA 救助)
	救急車	更新 (旧車 非常用)
	救急車	更新 (旧車 日進2)
	指令車	更新 (ダイナW)
	予防連絡車	更新 (サクシード)
	事務連絡車	更新 (ノア)
	事務連絡車	更新 (ノアHV)
2	化学車	更新 (化II)
	救急車	更新 (旧車 非常用)
	救急車	更新 (旧車 廃車)
	指令車	更新 (サクシード)
	資機材搬送車	更新 (ダイナW)
	予防連絡車	更新 (サクシード)
	起震車	新規 (3tリフト)
3	タンク車	更新 (水II南1配置)
	タンク車	更新 (水II)
	救助工作車	更新
	救急車	更新 (旧車 日進2)
	救急車	更新 (旧車 非常用)
	予防連絡車	更新 (サクシード)
	事務連絡車	更新 (アルファード)
	事務連絡車	更新 (ムーブ)
4	タンク車	更新 (IA 救助)
	ポンプ車	更新 (IA)
	救急車	更新
	予防連絡車	更新 (サクシード)
	予防連絡車	更新 (サクシード)
	資機材搬送車	更新 (4t支援)
	事務連絡車	新規 (日進ハイゼット)



年度	車名	内容
1	タンク車	整備なし
	タンク車	更新 (IA 救助)
	救急車	更新 (旧車 非常用)
	救急車	更新 (旧車 日進2)
	指令車	更新 (ダイナW)
	予防連絡車	更新 (サクシード)
	事務連絡車	更新 (ノア)
	事務連絡車	整備なし
2	化学車	更新 (化II)
	救急車	更新 (旧車 非常用)
	救急車	更新 (旧車 廃車)
	指令車	整備なし
	指令車 (旧資機材搬送車)	更新 (ハイゼット)
	予防連絡車	更新 (サクシード)
	起震車	整備なし
3	タンク車	更新 (水II南1配置)
	タンク車	整備なし
	救助工作車	更新 (III型特消配置)
	救急車	更新 (旧車 日進2)
	救急車	更新 (旧車 非常用)
	予防連絡車	更新 (サクシード)
	事務連絡車	R3からR7更新へ変更
	事務連絡車	R3からR7更新へ変更
4	タンク車	更新 (IA長1配置)
	ポンプ車	整備なし
	救急車	更新
	予防連絡車	R4からR7更新へ変更
	事務連絡車	R4からR7更新へ変更
	資機材搬送車	更新 (4t支援)
	事務連絡車	整備なし
5	はしご車	更新 (30先屈)
	タンク車	更新 (水II)
	指揮車	整備なし
	水槽車	更新 (10t)
	水槽車	更新 (10t)
	救助工作車	更新 (救工II 水)
	救急車	更新 (旧車 非常用)
	はしご車	更新 (30先屈)
	指令車	更新 (ブラド)
	指令車	更新 (ダイナW)
	指令車	更新 (ダイナW)
	事務連絡車	更新 (ハイゼット)
5	はしご車	更新 (30先屈)
	タンク車	更新 (水II)
	指揮車	整備なし
	水槽車	更新 (10t)
	水槽車	更新 (10t)
	救助工作車	更新
	救急車	更新 (旧車 非常用)
	はしご車	R5からR4更新へ変更
指令車	R5からR8更新へ変更	
指令車	R5からR8更新へ変更	
指令車	R5からR8更新へ変更	
事務連絡車	R5からR9更新へ変更	
はしご車	更新	

第5章 資料編

6	タンク車	更新 (IA 救助)
	タンク車	更新 (IA 救助)
	タンク車	更新 (水II 西)
	救助工作車	更新
	救急車	更新 (旧車 廃車)
	はしご車	更新 (30先屈)
	はしご車	更新
	事務連絡車	新規 (みよしハイゼット)
7	タンク車	更新 (IA 救助)
	水槽車	更新 (10t)
	救急車	更新 (旧車 非常用)
	予防連絡車	更新
	事務連絡車	更新 (ハイゼット)
	事務連絡車	新規 (東郷ハイゼット)

8	水槽車	更新 (10t)
	救急車	更新 (旧車 非常用)
	指令車	更新 (ダイナW)
	指令車	更新 (ダイナW)
	支援車	更新 (4t)
	事務連絡車	更新 (ハイゼット)

9	救急車	更新 (旧車 非常用)
	はしご車	更新 (30先屈)
	指令車	更新 (指揮車)
	指令車	更新 (サクシード)
	事務連絡車	更新 (プリウス)

10	指令車	更新 (指揮車)
	資機材搬送車	更新 (4t)



6	タンク車	更新 (IA)
	タンク車	更新 (IA)
	タンク車	更新 (II A)
	救助工作車	更新
	救急車	更新 (旧車 廃車)
	はしご車	整備なし
	はしご車	R6からR5更新へ変更
	事務連絡車	整備なし
7	タンク車	更新 (IA)
	水槽車	更新 (10t)
	救急車	更新 (旧車 非常用)
	予防連絡車	R7からR8更新へ変更
	事務連絡車	R7からR8更新へ変更
	事務連絡車	整備なし
	予防連絡車	更新 (サクシード)
	事務連絡車	更新 (長久手事務連絡車)
	事務連絡車	更新 (消防長事務連絡車)
	事務連絡車	更新 (出納事務連絡車)
	事務連絡車	配備 (軽トラック)
8	水槽車	更新 (10t)
	救急車	更新 (旧車 非常用)
	指令車	R8からR9更新へ変更
	指令車	R8からR9更新へ変更
	支援車	R8からR10更新へ変更
	事務連絡車	R8からR9更新へ変更
	指令車	更新 (タウンエース)
	指令車	更新 (ハイゼット)
	指令車	更新 (ハイゼット)
	予防連絡車	更新 (サクシード)
	事務連絡車	更新 (本部事務連絡車)
9	救急車	更新 (旧車 非常用)
	はしご車	更新 (30先屈)
	指令車	R9からR10更新へ変更
	指令車	R9からR10更新へ変更
	事務連絡車	R9からR11更新へ変更
	指令車	更新 (ハイゼット)
	指令車	更新 (ハイゼット)
	事務連絡車	更新 (豊明事務連絡車)
	事務連絡車	更新 (ハイゼット)
	10	指令車
資機材搬送車		更新 (4t)
支援車		更新
指令車		更新 (指揮車)
搬送車		配備 (支援I型)
搬送車		配備 (支援II型)
指令車		更新 (フィールダー)

## 消防職員の定員について

### 1 消防広域化時の定員適正化に係る取組

#### (1) 広域化協議における合意事項

当組合は、平成30年4月の消防広域化協議により、広域化後の組織の円滑な運営を確保するための基本計画となる「尾三消防組合・豊明市・長久手市広域消防運営計画」を策定し、特に、広域化後の職員配置や車両更新等の重要事項については、第8次消防力整備計画及び関連個別計画が策定されるまでの行動指針として「尾三消防組合・豊明市・長久手市新消防組合基本構想」を定め、広域化当初からの運営体制の確保に努めています。

この基本構想により、令和2年度から当面の間の消防職員総数を332名とすることが合意されています。

#### (2) 消防広域化初年度

職員数の適正化に関して、消防広域化のスケールメリットとして、広域化前年度末に定年退職者等6人が減員するなか、退職補充等を行うことなく現場活動人員を増強配置し、特に、専門性が求められる予防業務や救急業務に係る要員を増員しています。

広域化前後における職員配置状況 (単位：人)

部 門 別	広域化前年度 (平成29年度)	広域化初年度 (平成30年度)	差分
事務部門(総務等要員)	40	28	△12
予防部門(本部・署予防要員)	28	32	4
指令部門(通信員等要員)	19	17	△2
警防部門(指揮・消火・救急・救助要員)	253	257	4
合 計	340	334	△6

備考 広域化前年度(平成29年度)は、広域化前の3消防本部の合算値

#### (3) 消防広域化2年目(平成31年度)

広域化初年度の実績を踏まえ、基本構想に基づく消防サービスの向上と経費節減を最大限見出すことを条件に、基幹となる消防署への副大隊長の配置、救助隊・救急隊の配置・運用を含めた各車両の乗換運用の是正、再任用職員・兼務予防要員の配置を含む予防体制の充実強化を図りました。

令和2年度からの332名体制に向けた、効率的かつ効果的な職員配置のベースとなる配置を実現しました。

**[災害対応事務]**

- 救助工作車・救急車の乗換運用を是正するため、豊明・長久手消防署を46人（1当務15人）とする。
- 救急出動件数の増加や連続出動により、十分な食事時間や休憩時間が取れないケースがある。今後も高齢化の進展に伴い、救急需要が増え続けることが予想されている中、救急隊員の心身の疲労回復、事故の防止等の観点から、適正な労務管理に努める。
- 特別消防隊に調査係を置き、指揮及び調査体制の強化を図る。

特別消防隊	運用車両・人員 (1当務)	
消防署 (38人体制)	指揮調査車 4	タンク車は救急隊の乗換運用。 各種災害に対応する乗換運用。 (隊長又は指揮監判断)
署長 1	救助工作車 5	
再任用職員 1	救急車① 3	
当務員 1係 12	タンク車 乗換	
2係 12	重機 乗換	
3係 12	支援車 乗換	
合計 38	資機材搬送車 乗換	
	赤バイ 乗換	
	合計 12	
日進署	運用車両・人員 (1当務)	
消防署 (40人体制)	タンク車 5	救急①号車隊及び救急②号車隊の出動件数 (活動時間) を平準化する。 はしご車 (旧東郷31号車) は救急隊の乗換運用。
署長 1	救急車① 3	
当務員 1係 13	救急車② 3	
2係 13	はしご車 乗換	
3係 13	水槽車 2	
合計 40	合計 13	
みよし・東郷署	運用車両・人員 (1当務)	
消防署 (31人体制)	タンク車 5	はしご車は救急隊の乗換運用。 ※東郷署のはしご車は高所救助車 (旧豊明32号車)
署長 1	救急車① 3	
当務員 1係 10	はしご車 乗換	
2係 10	水槽車 2	
3係 10	合計 10	
合計 31		
豊明・長久手署	運用車両・人員 (1当務)	
消防署 (46人体制)	タンク車 4	救急①号車隊及び救急②号車隊の出動件数 (活動時間) を平準化する。 はしご車は救急隊の乗換運用。 救助隊専任化 (3人)
署長 1	救急車① 3	
当務員 1係 15	救急車② 3	
2係 15	はしご車 乗換	
3係 15	救助工作車 5	
合計 46	水槽車 5	
	合計 15	
出張所	運用車両・人員 (1当務)	
消防署 (13人体制)	タンク車 4	タンク車と救急車は乗換運用。 原則、救急車出動時は3名乗車。
所長 1	救急車① 4	
当務員 1係 4	合計 4	
2係 4		
3係 4		
合計 13		

**[災害予防事務]**

- 予防体制の充実強化を図るため、予防要員に求められる能力の水準を考慮した適正な職員配置 (再任用職員、兼務予防要員の配置を含む。) を行う。

予 防 課	所 属	配置人員 (再任用職員)	兼務予防要員 (警防)		1日あたりの予防要員	
			総数	1当務あたり	平日	休日
	日進消防署	6 (2)	12	4	10	4
	みよし消防署	6 (2)	12	4	10	4
	東郷消防署	5 (2)	12	4	9	4
	豊明消防署	4 (0)	15	5	9	5
	長久手消防署	4 (0)	15	5	9	5

※全職員出動時の人数

**[人員配置]**

役職・所属	人員	役職・所属	人員	役職・所属	人員
消防長	1	特別消防隊	38	東郷消防署	31
次長(総括)	1	日進消防署	40	(予防課)	5
出納室	2	(予防課)	6	豊明消防署	46
総務課	7	西出張所	13	(予防課)	4
消防課	14	みよし消防署	31	南部出張所	13
予防課	5	(予防課)	6	長久手消防署	46
指令課	19	南出張所	13	(予防課)	4
				合計	345

※再任用職員10人を含む。

## 2 第8次消防力整備計画における定員適正化の考え方

第8次消防力整備計画では、現在の消防体制について、消防事務の処理状況と将来の消防需要予測をもとに評価し、定員適正化に係る課題の整理等を行っています。

## (1) 現有消防力の運用課題

指揮体制の強化	現状の指揮体制は特別消防隊の指揮隊1隊のみのため、災害現場への迅速な出動や複数発災時の対応が困難な状況にある。今後、指揮車の増強・整備を進めていくことが必要である。
車両運用人員の整備	現有車両の一部では、車両の乗り換えや消防隊と救急隊の兼務を行っているため、消防活動の内容や出動件数・頻度の多少を踏まえて、消防活動に支障が無いよう人員整備する必要がある。

## (2) 将来消防体制における検討課題

持続可能な組織体制の構築	<p>災害対応事務において、人員を可能な限り一時的な配置換え・運用替えにより部隊編成要員を確保するが、救命士の資格取得を始め、消防学校への入校等専門性を高める各種研修や年次休暇等が重なった場合、適正数での部隊運用ができない状況が都度発生する。</p> <p>また、予防課・総務課配属職員の災害対応要員への配置換えは、一時的であっても予防、総務事務の停滞、時間外の増加など影響を与える。</p>
	<p>消防本部の現体制は、災害対応事務及び災害予防事務の処理において、一定の消防サービス水準を維持しているが、消防需要が増加する場合は、必要な要員の確保を検討しなければならない。</p> <p>事務局総務課は、構成市町派遣3名と消防本部派遣6名の合計9名で事務執行しているが、所掌事務の処理量に対し要員不足の状況にある。</p> <p>消防本部の災害対応職員の絶対数を確保するためには、市町職員の派遣、事務職員のプロパー採用等が必要である。</p>

### 3 定員適正化の基本的な考え方

第8次消防力整備計画策定に伴う分析では、今後、管内人口や高齢者人口の増加傾向から消防需要が増すことが明白であり、定員の適正化には、特に救急需要への対応や指揮体制の強化について、部隊運用と併せ十分な検証と検討が必要となります。

更に、災害態様の変化への対応として、より高度化、専門化した消火・救急・救助部隊等の配置を検討することも求めています。

よって、定員適正化の基本的な考え方としては、下表のとおり、計画前期は安定した消防サービスの維持・向上に配慮しつつ、管内職員数 332 名を基本とした効率的な事業運営に努める方針としました。

計画後期では、定年年齢の引上げに伴う役職定年職員（61 歳以上の職員）の増加と、これまでの課題を解決し、増大する消防需要に対応するため、計画的な増員を行い、管内職員数を 350 名とします。この増員により、住民に提供する消防サービスの質を向上させます。

今後、消防需要等に変化が見られ、計画の再検討が必要になった場合は、構成市町と協議を重ね、計画の見直しを図ってまいります。また、組織の機構改革や事務事業の見直しなど、状況の変化に応じて適正な定員管理を行います。

定員適正化年次別方針

(単位：人)

年度 職員数	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
計画期間	前期（フェーズ1）					後期（フェーズ2）				
減員数	4	12	7	12	7	0	2	0	5	0
増員数	5	11	6	13	9	4	5	4	5	4
差 引	+1	-1	-1	+1	+2	+4	+3	+4	0	+4
職員数	335	334	333	334	336	340	343	347	347	351
派遣・休業	-1	-2	-1	-2	-4	-4	-2	0	0	-1
役職定年職員	—	—	—	—	—	2	5	9	10	13
管内職員数	334	332	332	332	332	336	341	347	347	350

- 備考 1 減員数は、前年度末における退職者数である。  
 2 増員数は、前年度に採用事務を行い、当該年度に新規採用する職員数である。  
 3 職員数は、当該年度当初の職員数である。  
 4 派遣・休業は、県、総務省等派遣及び育児、配偶者同行休業等に係る職員数である。  
 5 役職定年職員は、管内職員数に含む。  
 6 管内職員数は、消防本部や消防署所等に配置可能な職員数である。



短期財政計画（3年）

令和4年11月30日 作成

【歳入】

区分	令和4年度（当初予算）			令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	金額	財源		金額	財源		金額	財源		金額	財源	
		構成比	特定財源		一般財源	構成比		特定財源	一般財源		構成比	特定財源
1 分担金及び負担金	3,606,560	0	3,606,560	3,744,653	0	3,744,653	3,902,873	0	3,902,873	3,959,157	0	3,959,157
2 使用料及び手数料	4,911	0.1	4,907	4,470	0.1	4,466	4,470	0.1	4,466	4,470	0.1	4,466
3 国庫支出金	45,096	1.2	45,096	11,932	0.3	11,932	14,819	0.3	14,819	14,819	0.3	14,819
4 県支出金	1,321	0.0	1,321	1,306	0.0	1,306	1,349	0.0	1,349	1,349	0.0	1,349
5 財産収入	4,304	0.1	4,302	2,423	0.1	2,421	2,423	0.1	2,421	2,423	0.1	2,421
6 寄附金	1	0.0	0	1	0.0	0	1	0.0	0	1	0.0	0
7 繰入金	2	0.0	0	1	0.0	0	107,663	2.3	107,663	1	0.0	0
8 繰越金	20,000	0.5	0	20,000	0.5	0	20,000	0.4	0	20,000	0.5	0
9 諸収入	50,751	1.3	44,485	46,659	1.1	43,436	46,659	1.0	43,436	46,659	1.1	43,436
10 地方債	178,000	4.6	178,000	401,000	9.5	401,000	576,000	12.3	576,000	94,000	2.3	94,000
計	3,910,946	100.0	273,811	4,232,445	100.0	462,142	4,676,257	100.0	640,072	4,128,061	100.0	143,254

【歳出】

区分	令和4年度			令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	金額	財源		金額	財源		金額	財源		金額	財源	
		構成比	特定財源		一般財源	構成比		特定財源	一般財源		構成比	特定財源
1 人件費	2,960,114	75.7	48,553	2,977,619	70.4	46,981	3,013,067	64.4	46,981	3,039,653	73.6	46,981
2 物件費	280,827	7.2	2,012	278,815	7.7	2,055	335,957	7.2	2,098	334,126	8.1	2,098
3 維持補修費	21,741	0.6	0	21,741	0.5	0	21,637	0.5	0	21,637	0.5	0
4 扶助費	36,510	0.9	0	36,510	0.9	0	37,905	0.8	0	37,905	0.8	0
5 補助費	91,446	2.3	147	91,299	2.2	172	90,917	1.9	172	90,745	2.2	172
6 建設費	355,457	9.1	223,097	132,360	14.2	412,931	848,047	18.1	698,481	149,566	5.3	94,000
7 公債費	61,011	1.6	0	61,011	2.2	0	166,726	3.6	0	166,726	5.4	0
8 積立金	83,840	2.1	2	83,838	1.8	2	157,001	3.4	2	156,999	3.8	2
9 予備費	20,000	0.5	0	20,000	0.5	0	5,000	0.1	0	5,000	0.1	0
計	3,910,946	100.0	273,811	4,232,445	100.0	462,141	4,676,257	100.0	747,734	4,128,061	100.0	143,253

【分担金】

分担金率分	3,594,957			144,765			307,916			364,200		
	構成市町	R4との比較		構成市町	R4との比較		構成市町	R4との比較		構成市町	R4との比較	
		分担割合	分担率分		分担割合	分担率分		分担割合	分担率分		分担割合	分担率分
日進市	24.7465%	889,626	24.7630%	926,067	24.7630%	966,468	24.7630%	980,406	日進市	24.7630%	980,406	
豊明市	21.0177%	755,577	21.0081%	785,645	21.0081%	819,919	21.0081%	831,744	豊明市	21.0081%	831,744	
みよし市	20.3350%	731,035	20.4004%	762,918	20.4004%	796,202	20.4004%	807,684	みよし市	20.4004%	807,684	
長久手市	18.1780%	653,491	18.0706%	675,790	18.0706%	705,273	18.0706%	715,443	長久手市	18.0706%	715,443	
東郷町	15.7228%	568,228	15.7579%	589,302	15.7579%	615,011	15.7579%	623,880	東郷町	15.7579%	623,880	
計	100.0000%	3,594,957	100.0000%	3,739,722	100.0000%	3,902,873	100.0000%	3,959,157	計	100.0000%	3,959,157	

尾三消防組合消防力整備計画策定要綱

平成20年5月2日  
尾三消防組合要綱第2号

尾三消防組合消防力整備計画策定要綱（平成6年尾三消防組合要綱第11号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、尾三消防組合消防力整備計画（以下「計画」という。）を策定するため、必要な事項を定めるものとする。

（計画期間）

第2条 計画は、策定する年度の翌年度から10年間とする。

2 管理者は、前項の規定に関わらず、必要に応じて計画の見直しを命ずることができるものとする。

（基本構想）

第3条 管理者は、計画の策定にあたり「基本構想」を示すものとする。

（策定委員会）

第4条 計画を策定するため、尾三消防組合消防力整備計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

2 策定委員会は、尾三消防組合幹部会議設置要綱（平成10年尾三消防本部要綱第5号）第3条に定める者をもって組織し、会議は、事務局長が総括する。

（作業部会）

第5条 計画の原案を策定するため、尾三消防組合消防力整備計画作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

2 作業部会の委員は、総務課長及び消防署の課長又は主幹のうちから事務局長が任命する。

3 事務局長が特に必要と認めるときは、前項に定める者のほか必要な職員を参画させることができるものとする。

4 作業部会は、第3条に定める基本構想を尊重し、適切かつ効率的な計画を策定するため、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 組織に関すること。
- (2) 施設整備に関すること。
- (3) 財政計画に関すること。
- (4) その他必要と認める事項

（作業部会の組織）

第6条 作業部会に委員長を置き、総務課長をもって充て、委員長は会務を総理する。

2 作業部会に副委員長を置き、前条により委員に任命された者のうちから指名す

る者をもって充てる。

3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

4 作業部会の事務を処理するため、事務局を総務課に置く。

(専門部会)

第7条 作業部会の補助機関として、次の専門部会を置き、その構成は事務局長が指名する。

(1) 人事専門部会

(2) 財務専門部会

(3) 消防専門部会

(4) 救急専門部会

(5) 救助専門部会

(6) 予防専門部会

(7) 指令専門部会

(8) 特別専門部会

2 各専門部会は、作業部会から求められた内容を検討し、単独又は合同で調査検討し、関係資料を作成するものとする。

3 特別専門部会は、特に検討する必要のある事項を指定して、事務局長が指名する。

(原案の審査、調整)

第8条 作業部会は、各専門部会の調査検討資料を参考に計画の原案を策定し、策定委員会に付議しなければならない。

(計画の決定)

第9条 事務局長は、策定委員会で策定した計画をもって、管理者の決定を受けるものとする。

(意見の聴取)

第10条 計画は、必要に応じて組合構成市町関係部局の意見を聴き、策定するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

尾三消防組合・豊明市・長久手市新消防組合基本構想  
(消防広域化重点項目に関する協定)

平成29年12月27日

## 策定の主旨

消防の広域化は、大規模火災や同時多発の火災・救急に対応する消防力の強化、組織規模の拡大による警防・予防業務の職員の能力向上や質の向上、スケールメリットを生かした装備、施設の強化や効率化など数多くのメリットがある。

尾三消防組合、豊明市及び長久手市は、盤石な消防組織を構築するために消防を広域化し、尾三地域における住民サービスの向上と消防組織の運営を持続可能なものにしなければならない。

そのため、将来の管内情勢と消防需要の的確な予測のもと、広域化のスケールメリットを生かした消防力の平準化や効率化の観点から、消防力の運用効果とのバランスを取りながら、職員配置並びに消防車両、施設の更新及び維持管理経費の削減を図る必要がある。

これらを踏まえ、中長期的な視点に立ち、地域の実情に見合った新消防組合の総合的な運営を実現していくための羅針盤として本構想を策定する。

なお、本構想に示す内容は、広域化を開始するに当たって特に重要な事項について広域化後の当面の指針をまとめたものであり、構成市町の的確な行政統制のもと、新消防組合として確実に履行していくための協定とするものである。

## 第1 基本構想

### 1 基本構想

新消防組合として消防の責務を十分に果たしていくためには、将来の管内情勢と消防需要の変化に的確に対応しつつ、その運営を持続可能なものにしなければならない。

そのためには、消防といえども、厳格な定員管理と経費の削減が求められる。広域化が単なる組織の肥大化につながらないように、構成市町のガバナンスを強化した上で、将来にわたって消防力の強化並びに定員及び費用抑制に努めていくことを基本構想とする。

参考：総務省消防庁モデル及び類似団体の状況

項目	人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	署所数	職員数 (実人員)
消防本部名				
総務省消防庁 管内人口30万人モデル ※1	300,000	-	9	358
春日井市消防本部 ※2	311,344	93.0	6	314
大津市消防本部 ※2	342,154	465.0	10	326
草加八潮消防局 ※2	335,008	45.0	6	331
新消防本部 ※3	318,771	129.9	8	335

※1:平成22年4月21日総務省消防庁発表「消防の広域化を踏まえた消防のあり方検討会報告書」から引用

※2:各数値は、平成29年4月1日現在。全国消防長会発行「平成29年版消防現勢」から引用

※3:人口、面積及び署所数の数値は、平成29年4月1日現在の構成市町の合計、職員数(実人員)は、平成30年4月1日時の想定職員数

### 2 本書の位置づけ

本書は、広域化後の新消防組合の消防行政運営を推進する上での短期の基本構想と位置づけ、重点項目については、消防力整備計画及び関連する個別計画が策定されるまでの行動指針とする。

## 第2 基本方針

### 1 基本方針

基本構想に基づき、消防広域化によるスケールメリットを最大限に活用し、いかなる情勢下においても地域住民の負託に応えることのできる盤石な消防組織を構築するため、新消防組合の基本方針を次のとおり定める。

「安全で安心な暮らしを実感できる『まち』」から  
「安全で安心な暮らしを実感できる『地域』の実現」

- ① 住民サービスの更なる向上
- ② 消防を支える組織体制の強化
- ③ 組合運営を支える財政基盤の安定

### 2 重点項目

基本方針の実現に向け、新消防組合が推進する重点項目を以下のとおり示すこととする。

- ① 住民サービスの更なる向上

【重点項目】

職員・装備の配置、消防署の管轄区域

- ② 消防を支える組織体制の強化

【重点項目】

組織のガバナンス強化

- ③ 組合運営を支える財政基盤の安定

【重点項目】

装備・施設の充実強化と効率化

### 第3 基本方針及び重点項目の実行

#### ① 「住民サービスの更なる向上」

地域住民の安全で安心な生活の実現に向け、現場到着時間の短縮、初動・増援体制の強化と火災予防の強化を積極的に進めるため、適正な装備・人員の配置を行い住民サービスの更なる向上を実現する。

#### 【重点項目】 職員・装備の配置

##### 1 広域化後の職員配置

広域化後当面の職員配置は、下表の短期計画を基本とする。

職員数は、広域化前の341人から広域化時に335人とし、既に6人の削減を予定しているが、広域化後3年間で、配置人員の平準化及び効率化を図ることで、合計9人の削減が可能となる。

なお、新たな体制で消防需要に対応する中で、実績や調査等を鑑みながら短期計画を検証し、効率的な人員体制を定めていくものとする。

職員配置短期計画

単位：人

部門	消防本部	広域化前	1年目	～	3年目	備考
事務	事務系職員	88	74	→	76	火災調査業務の強化
	特別消防隊	32	34		35	指揮隊の強化
警防	日進消防署	31	37		40	救急隊の増隊
	西出張所	13	13		13	
	みよし消防署	31	31		31	
	南出張所	13	13		13	
	東郷消防署	31	31		31	
	豊明消防署	40	40		40	
	南部出張所	13	13		13	
	長久手消防署	49	49		40	配置職員の平準化
合計		341	335	332		



## 2 署所等の装備の配置

広域化後3年間の消防本部署所における主力車両の配置計画については、下表のとおりとする。

署所主力車両配置計画

単位：台

車両 年次 署所等	救急車			タンク車等			水槽車			はしご車			救助工作車		
	1年	2年	3年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	1年	2年	3年
特別消防隊	1	1	1										1	1	1
日進消防署	2 (+1)	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1			
西出張所	1	1	1	1	1	1									
みよし消防署	1	1	1	2	2	2	1	1	1	1	1	1			
南出張所	1	1	1	1	1	1									
東郷消防署	1	1	1	2	2	2	1	1	1	1	1	1			
豊明消防署	2	2	2	3	2 (-1)	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
南部出張所	1	1	1	1	1	1									
長久手消防署	2 (-1)	2	2	3	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	12	12	12	15	14 (-1)	14	5	5	5	5	5	5	3	3	3
説明	<p>○ ( )内は、前年次との比較を示す。</p> <p>○ 北部地区(日進市、長久手市)の救急需要を踏まえ日進消防署に救急隊1隊を増隊する。(車両は、救急尾三2号車を活用)</p> <p>○ 豊明消防署のタンク車(2次出動車両)を広域化後2年目に1台減ずる。(車両の削減による財政効果)</p>														

**【重点項目】 消防署の管轄区域**

**1 出動管轄区域と所轄区域**

広域化後の消防署の出動管轄区域については、広域化による消防力の運用効果を最大限に発揮することを目的とし、市町境界に捉わられることなく構成市町全域とする。

なお、消防団との連携、その他各市町が所管する事務に関しては、事務上の分担区分として所轄区域を設ける。

出動管轄区域及び所轄区域

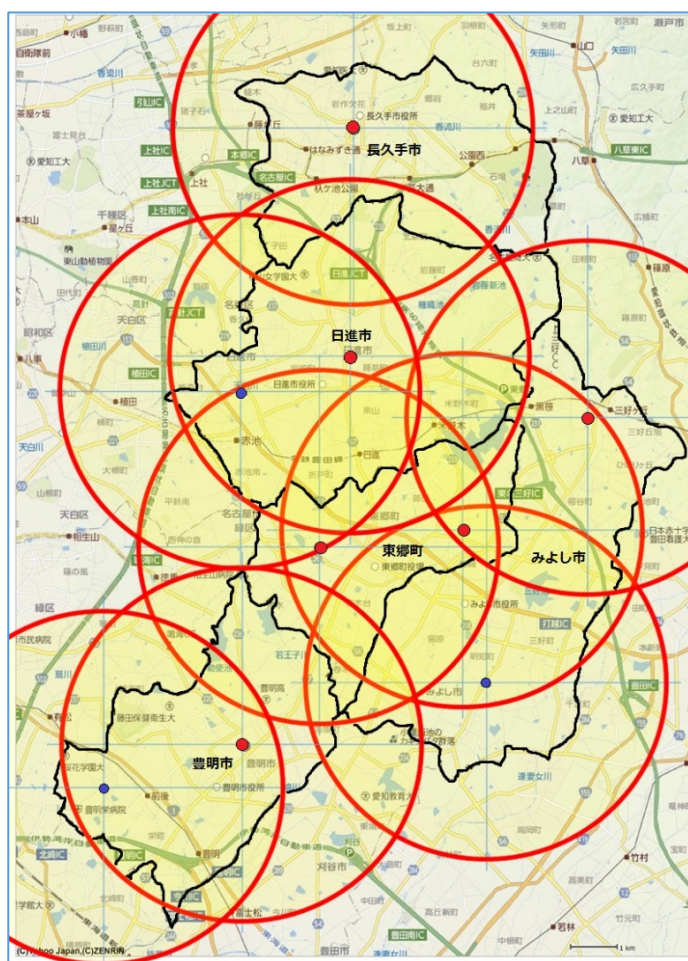
消 防 署	出 動 管 轄 区 域	所 轄 区 域 (事務分担区分)
日 進 消 防 署	日進市、みよし市、 東郷町、豊明市、 長久手市の全域	日 進 市
みよし消防署		みよし市
東郷消防署		東郷町
豊明消防署		豊明市
長久手消防署		長久手市

**2 出動管轄区域の状況**

出動については、直近の署所からの出動となるため、市町境界に関係しない。管内は、各署所から一定の距離によって包囲されており、距離（到着時間）から見て管内が均等になるよう分割されている状態となる。

右図は、各署所から半径4kmの同心円で包囲状況を示した。

広域管内全域を包囲しており、円の重なりが多い場所ほど第2着、第3着が短時間で到着できる確率が高い。



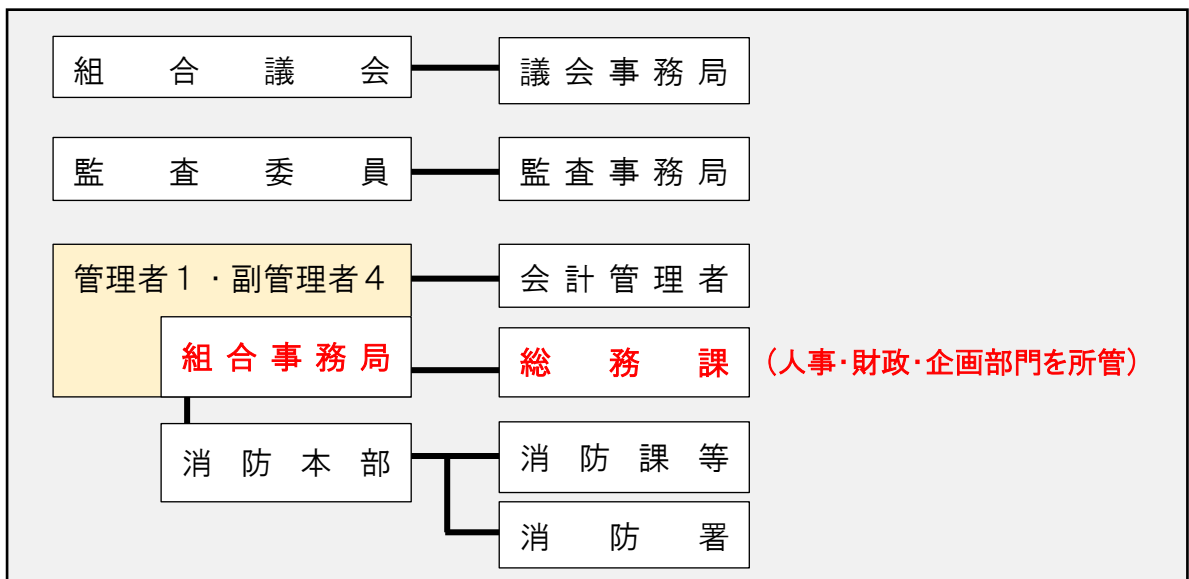
半径4kmでの包囲状況

「消防を支える組織体制の強化」

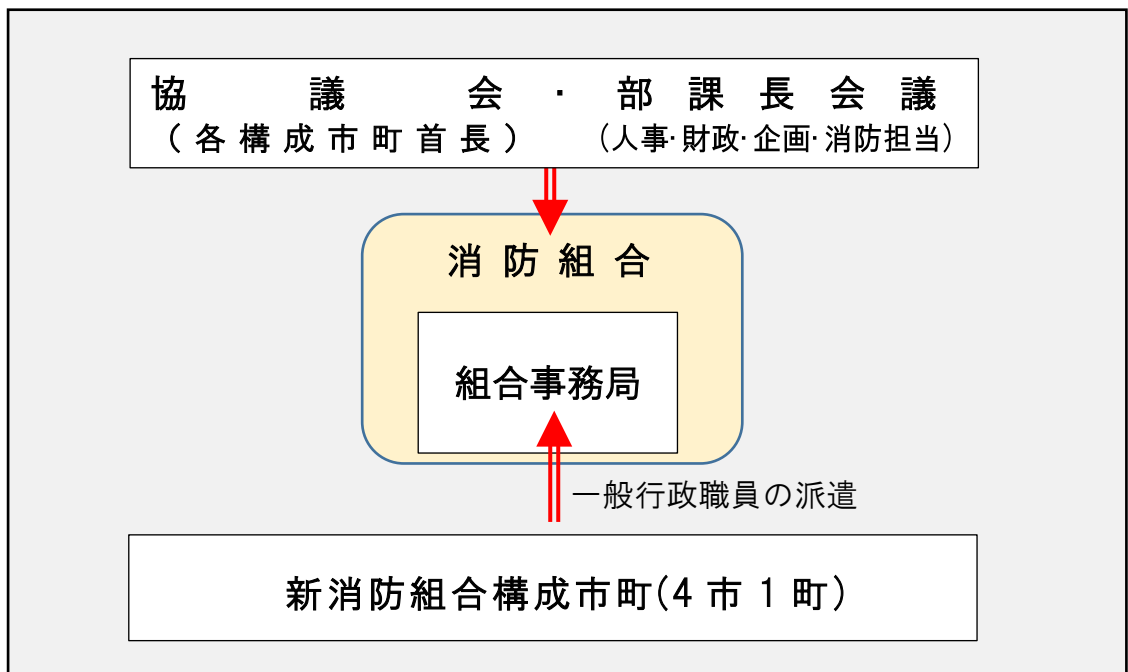
【重点項目】 組織のガバナンス強化

消防組合の運営に関する行政統制機能を十分に果たすため、消防組合に管理者直轄の事務局を設置する。加えて、組合構成市町の職員で構成された会議体を組織し、組合運営に対するガバナンスを確固としたものとする。

組 織 図



組織におけるガバナンス強化のイメージ図



② 「組合運営を支える財政基盤の安定」

新消防組合の運営において、広域化によるスケールメリットを生かした消防力の効率化と消防需要に対する装備の平準化を進めることで、安定した組合運営を実現する。

【重点項目】 装備・施設の充実強化と効率化

施設の改築及び改修並びに消防車両、資機材の配備等に関する長期的な計画については、人口推計や社会情勢を見据え、消防需要の変化を予測して広域化後に策定するが、広域化後3年間の主力車両の更新、整備については、表2の内容を基本計画とする。

表1 広域化前の各消防本部の主力車両更新計画  
(平成29年度～平成31年度実施計画から抜粋)

		30年度	31年度	32年度(予定)
タンク車	尾三	ポンプ車へ仕様変	43,000千円	
	豊明	68,000千円	63,000千円	
ポンプ車	豊明		36,000千円	
救急車	尾三		32,000千円	
化学車	豊明		75,000千円	
はしご車	尾三	238,000千円		
はしご車 オーバーホール	尾三		39,000千円	
	長久手			
合計		306,000千円	288,000千円	0円

(金額：百万円未満切り上げ)

表2 広域化後の新消防組合の主力車両更新計画

(広域化前実施計画の金額による試算)

		30年度	31年度	32年度(予定)
タンク車	尾三		43,000千円	
	豊明	<del>68,000千円</del>	→ 68,000千円	
			廃止 <del>63,000千円</del>	
ポンプ車	豊明		<del>36,000千円</del>	→ 36,000千円
救急車	尾三		32,000千円	
化学車	豊明		<del>75,000千円</del>	→ 75,000千円
はしご車	尾三	<del>238,000千円</del>		
はしご車 オーバーホール	尾三		39,000千円 39,000千円	
	長久手			
合計		0千円	221,000千円	111,000千円

(金額：百万円未満切り上げ)

表3 車両の更新整備の効率化における財政軽減効果

	30年度	31年度	32年度(予定)
広域化前の実施計画 合計	306,000千円	288,000千円	0円
広域化後の更新計画 合計	0千円	221,000千円	111,000千円
差額	△306,000千円	△67,000千円	111,000千円
	△262,000千円		

3年間の車両更新経費の削減を図る。

第 8 次 策 定  
尾 三 消 防 組 合  
消 防 力 整 備 計 画  
( 中 間 見 直 し 版 )

令 和 5 年 3 月

編 集 尾 三 消 防 組 合





尾三消防組合公式キャラクター「サンビーくん」を紹介します。

平成 30 年 4 月の消防広域化を機に、管内の皆さまに、より親しみをもっていただけるよう、平成 31 年 3 月に公式キャラクターを制作しました。

なまえ	サンビーくん
モチーフ	「鷹（タカ）」 管内地図が大きな羽を広げた鷹に見えることから、鷹をモチーフにしました。
特徴	「尾三」にちなんで、3色カラーの三本の尾羽根が特徴です。3色のうち、オレンジはレスキューを、青は火を消す消防を、グレーは救急を表しています。
キャッチコピー	大空からみんなを守るかわいいファイヤーホーク